(七二)

〇環境影響評価法の一部を改正する法

〇社会経済の変化を踏まえた年金制度

の機能強化のための国民年金法等の

報

(七二)

〇信託業法の一

部を改正する法律

0

官

律 (七三)

○国土交通省組織令の一部を改正する

〇環境省組織令の一部を改正する政令

政令 (二一六)

料を定める政令の

一部を改正する政 日当及び宿泊

告示の一部を改正する告示

(厚生労働・国土交通・環境一)

づき主務大臣が定める物質を定める 関する法律第二条第六項の規定に基

令

(三)九)

〇検察審査員等の旅費、

正する政令(二一八)

〇原子力規制委員会組織令の

一部を改

O船舶の再資源化解体の適正な実施に

五

法規的告示

吾

○原子力規制委員会組織規則の一部

改正する規則(原子力規制委六)

垂

(三一七)



外) **内閣府** ^{国立印刷局)}

(号 **発 行** (原稿作成

○道路交通法の一部を改正する法律の ○道路交通法施行令の一部を改正する O更生保護法施行令の一部を改正する 政令 (二二二) 政令 (二二〇) 施行期日を定める政令(二二一)

〇社会経済の変化を踏まえた年金制度 行に伴う関係政令の整備に関する政 の機能強化のための国民年金法等の 部を改正する等の法律の一部の施

府 令

○道路交通法施行規則の一部を改正す る内閣府令 (内閣府五七)

Oスポーツ基本法及びスポーツにおけ

法

律

目

次

する法律の一部を改正する法律 るドーピングの防止活動の推進に関

令

〇法務局及び地方法務局の支局及び出 の一部を改正する省令(法務三八) 張所設置規則及び登記事務委任規則

O漁業の許可及び取締り等に関する省 〇賃金構造基本統計調査規則の 改正する省令(厚生労働六七) 一部を

令の一部を改正する省令 (農林水産二九)

〇盗難特定金属製物品の処分の防止等

部を改正する等の法律 (七四)

に関する法律

(七五)

찃

規

則

政

仓

吾

秃

풢

官庁報告

産 業

日本産業規格(経済産業省)

その他告示

○伊勢湾海上交通センターが運用する する告示等の一部を改正する告示 伊良湖岬船舶通航信号所及び同セン ターが行う情報の提供等の方法に関

磊

(海上保安庁一五)

することとした。(第二項関係)

確保されなければならない旨を追加 性別、年齢、障害の有無等にかかわ

福を享受できるようにするとともに、豊か

多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸

参画することのできる機会等については、 ツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に

全ての国民がスポーツに親しみ、

スポー

ばならない旨を追加することとした。(第1 さを実感できる社会の実現が図られなけれ

(≡) 項関係)

多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊か 感動と希望をもたらし、人々の創造性を育 がるものである旨を追加することとした。 さを実感できる社会の実現により一層つな するなど、スポーツと他の分野との連携は、 み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与 スポーツと文化芸術との連携が、人々に (第五項関係)

の果たす役割は、多様な国民一人一人が、 はスポーツを支える活動に参画すること、 スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又 てつながること等によって果たされるもの スポーツに関し集うこと、スポーツを通じ 国民生活における多面にわたるスポーツ

スポーツに親しむことのできる機会の確

を追加することとした。(第二条第一項関 において行うことができるようにする旨 の有無等にかかわらず、あらゆる機会等・ スポーツは、人種、性別、 年齢、障害

耋

(農林水産九七〇)

一部を改正する件

法令のあらまし 公布された

◇スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピン

する法律 (法律第七一号)(文部科学省) グの防止活動の推進に関する法律の一部を改正

スポーツ基本法の一部改正関係

○組換えDNA技術応用飼料及び飼料

添加物の製造基準の

一部を改正する

(同九七一)

添加物の安全性に関する確認の手続

O組換えDNA技術応用飼料及び飼料

2 基本理念 である旨を追加することとした。(第七項関

益

 \triangleright

 \bigcirc

- (2)ばならない旨を追加することとした。(第 及び支援が得られるよう推進されなけれ 重要性に対する国民の認識を深めるな 律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の グの防止に関する国際規約その他関係法 い旨、また、スポーツにおけるドーピン ことのないよう推進されなければならな う者に対し、不当に差別的取扱いをする 関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行 国民の理解の増進に関する法律その他の ダーアイデンティティの多様性に関する ど、スポーツに対する国民の幅広い理解 一条第八項関係) スポーツは、障害者基本法、男女共同 性的指向及びジェン
- 1918年自加することとした。(第二条第一項ることを旨として推進されなければならなる)。 ともに、豊かさを実感できる社会を実現す がいを持ち幸福を享受できるようにすると スポーツは、多様な国民一人一人が生き
- されなければならない旨を追加することと した。(第二条第三項関係) スポーツは、地域振興に資するよう推進
- 四項関係) らない旨を追加することとした。(第二条第 会の実現に資するよう推進されなければな スポーツは、健康で活力に満ちた長寿社
- ととした。(第二条第五項関係) うことができるよう、必要な配慮をしつつ、 の国民が自主的かつ積極的にスポーツを行 推進されなければならない旨を追加するこ 共生社会の実現に資することを旨として、 スポーツは、障害者をはじめとする全て
- スポーツ団体の努力等 ペシャルオリンピックス世界大会」を追加 として、「デフリンピック競技大会」及び「ス することとした。(第二条第六項関係) 国際的な規模のスポーツの競技会の例示
- 運営の確保を図るよう努めるものとするこ きるよう、その運営基盤を強化し、健全な ととした。(第五条新第二項関係) ボーツの振興のための事業を行うことがで スポーツ団体は、自主的かつ自立的にス

- 明記することとした。(第七条関係) 国等が連携を図る関係者として、スポー 文化芸術その他の分野の民間事業者を
- 及び市町村の教育委員会等が共同して定める めることができる旨を追加することとした。 ツに関連する他の計画と一体のものとして定 ことができる旨を明記するとともに、スポー (第一○条第一項及び新第二項関係) 地方スポーツ推進計画について、都道府県
- スポーツの推進のための基礎的条件の整

5

スポーツ施設の整備等

ものとすることとした。(第一二条新第 る地域社会の形成に資するよう努める 内外の交流の促進等を通じて、活力あ 進を図り、地域経済の活性化及び地域 携により、まちづくりとの一体的な推 総合的かつ複合的な整備並びにスポー ポーツ施設、他の施設及び周辺地域の 設の整備及び活用に当たっては、ス国及び地方公共団体は、スポーツ施 ツ産業の事業者その他の関係者との連

- スポーツに関する諸科学の例示とし 追加することとした。(第一四条関係) 応に特に留意しなければならない旨を 旨を追加するとともに、当該措置を講 置を講ずるよう努めなければならない のための環境の整備その他の必要な措 故の防止等について、スポーツの実施 ずるに当たっては、気候の変動への対 国及び地方公共団体は、スポーツ事
- とした。(第一六条第一項関係) 学、倫理学及び教育学」を追加すること て、「薬学、栄養学、法学、経済学、社会
- 術の活用のための環境の整備等 スポーツの推進に寄与する情報通信技 備、当該情報通信技術の活用を支援す 報通信技術の活用のための環境の整 国は、スポーツの推進に寄与する情

報通信技術の活用のための施策の推進 を図るよう努めるものとすることとし 案し、その地方公共団体の地域の状況 に応じたスポーツの推進に寄与する情 地方公共団体は、イの国の施策を勘

> 国、地方公共団体及びスポーツ団体 高等学校等の生徒のスポーツが人

めるものとすることとした。(新第一六 動に寄与する情報通信技術の活用に努 ための事業の状況に応じ、その事業活 スポーツ団体は、スポーツの振興の

措置を講ずるよう努めなければならな

いこととした。(新第一七条の三関係)

国は、大学におけるスポーツがス

校等の生徒のスポーツの推進に必要な み、相互に連携を図りながら、高等学 おいても重要な役割を果たすことに鑑 ず、競技水準の向上の基盤の強化等に 格の形成及びスポーツの普及のみなら

発達段階に応じたスポーツの推進等 た。(新第一六条の三関係) よう努めなければならないこととし を確保するために必要な措置を講ずる 継続的に多様なスポーツに親しむ機会 発達段階に応じて学校の内外を問わず 連携を図りながら、これらの者がその ツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に は、幼児、児童、生徒、学生等のスポー 国、地方公共団体及びスポーツ団体

スポーツ産業の事業者が果たす役割の

することとした。(新第一七条の四関 究の推進に必要な施策を講ずるものと

- に親しむ機会の確保 中学校等の生徒が継続的にスポーツ
- ずるよう努めなければならないこと とした。(新第一七条の二第一項 会を確保するために必要な施策を講 が地域においてスポーツに親しむ機 緊密な連携の下に、中学校等の生徒 域スポーツクラブその他の団体との う、地域の実情に応じて、学校、地 なスポーツに親しむことができるよ え、中学校等の生徒が継続的に多様 の部活動の実施に係る状況を踏ま の数の減少及びこれに伴う中学校等 地方公共団体は、中学校等の生徒
- 言、指導、経費の補助その他の援助 施策の円滑な実施のために必要な助 した。(新第一七条の二第二項関係) を行うよう努めるものとすることと 国は、地方公共団体に対し、什の

活用に関する調査研究の推進に必要な る人材の確保及び当該情報通信技術の

施策を講ずるものとすることとした。

|新第一六条の二第一項関係|

- た。(新第一六条の二第二項関係)
- 条の二第三項関係

を図る上で重要な役割を果たすもので

ツへの国民の参加の促進及び地域振興 ポーツの普及、競技水準の向上、スポー

あることに鑑み、大学におけるスポー

ツの推進及びスポーツに関する教育研

- 境の整備 (1)び地域振興」を追加することとした。 スポーツの更なる振興に資するよう、 た国民経済及び地域経済の発展並びに に「スポーツへの国民の参加の促進及 旨を追加することとした。(第一八条関 との連携等の施策を講ずるものとする スポーツ団体とスポーツ産業の事業者 スポーツ産業の事業者が果たす役割 国は、スポーツを通じた活力に満ち (第一八条関係)
 - 多様なスポーツの機会の確保のための環
- 増大及び地域経済の活性化を図るため、 業の事業者その他の事業者の事業機会の るとともに、これを通じて、スポーツ産 ずるよう努めなければならないこととし 要な環境の整備その他の必要な施策を講 かつ付加価値の高いサービスの提供に必 スポーツを楽しむ機会等に関連する良質 応じてスポーツを楽しむ機会等を確保す た。(新第二一条の二関係) 国及び地方公共団体は、多様な需要に

した。(第二六条関係)

- (2) 情報通信技術を活用したスポーツの機
- う努めなければならないこととした。 たスポーツの機会の充実が図られるよ 体と連携して、情報通信技術を活用し ては、特に、スポーツを行う者の心身 スポーツ団体は、イの連携に当たっ 国及び地方公共団体は、スポーツ団 (新第二四条の二第一項関係)
- ければならないこととした。(新第二四旨として、当該連携を行うよう努めな 条の二第二項関係) 活動を公正かつ適切に実施することを 慮しつつ、スポーツに関するあらゆる の健康の保持増進及び安全の確保に配

(号外第 137 号)

- する規定についての所要の改正 全国的な規模のスポーツの競技会等に関 名称の変更
- パラスポーツ協会」に変更することと ツ協会」の名称を「公益財団法人日本 した。(第二六条等関係) 「公益財団法人日本障がい者スポー
- む機会を提供することにより、地域振興 るとともに、広く国民がスポーツに親し ポーツ団体と連携して開催することとす に資するものとする旨を追加することと ツ大会について、各運動競技に係るス 国民スポーツ大会及び全国パラスポー ることとした。(第二六条等関係) |全国パラスポーツ大会」に変更す 「全国障害者スポーツ大会」の名称
- とした。(第二七条新第二項関係) 成に必要な施策を講ずるものとすること 保及び当該招致又は開催に係る人材の育 とを目的とする法人の運営の透明性の確 該国際競技大会の実施及び運営を行うこ 又はその開催が適正になされるよう、当 国は、国際競技大会の我が国への招致
- 地域振興」を追加することとした。(第 国民の参加の促進及びスポーツを通じた 企業等が果たす役割に「スポーツへの

- スポーツの公正及び公平の確保等
- た。(新第二九条第一項関係) 置を講じなければならないこととし が害されることのないよう、必要な措いう。)によりスポーツを行う者の環境 言動(盗撮等を含む。)、インターネッ かつ相当な範囲を超えたもの、性的な を背景とした言動であって業務上必要 ト上の誹謗中傷等(以下「暴力等」と 行う者に対する、暴力、優越的な関 国及び地方公共団体は、スポーツを
- ることとした。(新第二九条第二項関 されることのないよう努めるものとす 等によりスポーツを行う者の環境が害 いて、スポーツを行う者に対する暴力 スポーツ団体は、その行う事業につ
- ことのないよう、必要な措置を講ずるよ う努めるものとすることとした。(新第 スポーツにおける公正な環境が害される 関連する違法行為又は不正行為により ツに係る競技の不正な操作その他これに 国は、スポーツ団体と連携して、スポー
- た。(新第二九条の三関係) して調査及び研究を追加することとし 明記するとともに、必要な施策の例示と 関係機関とも連携を図るものとする旨を 法人日本アンチ・ドーピング機構以外の グの防止活動を実施するため、公益財団 防止に関する国際規約に従ってドーピン 国は、スポーツにおけるドーピングの
- 的な役割を担うスポーツ団体の組織運営 に関する指導等の状況についての報告等 スポーツの公正の確保等のための具体 国的な規模のスポーツ団体の組織運営 ツ協会に対し、それぞれに加盟する全 員会及び公益財団法人日本パラスポー 会、公益財団法人日本オリンピック委 することとした。(新第二九条の五第 に関する指導等の状況について報告を 国は、公益財団法人日本スポーツ協 必要に応じ、助言を行うものと

- めるものとすることとした。(新第二九公正性及び透明性の確保を図るよう努 条の五第二項関係) を公表すること等により、その運営の 会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が 当該指針に従って講じた措置の状況等 する指針に基づき、その事業活動に関 定めるスポーツ団体の適正な運営に関 自らが遵守すべき基準を作成し、
- スポーツの振興のために必要な資金等 るよう努めなければならないこととした。 する知識、人材及び資金の好循環を実現す 国は、スポーツの振興を通じてこれに関 (新第三六条第一項関係)
- るよう努めるものとすることとした。(新第 通じて、社会の発展及び地域振興に貢献す こととした。(新第三六条第二項関係) 資金を得るための措置を講ずるものとする 金その他のスポーツの振興のために必要な ポーツの振興を目的とする事業に要する資 地方公共団体又はスポーツ団体が行うス はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を 二の資金の支給を受ける地方公共団体又 国は、スポーツを支える者の協力の下に
- 進に関する法律の一部改正関係 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推 三六条第三項関係)

けるものとすることとした。(第八条関係) 人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付 施行期日等 国等が連携を図る関係者として、「一般社団法

2

することとした。ただし、一の5の三の11の口 えない範囲内において政令で定める日から施行この法律は、公布の日から起算して三月を超 令和一三年一月一日から施行することとし

◇信託業法の一部を改正する法律(法律第七二号)

の適用の整理 公益信託の引受け等に関する信託業法の規

法第三条の規定による信託業の免許又は同法第 約の締結の代理若しくは媒介について、信託業 公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契

係る規定の適用を除外することとした。(信託業 六七条の規定による信託契約代理業の登録等に 法第九○条の二関係)

スポーツ団体は、政令で定める審議

日から施行することとした。 この法律は、公益信託に関する法律の施行の

◇環境影響評価法の一部を改正する法律 (法律第

代えて、次に掲げる事項を記載した計画段階環 条の三第一項第三号及び第四号に掲げる事項に 設置されている区域又はその近接区域(当該既 ければならないものとした。(第三条の三第二項 境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しな 項についての検討を行った結果について、第三 として実施しようとする者は、計画段階配慮事 する比が政令で定める数値の範囲内であるもの 既存工作物と同種の工作物(当該工作物の規模 存工作物が設置されている区域の境界から政令 し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が に限る。) の新設を当該工作物に係る第一種事業 で定める距離までの区域をいう。)において当該 に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対 環境影響評価方法書の作成前の手続の見直し 既存工作物について、当該既存工作物を除却

事業実施想定区域

- 配慮の内容 当該第一種事業に係る環境の保全のための
- 得なければならないものとした。(第五二条関 掲げる手続を経たときは、○から回までに掲げ かじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を ができるものとし、この場合においては、あら ネットの利用その他の方法により公開すること る書類を、それぞれ政令で定める期間、インター 環境影響評価に係る書類等の公開 環境大臣は、事業者等が次の一から回までに
- 替えて適用する場合を含む。)の規定による公 の規定による公表 当該公表がされた配慮書 規定により読み替えて適用する場合を含む。) 第七条(第四○条第二項の規定により読み 第三条の四第一項(第三八条の六第三項の 当該公表がされた環境影響評価方法書

- み替えて適用する場合及び第四八条第二項に 定による公表 当該公表がされた環境影響評 おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規 第一六条(第四○条第二項の規定により読
- 定による公表 当該公表がされた環境影響評 おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規 み替えて適用する場合及び第四八条第二項に により読み替えて適用する場合を含む。)の規 第三八条の三第一項(第四〇条の二の規定 第二七条(第四○条第二項の規定により読
- ら起算して二年を超えない範囲内において政令 で定める日から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、公布の日か 定による公表 当該公表がされた報告書

のための国民年金法等の一部を改正する等の法◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化 律の (法律第七四号)(厚生労働省)

- 国民年金法の一部改正関係 基礎年金の子の加算の見直し
- るときは、その子一人につきそれぞれ二六 権者がその権利を取得した当時その者に 加算することとした。(第二七条の六関係) 万九、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を よって生計を維持していたその者の子があ 老齢基礎年金に子の加算を創設し、受給
- れ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じて得 権者によって生計を維持しているその者の た額を加算することとした。(第三三条の一 子があるときは、その子 一人につきそれぞ 障害基礎年金の子の加算を拡充し、受給
- 計を同じくしていた子があるときは、その 権者がその権利を取得した当時その者と生 子一人につきそれぞれ二六万九、六〇〇円 に改定率を乗じて得た額を加算することと した。(第三九条第一項関係) 遺族基礎年金の子の加算を拡充し、受給
- とした。(第二八条第一項関係) 礎年金の支給繰下げの申出を可能とすること 遺族厚生年金の受給権者について、老齢基

- 3 の支給を停止する規定を削除することとし 同じくするその子の父又は母があるときにそ た。(第四一条第二項関係) 子に対する遺族基礎年金について、生計を
- 年金基金連合会に対する死亡の届出を不要と 出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出を することとした。(第一三八条関係) した場合は、当該者は国民年金基金又は国民 入員又は受給権者の死亡の届出について、 八員又は受給権者の死亡の届出について、届国民年金基金又は国民年金基金連合会の加
- ないこととした。(附則第九条の三の二第一項 の許可を受けて日本を出国した者は、当該再 入国の許可を受けている間、その請求ができ

四四条第一項及び第二項関係)

障害厚生年金に子の加給年金を創設し、

定率を乗じて得た額とすることとした。(第 者があるときは、二〇万二、二〇〇円に改

厚生年金保険法の一部改正関係 厚生年金保険の適用拡大

- 業員を使用する事業所を適用事業所とする 業の種類にかかわらず、常時五人以上の従 こととした。(第六条第一項関係) 厚生年金保険の適用事業所について、 事
- ととする要件を削除することとした。(第 間の四分の三未満である等の短時間労働者 される通常の労働者の一週間の所定労働時 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用 に係る厚生年金保険の適用除外の要件のう 事業所に使用される者であって、その一 報酬が八万八、○○○円未満であるこ
- 2 高等級の上に更に等級を加える改定を行うこ の被保険者総数に占める割合に着目して、最 るとともに、最高等級に該当する被保険者数 とができることとした。(第二〇条関係) ついて、最高等級の上に段階的に等級を加え 厚生年金保険の標準報酬月額の等級区分に
- ととした。(第四四条の四及び第四四条の五関 厚生年金の支給繰下げの申出を可能とするこ 生年金を支給すべき事由が生じた日後も老齢 金の請求を行っていない場合に、当該遺族厚 遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年
- 万円とすることとした。(第四六条第三項) 在職老齢年金制度の支給停止調整額を六一

- 厚生年金の加給年金の見直し の者の子があるときは、その子一人につき 当時その者によって生計を維持していたそ を維持していたその者の六五歳未満の配偶 の権利を取得した当時その者によって生計 じて得た額とするとともに、受給権者がそ それぞれ二六万九、六○○円に改定率を乗 について、受給権者がその権利を取得した 老齢厚生年金の額に加算する加給年金額
- 脱退一時金の支給の請求について、 再入国
- 者の子があるときは、その子一人につきそ れぞれ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じ 受給権者によって生計を維持しているその て得た額を加算することとした。(第五〇条 遺族厚生年金に子の加給年金を創設し、
- 遺族厚生年金の見直し その子一人につきそれぞれ二六万九、六〇 と生計を同じくしていた子があるときは、 受給権者がその権利を取得した当時その者 ととした。(第六二条の二関係) ○円に改定率を乗じて得た額を加算するこ
- 生計を維持していたものとすることとし 者であった者の死亡の当時その者によって という。)、子、父母、孫又は祖父母(父母 偶者(以下この6において単に「配偶者」 た。(第五九条第一項関係) 者に限る。)であって、被保険者又は被保険 又は祖父母については、六○歳以上である を、被保険者又は被保険者であった者の配 遺族厚生年金を受けることができる遺族
- 歳未満である配偶者は、○にかかわらず、 三五年四月二日以降に遺族厚生年金の受給 遺族厚生年金を受けることができる遺族と の当時その者と生計を同じくしていた六〇 することとした。(第五九条第二項関係 中高齢寡婦加算を段階的に減額し、令和 被保険者又は被保険者であった者の死亡

権を取得した者については当該加算をしな

- ることとした。(第六二条第一項関係) 年金の額の四分の一に相当する額を加算す 保険者期間を基礎として計算した老齢厚生 う。)については、遺族厚生年金の額に死亡 すべき事由が生じた遺族厚生年金」とい 基づく遺族基礎年金の受給権を有する期間 取得した当時、六〇歳未満の配偶者であっ この6において「六○歳に達する前に支給 る日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅 を有する期間があり、かつ、六○歳に達す がないもの又は当該遺族基礎年金の受給権 いこととしつつ、遺族厚生年金の受給権を した被保険者又は被保険者であった者の被 したものに支給される遺族厚生年金(以下 て、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に
- 間継続したとき、老齢厚生年金の受給権を 消滅することとした。(第六三条第二項関 取得したとき又は六五歳に達したときは、 該遺族厚生年金の全部の支給の停止が二年 じた遺族厚生年金の受給権は、団による当 六○歳に達する前に支給すべき事由が生
- 年の所得が、国民年金法第九〇条第一項(第 じた遺族厚生年金は、その受給権者が当該 六五条第一項~第三項関係) 又は一部の支給を停止することとした。(第 所得の額に応じ、当該遺族厚生年金の全部 令で定める額を超えるときは、その前年の その者の扶養親族の有無及び数に応じて政 要しないものとされる所得の額を勘案して 起算して五年を経過した日の属する月の翌 遺族厚生年金の受給権を取得した日等から により国民年金の保険料を納付することを 月以後の月分について、その受給権者の前 号又は第三号に係る部分に限る。)の規定 六○歳に達する前に支給すべき事由が生
- 害の状態に該当するものであるとき等は、 者であって、障害等級に該当する程度の障 その該当する間は、 した。(第六五条第四項関係) 障害厚生年金又は障害基礎年金の受給権 田を適用しないことと

- (七) 間中に配偶者を有していた場合において、 金の受給権者であるとき又は当該遺族厚生 当該被保険者の配偶者(以下この出におい 月額及び標準賞与額の改定又は決定を請求 める期間であった期間をいう。)の標準報酬 年金の受給権者であったときは、死別配偶 る前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年 て「死別配偶者」という。)が六○歳に達す することができることとした。(第七八条の 者との婚姻期間その他の厚生労働省令で定 等対象期間(当該被保険者と当該死別配偶 者は、実施機関に対し、死別配偶者の婚姻 |一の二第一項関係| 死亡した被保険者が被保険者であった期
- 五年とすることとした。(第七八条の二第一項又は決定の請求について、その請求の期限を 離婚等をした場合における標準報酬の改定
- 8 めることができることとした。(第一○○条の の収入の状況その他の事項につき、報告を求 機関に対し、第一号厚生年金被保険者又は第 ると認めるときは、銀行、信託会社その他の の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があ 二第六項関係) 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者 号厚生年金被保険者であると認められる者 七

五項関係)

- 所要の改正を行うこととした。(附則第六三条関 和五五年法律第八二号)の一部改正関係 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 の許可を受けて日本を出国した者は、当該再 二の5の二及び三並びに6の三の改正に伴う ないこととした。(附則第二九条第一項関係) 入国の許可を受けている間、その請求ができ 脱退一時金の支給の請求について、再入国 (昭
- ○年法律第三四号)の一部改正関係 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六
- た。(附則第二〇条及び第六四条関係) 納付要件を満たしているものとすることとし 年間に保険料未納期間がないときは、 基礎年金及び遺族厚生年金について、 前にある障害基礎年金、障害厚生年金、遺族 支給事由の生じた日が令和一八年四月一日 保険料 直近一

- 2 一の1の改正に伴う所要の改正を行うこと
- 3 とした。(附則第五九条第一項、第六二条第 二の3の改正に伴う所要の改正を行うこと 第八二条第三項並びに第八四条第三項及
- 四条第一項、第四項及び第五項関係) とした。(附則第五四条、第七三条並びに第七 項、第七八条第二項及び第八七条第三項関係) 改正を行うこととした。(附則第六〇条第二 額の特別加算額について二の5の○に準じた もに、老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金 二の6の改正に伴う所要の改正を行うこと 二の5の改正に伴う所要の改正を行うとと
- 成八年法律第八二号)の一部改正関係 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 銢
- した。(附則第三三条の三関係) 国民年金法等の一部を改正する法律 二の3の改正に伴う所要の改正を行うことと (平 成
- 二一条第二項、 した。(附則第九条第四項、第二〇条第 一年法律第一八号)の一部改正関係 二の3の改正に伴う所要の改正を行うことと 第二三条第三項及び第三 二四条第
- 組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正関 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済
- 条第四項及び第一三項関係) 国民年金法等の一部を改正する法律 「に準じた改正を行うこととした。(附則第一六 移行農林共済年金について、二の3及び5の (平成
- 年間延長し、令和一七年六月までとすることと あって本人及び配偶者の所得が一定以下である した。(附則第一九条第二項関係) ものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五 (年法律第一○四号) の一部改正関係 三〇歳未満の国民年金第一号被保険者等で
- 強化等のための国民年金法等の一部を改正する 法律の一部改正関係 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の
- 被用者保険の適用拡大
- 用される特定四分の三未満短時間労働者を は地方公共団体の適用事業所を除く。)に使特定適用事業所以外の適用事業所(国又 特定適用事業所以外の適用事業所

び第三八条第三項関係)

とができることとした。(附則第五条第

三項

- 厚生年金保険及び健康保険の被保険者とし 日までの間の措置とすることとした。(附則 ない取扱いについて、令和一七年九月三〇 第一七条及び第四六条関係)
- 条の三の二及び第四六条の二関係) 年九月三〇日までは当該一又は二以上の適 あって、令和九年一〇月一日から令和一 が同一である一又は二以上の適用事業所で き特定適用事業所の範囲について、事業主 超えるものとすることとした。(附則第一七 九月三〇日までは当該総数が常時一〇人を は当該総数が常時二〇人を超えるものと 常時三五人を超えるものとし、令和一一年 用事業所に使用される特定労働者の総数が こととし、短時間労働者を適用対象とすべ ○月一日から令和一四年九月三○日まで ○の取扱いについては段階的に縮小する 令和一四年一〇月一日から令和一七年
- 正関係 生年金保険法等の一部を改正する法律の 被用者年金制度の一元化等を図るための 一部改厚

0

正を行うこととした。(附則第二一条及び第三五二の5の□及び6の□の改正に伴う所要の改 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の

ための厚生年金保険法等の一部を改正する法

一部改正関係

- 則第五条第一項及び第三八条第一項関係 する死亡の届出を不要とすることとした。(附 該者は存続厚生年金基金又は存続連合会に対 法の規定による死亡の届出をした場合は、 者の死亡の届出について、届出義務者が戸 存続厚生年金基金又は存続連合会の受給権 当 籍
- しようとする者は個人型年金加入者となるこ 付等積立金等又は積立金を個人型年金に移換 移換しようとする者及び存続連合会の年金給 年金基金の脱退一時金相当額を個人型年金に 条第二項関係) 伴う所要の改正を行うこととした。(附則第五 た改正を行うとともに、二の6の田の改正に 存続厚生年金基金について、二の3に準じ 個人型年金の加入要件について、存続厚生

- 一二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正 三○歳以上五○歳未満の国民年金第一号被保
- の残余の金銭の支払を行う業務その他厚生労働 下であるものに係る国民年金の保険料の免除の険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以 とした。(附則第三九条第一項関係) 省令で定める関連業務を行うことができること の一部を改正する法律の一部改正関係 三 年金制度の機能強化のための国民年金法等ることとした。(附則第一四条第一項関係) 特例を五年間延長し、令和一七年六月までとす 日から当分の間、貸付金の弁済に充当した後 独立行政法人福祉医療機構は、令和九年四月
- 等の特例等に関する法律の一部改正関係四 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法 条第四項、第六項及び第七項並びに第三三条 を行うこととした。(第三一条第六項、 一の1及び二の5の改正に伴う所要の改正 第三
- 第四〇条第六項及び第七項関係) 条第一項、第三三条第一項及び第三項並びに とした。(第一六条第四項、第二七条、第三 二の6の改正に伴う所要の改正を行うこと
- 七 私立学校教職員共済法の一部改正関係正を行うこととした。(第四三条第一項関係) 正を行うこととした。(第四〇条第一項関係) 標準報酬の等級について、二の2に準じた改 標準報酬の等級について、二の2に準じた改 地方公務員等共済組合法の一部改正関係 国家公務員共済組合法の一部改正関係

た改正を行うこととした。(第二二条第一項関

標準報酬月額の等級について、二の2に準じ

- 業主及び企業年金基金又は企業年金連合会に の届出について、届出義務者が戸籍法の規定 対する死亡の届出を不要とすることとした。 による死亡の届出をした場合は、当該者は事 (第九九条関係) 確定給付企業年金における受給権者の死亡 確定給付企業年金法の一部改正関係
- 及び決算に関する報告書の提出を受けたとき 令で定めるものを公表することとした。(第 () () 条第四項関係) 厚生労働大臣は、 当該報告書の記載事項のうち厚生労働省 確定給付企業年金の事業

- 九 企業型年金の規約の承認申請の際に添付す 確定拠出年金法の一部改正関係
- 第二三条第一項関係) とした。(第三条第五項、第一九条第二項及び ととした。(第三条第四項関係) べき書類のうちその一部の提出を要しないこ 簡易企業型年金に係る規定を削除すること
- 除することとした。(第四条第一項関係) 主掛金の額を超えてはならない旨の要件を削 において、企業型年金加入者掛金の額が事業 金を拠出することができることを定める場合 企業型年金の規約で企業型年金加入者が掛 厚生労働大臣は、企業型年金に係る業務に

ついての報告書の提出を受けたときは、当該

- 型年金加入者であったもの若しくは個人型年 報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定め 年金加入者となることができることとした。 の移換の申出をしようとするものは、個人型 の移換の申出をしようとするもの又は積立金 の移換の申出をしようとするもの、残余財産 の移換の申出をしたもの、脱退一時金相当額 金運用指図者であったもの、個人別管理資産 の者であって、申出の日の前日において個人 加入要件に該当しない六〇歳以上七〇歳未満 るものを公表することとした。(第五○条第一 個人型年金の加入要件について、改正前の
- 6 に係る書類の写しを送付しなければならない出を受けたときは、厚生労働大臣に当該届出するとともに、国民年金基金連合会が当該届 こととした。(第六八条の二第六項及び第七項 める事項等の届出先を国民年金基金連合会と 業主が行う届出について、厚生労働省令で定 中小事業主掛金を拠出しようとする中小事

(第六二条第一項関係)

- とした。(第一一三条第一項関係) 連合会に対する死亡の届出を不要とすること の届出をした場合は、当該者は国民年金基金 いて、届出義務者が戸籍法の規定による死亡 企業型年金運用指図者等の死亡の届出につ
- いものとし、事業の継続の困難を理由として厚散及び清算に関する事項を定めなければならな石炭鉱業年金基金について、定款において解 $\overline{\circ}$ 石炭鉱業年金基金法の一部改正関係

関する義務その他当該給付の支給に係る事情を 係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に 考慮して厚生労働省令で定めるところにより算 あった者並びに坑外員及び坑外員であった者に 生労働大臣の認可を受けた場合又は厚生労働大 た。(第八条第一項、第三二条第五項、第三六条 定した額を下回る場合は、当該下回る額を会員 立金の額が、基金が負う坑内員及び坑内員で の解散命令があった場合に解散するものと 、石炭鉱業年金基金が解散する日における積 一括して拠出しなければならないこととし

- 石炭鉱業年金基金法を廃止することとし
- 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正関

債権の管理及び回収の業務を行うこととした。 三一日までの期間、小口の資金の貸付けに係る (附則第五条の二第二項関係) 独立行政法人福祉医療機構は、令和九年三月

健康保険法の一部改正関係

健康保険の適用拡大

- とした。(第三条第三項関係) を使用する事業所を適用事業所とすること 種類にかかわらず、常時五人以上の従業員 健康保険の適用事業所について、事業の
- する要件を削除することとした。(第三条第 間の四分の三未満である等の短時間労働者 される通常の労働者の一週間の所定労働時 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用 報酬が八万八、○○○円未満であることと に係る健康保険の適用除外の要件のうち、 事業所に使用される者であって、その
- 一九九条第一項関係) 二の8に準じた改正を行うこととした。(第

2

- 四 船員保険法の一部改正関係
- 四七条関係) 一の8に準じた改正を行うこととした。(第
- 五 独立行政法人農業者年金基金法の一部改正
- 業者年金の被保険者でなくなった場合におい て、その農業者年金の被保険者でなくなった日 二の1の⊖により農業者年金の被保険者が農

料納付済期間等に算入することとした。(附則第 算定される期間は、その者の申出により、保険 基礎として農林水産省令で定めるところにより いずれか早い日の属する月の前月までの期間を 又はその者が事業所に使用されなくなった日の 年金の被保険者の資格を喪失することとなる日 とみなして独立行政法人農業者年金基金法第 の属する月からその者を農業者年金の被保険者 三条の規定を適用したとすればその者が農業者

則第二条第一項関係) 基づいて必要な措置を講ずることとした。(附 項について引き続き検討を加え、その結果に 制度の所得再分配機能の強化その他必要な事 | 第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金 の確立を図るための改革の推進に関する法律 する制度について、持続可能な社会保障制度 する観点から、公的年金制度及びこれに関連 済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化 続可能な制度とする取組を更に進め、社会経 状況等を勘案し、 法律による改正後のそれぞれの法律の施行の し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保 公的年金制度を長期的に持

- 果に基づいて必要な措置を講ずることとし 用範囲について引き続き検討を加え、その結 意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適 を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留 後初めて作成される財政の現況及び見通し等 の法律の施行の状況、この法律の公布の日以
- 措置を講ずることとした。(附則第二条第三項いて検討を加え、その結果に基づいて必要な 被保険者の被保険者期間を延長することにつ 確保するための方策も含め、国民年金第一号 将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るた 政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、 所要の費用を賄うための安定した財源を
- 識の下、その議論に資するような国民年金第

後の社会経済情勢の変化を見極めるため、こ

検討規定等

政府は、この法律の施行後速やかに、この

整においては、その調整率を三分の一に軽減

た。この場合、マクロ経済スライドによる調

する年度の翌年度までの間は、同法第三四条,

一項に規定する調整期間とすることとし

ら、厚生年金保険法に規定する財政の現況及 の法律の公布の日の属する年度の翌年度か

び見通しが同日以後初めて作成される日の属

- 2 政府は、この法律による改正後のそれぞれ た。(附則第二条第二項関係)
- について国民的な議論が必要であるという認 政府は、国民年金第三号被保険者の在り方

- 三号被保険者の実情に関する調査研究を行
- の規定による検討を引き続き行うに際して今 を改正する法律附則第二条第一項及び第三項 制度の機能強化のための国民年金法等の一部 定する財政の現況及び見通しを踏まえ、年金 政の現況及び見通し及び厚生年金保険法に規 令和六年における国民年金法に規定する財 その在り方について検討を行うこととし

- の二第一項関係) 均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立 ととした。この場合において、給付と負担の させるために必要な法制上の措置を講ずるこ 金保険法第三四条第一項の調整を同時に終了 民年金法第一六条の二第一項の調整と厚生年 齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、 低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又 機能の低下により老齢基礎年金の給付水準の 険法に規定する調整期間の見通しとの間に著れ 法に規定する調整期間の見通しと厚生年金保 することとした。(附則第三条関係) について検討を行うこととした。(附則第三条 は老齢厚生年金の受給権者の将来における老 しい差異があり、公的年金制度の所得再分配 る財政の現況及び見通しにおいて、国民年金 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極 この法律の公布の日以後初めて作成され 国
- た。(附則第三条の二第二項関係) 法制上の措置その他の措置を講ずることとし るときは、その影響を緩和するために必要な 金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回 の額の合計額が、当該措置を講じなかったと おいて、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金 したならば支給されることとなる老齢基礎年 政府は、6の法制上の措置を講ずる場合に

||三条並びに附則別表第二関係)

七 厚生年金保険等の適用事業所に関する経過 施行期日等

使用するものを除く。)については、当分の 事業所又は事務所であって、常時従業員を らレまでに掲げる事業以外の事業の事業所 の厚生年金保険法第六条第一項第一号イか 適用事業所としないこととした。(附則第一 又は事務所(国、地方公共団体又は法人の 二の1の☆の施行の際現に存する改正前 なお従前の例により、厚生年金保険の

た。(附則第三七条関係) 健康保険の適用事業所としないこととし 前の健康保険法第三条第三項第一号イから ついては、当分の間、なお従前の例により、 レまでに掲げる事業以外の事業の事業所 て、常時従業員を使用するものを除く。)に (国、地方公共団体又は法人の事業所であっ 二三の1の⊖の施行の際現に存する改正

2 短時間被保険者の厚生年金保険料等に関す

級のうち第一級から第六級までに該当する 用事業所等の事業主は、 酬月額に厚生年金保険料率を乗じて得た額 る。) のうち、短時間被保険者に係る標準報 増加することができるものとし、この場合 準報酬月額等級に応じて別に定める割合に 年金保険料(標準賞与額に係るもの等を除 者に限る。) に係る事業主の負担すべき厚生 被保険者(厚生年金保険の標準報酬月額等 した場合は、七○歳未満であるその短時間 額は、徴収を行うことを要しなかったもの ら通算して三六月間の各月に係るものに限 く。) の負担の割合を、短時間被保険者の標 とみなすこととした。(附則第二三 において、 厚生年金保険の適用拡大の対象となる適 2相当する額に増加負担割合を乗じて得た 短時間被保険者に係る厚生年金 (申出があった日の属する月か 実施機関に申出を

> び第二五条並びに附則別表第三関係) ものとみなすこととした。(附則第二四 る標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得 ものに限る。)のうち、短時間被保険者に係 する月から通算して三六月間の各月に係る 係る健康保険料の額(申出があった日の属 める割合に増加することができるものと 保険者の標準報酬月額等級に応じて別に定 もの等を除く。)の負担の割合を、短時間被 負担すべき健康保険料(標準賞与額に係る までに該当する者に限る。) に係る事業主の 標準報酬月額等級のうち第一級から第九級 業所等の事業主は、保険者等に申出をした た額に相当する額に増加負担割合を乗じて し、この場合において、短時間被保険者に 健康保険の適用拡大の対象となる適用事 徴収を行うことを要しなかった

3 第二六条~第三六条並びに第三八条~第五五 行うこととした。(附則第一条第二項及び第三 を定めるとともに、関係法律の規定の整備を か、この法律の施行に関し必要な経過措置等 条並びに附則別表第一関係) 一六の5から7まで並びに1及び2のほ 第四条~第一七条、第一九条~第二一条、

四月一日から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、 施行期日

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法 律 (法律第七五号) (警察庁)

総則

等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとと 属くず買受業について買受けの相手方の氏名 止することが重要であることに鑑み、特定金 するためには盗難特定金属製物品の処分を防 製物品の窃取の防止に資することを目的 する行為を禁止すること等により、特定金属 ることとした。(第一条関係) 目的 この法律は、特定金属製物品の窃取を防止 併せて指定金属切断工具を隠して携帯

り定めることとした。(第二条関係) この法律において、

罪の状況、当該金属の経済的価値その他の対策を金属製物品が特定金属(銅その他犯 として特定金属により構成されているもの じ。)を使用して製造された物品のうち、主 として政令で定めるものをいう。以下同 事情に鑑み、当該金属を使用して製造され た物品の窃取を防止する必要性が高い金属

属製物品をいう。 盗難特定金属製物品 窃取された特定金

項に規定する古物に該当するものを除く。) 過程において生ずるもの及び古物営業法 構成されている金属くず(物品を製造する (昭和二四年法律第一〇八号) 第二条第 特定金属くず 主として特定金属により

特定金属くず買受業 特定金属くずの買

用に供されるおそれが大きいものとして政 認められ、かつ、特定金属製物品の窃取の することができる工具であって、 令で定めるものをいう。 者が通常生活の用に供することが少ないと ボルトクリッパーその他の特定金属を切断 指定金属切断工具 ケーブルカッター 一般消費

定金属くず買受業に係る措置 盗難特定金属製物品の処分の防止のための特

項関係) 出なければならないこととした。(第三条第 所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け 営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の 特定金属くず買受業の届出 特定金属くず買受業を営もうとする者は

する記録を作成し、当該記録を三年間保存し うとともに、当該本人確認に係る事項等に関 場合を除き、買受けの相手方の本人確認を行 くずの買受けを行おうとするときは、一定の なければならないこととした。(第七条及び第 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属

用語の意義を次のとお

の相手方の氏名、当該買受けの内容等の記録くずの買受けを行った場合には、当該買受け

取引記録の作成及び保存

特定金属くず買受業を営む者は、

特定金属

を作成し、当該記録を三年間保存しなければ

ならないこととした。(第九条関係)

警察官への申告

いこととした。(第一○条関係)
は、警察官にその旨を申告しなければならなは、警察官にその旨を申告しなければならないがあると認めたとき来するものである疑いがあると認めたとき係る特定金属くず買受業を営む者は、買受けに

受けを行う営業をいう。

本人確認等

― 警視総監又は道府県警察本部長、 除いては、指定金属切断工具を隠して携帯して はならないこととした。(第一五条関係) その他 何人も、業務その他正当な理由によ指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止 施行期日等 する者等に周知するよう努めなければならな 防止に資する情報を、 長及び警察署長は、特定金属製物品の盗難の (2)いこととした。(第一六条関係) その他所要の規定を整備することとした。 その他 算して一年を超えない範囲内において政令 施行期日 所要の経過措置を設けることとした。 起算して三月を超えない範囲内において政1、3及び4については、公布の日から で定める日から施行することとした。 検査に係る規定を設けることとした。(第一 令で定める日から施行することとした。 その他所要の規定を整備することとし 2)を除き、この法律は、公布の日から起 特定金属くず買受業を営む者に対する指 営業停止命令並びに報告徴収及び立入 業務その他正当な理由による場合を 太陽光発電設備を設置 方面本部

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令 一六号) (国土交通省) (政 令

務を変更することとした。(第四条、 局の所掌事務とし、物流・自動車局旅客課及び 総合政策局モビリティサービス推進課の所掌事 物流・自動車局の所掌事務の一部を総合政策 第一二条、

2 掌事務を変更することとした。(第七五条関係) 不動産・建設経済局地価調査課の名称及び所第四五条及び第一三八条関係)

- 条の二関係) 測度課の所掌事務の特例を削除することとし た。(附則第五条の三、第二五条の三及び第二六 海事局、同局海洋・環境政策課及び同局検査
- ととした。(附則第五条の四関係) 大臣官房参事官の設置期間の特例を設けるこ
- 5 この政令は、 月一日から施行することとした。 一部の規定を除き、 令和七年七

◇環境省組織令の一部を改正する政令(政令第一

- ととした。(第四一条及び第四三条関係) 環境再生・資源循環局に資源循環課を置くこ
- るとともに、その事務を同局資源循環課及び参 事官に移管することとした。(第四三条及び第四 環境再生・資源循環局廃棄物規制課を廃止す
- その他所要の規定の整備を行うこととした。
- を行うこととした。 その他関係政令について、所要の規定の整備
- この政令は、一部の規定を除き、 一日から施行することとした。 令和七年七

◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

(政令第二一八号)(原子力規制委員会)

- の数を九人に増員することとした。(第七条第一 原子力規制庁長官官房に置く課長に準ずる職
- 2 この政令は、 こととした。 令和七年七月一日から施行する

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める 政令の一部を改正する政令(政令第二一九号)

- 事項に関し専門的助言を徴せられた者の日当の 上げることとした。(第三条第一項関係) 最高額を八、二〇〇円から八、四五〇円に引き 検察審査員、補充員、証人及び法律その他の
- こととした。 この政令は、 令和七年七月一日から施行する

| ◇更生保護法施行令の一部を改正する政令(政令

第二二〇号)(法務省)

- 1 を八、二〇〇円から八、四五〇円に引き上げる こととした。(第二条関係) に呼び出された関係人に支給する日当の最高額
- 2 こととした。 この政令は、 令和七年七月一日から施行する

◇道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を 定める政令 (政令第二二一号) (警察庁)

することとした。 律第三四号)の施行期日は、令和八年四月一日と 道路交通法の一部を改正する法律(令和六年法

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令 第二二二号)(警察庁) (政

- とした。(別表第二及び別表第六関係) を通過する場合の当該自動車等の義務に違反す る行為に係る点数及び反則金の額を定めること 自動車等が特定小型原動機付自転車等の右側
- 2 した。(別表第六関係) 当該反則行為に係る反則金の額を定めることと 自転車等の運転者による反則行為の種別及び
- その他所要の規定を整備することとした。
- 4 八年四月一日)から施行することとした。

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化 政令(政令第二二三号)(厚生労働省) 律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する のための国民年金法等の一部を改正する等の法

- 令その他の関係政令について規定の整備を行う 法律の一部の施行に伴い、厚生年金保険法施行 化のための国民年金法等の一部を改正する等の 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強

中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会

(令和六年法律第三四号)の施行の日(令和 道路交通法の一部を改正する法

2 この政令は、公布の日から施行することとし

法律をここに公布する。 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する

法

律

御 名

令和七年六月二十日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第七十一号 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正

一条 スポーツ基本法 (平成二十三年法律第七十八号) 十九条)」を「第四節 (スポーツ基本法の一部改正) 目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節 する法律 スポーツの公正及び公平の確保等競技水準の向上等(第二十五条― の一部を次のように改正する。 p (第二十九条—第二十九条の五)」に、「第三-第二十八条) 競技水準の向上等 (第二十五条—第二

あり、その重要性」に、「二十一世紀の」を「将来における」に改める。 すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるもので 多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画 る」を加え、「また、スポーツの」を「さらに、スポーツの」に改め、第七項中「の重要性」を「は、 多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものであ の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、 のである」の下に「。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々 ともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない」に改め、第五項中「高めるも 等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにすると 十五条」を「第三十六条」に改める。 「が確保されなければならない」を「、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会 前文のうち第二項中「下に」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を加え、

規定を踏まえ」を、「旨として」の下に「、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約そ 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)、性的指向及びジェンダーアイデンティティ の他関係法律の規定を踏まえ」を加える。 の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)その他の関係法律の を加え、同条第八項中「スポーツは」の下に「、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)、 リンピック競技大会」の下に「、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会」 ことを旨として、」を加え、同条第六項中「(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)」を削り、「パラ 全ての国民」を、「程度」の下に「その他の事由」を、「しつつ」の下に「、共生社会の実現に資する 活力に満ちた長寿社会の実現に資する」を加え、同条第五項中「障害者」の下に「をはじめとする 地域振興に資する」を加え、同条第四項中「図られる」の下に「とともに、これを通じて、健康で 豊かさを実感できる社会を実現すること」を加え、同条第三項中「となる」の下に「こと等により、 と」の下に「により、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、 第二条第一項中「鑑み」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を、「するこ

その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。 - スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、第五条第二項を次のように改める。 第五条第三項を削る。

第十条第一項中 「)は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条第二項を同条第三項とし、 第七条中「及び」の下に「スポーツ、文化芸術その他の分野の」を加える

同条第一項の次に次の一項を加える。

地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができ

第十二条に次の一項を加える。

じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。 より、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通 及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携に国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、

第十四条中「整備」の下に「、スポーツの実施のための環境の整備」を加え、同条に次の一項を

前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意し

第十五条を次のように改める。

なければならない

国及び地方公共団体は、

会学」を加え、「力学」を「倫理学、教育学」に改め、同条の次に次の二条を加える。 第十六条第一項中「歯学」の下に「、薬学」を、「生理学」の下に「、栄養学、法学、 (スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用) 経済学、 社

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情 報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に

2 の推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツ

3 信技術の活用に努めるものとする。 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

なければならない。 外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努め り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取

第十七条の次に次の三条を加える。

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

十七条の二 地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下 できるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第二十一条及 校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことが 特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学 中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよ

2 その他の援助を行うよう努めるものとする。 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、 指導、 経費の補助

9

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特 別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。)の生徒のスポーツが人格の形成及びス 鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努 ポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの |民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけ**ポ十七条の四**| 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国 るスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

並びにスポーツの更なる振興に資するよう」を加える。 地域振興」に改め、「鑑み」の下に「、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展 第十八条中「又は競技水準の向上」を「、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び

第二十一条中「住民が主体的に運営するスポーツ団体 (以下「地域スポーツクラブ」という。)」 「地域スポーツクラブ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保する とともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済 供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提 第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポー ツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進 及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを 旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

ることにより、地域振興に資するものとする」を加え、同条第三項中「全国障害者スポーツ大会」 パラスポーツ協会」に改める。 を「全国パラスポーツ大会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本 団体と連携して」に改め、「とする」の下に「とともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供す を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に、「共同して」を「共同し、各運動競技に係るスポーツ 障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」 に親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする」を加え、同条第二項中「全国 動競技に係るスポーツ団体と連携して」に改め、「とする」の下に「とともに、 広く国民がスポーツ | 項中「以下」を「第三項及び第二十九条の五第一項において」に、「共同して」を「共同し、各運 第二十六条の見出し中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改め、

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改め、 第二十七条第二項中「をいう」の下に「。第二十九条の五第一項において同じ」を加え、「公益財 同項を同条

の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る 人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会

10

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とし とのないよう、必要な措置を講じなければならない。 上の誹謗中傷等(次項において「暴力等」という。)によりスポーツを行う者の環境が害されるこ 為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動(性的な姿態を撮影する行 (令和五年法律第六十七号) 第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。)、インターネット

行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを

第三章中第二十九条の次に次の四条を加える。

(スポーツに係る競技の不正な操作等の防止)

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに 関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピング る機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関す と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及びに財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)その他の関係機関 の防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

官

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、ス 他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとす 機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その ポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う

金曜日

(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等) スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定め 第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及 及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。 準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性 るスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基 の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。 び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

第三十三条第一項第一号中 本則に次の一条を加える。 「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める。

(スポーツの振興のために必要な資金等)

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、 よう努めなければならない 人材及び資金の好循環を実現する

- 2 興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置 を講ずるものとする。 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの
- 3 社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、 当該資金に係る事業を通じて、

(スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正)

第二条 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律(平成三十年法律第五十八号) の一部を次のように改正する。

された法人をいう。)」を加える。 機構(平成三十年十一月十六日に一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構という名称で設立 第八条中「日本アンチ・ドーピング機構」の下に「、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進

ただし、第一条中スポーツ基本法第二十六条の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定(「全国障害この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。)並びに同法第三十三条第 者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。)及び同条第三項の改正規定(「全 一項第一号の改正規定は、令和十三年一月一日から施行する。

内閣総理大臣 文部科学大臣 石破 阿部 俊子 茂

信託業法の一部を改正する法律をここに公布する

御 名

令和七年六月二十日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第七十二号

信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。 信託業法の一部を改正する法律

目次中「第九十条」を「第九十条の二」に改める

第六章に次の一条を加える。

2 第九十条の二 公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規 定する公益信託をいう。次項において同じ。)の引受けについては、第三条の規定は、 公益信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介については、第六十七条の規定は、 適用しない。 適用しない。

この法律は、 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号) の施行の日から施行する

内閣総理大臣 石破

茂

御

環境影響評価法の一部を改正する法律をここに公布する

名

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂 金曜日

法律第七十三号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 目次中「第六十二条」を「第六十三条」に改める。 環境影響評価法の一部を改正する法律

第二条第二項第一号ロ中「の新築、」を「及び」に改める。

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える

る数値の範囲内であるものに限る。)の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする あって現に存するものをいう。以下この項において同じ。)について、当該既存工作物を除却し、又 項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。 者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事 種の工作物(当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定め 設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。)において当該既存工作物と同 はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域(当該既存工作物が 既存工作物(第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物で

事業実施想定区域

当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

にあっては、同項の規定により作成した配慮書)」を加える。 第三条の四第一項中「書類」の下に「(前条第二項の規定により第一種事業を実施しようとする場合

施する第一種事業である場合にあっては、同項第二号)」を加える。 第五条第一項第四号中「第三条の三第一項第四号」の下に「(対象事業が同条第二項の規定により実

第二十一条第二項中「第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において」を削る。

種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、」を「と、同項並びに」に、「中「都市計画第一種事業 決定権者」と、「より第一種事業」とあるのは「より都市計画第一種事業」と」に、「と、「都市計画第一 三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第 を「及び第二項、第三条の四第一項並びに」に改める。 とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される」 画第一種事業」と、第三条の四第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画 には、当該都市計画に係る都市計画決定権者」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計 一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業として実施しようとする場合 第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第

において同じ。)」を、「による」の下に「公表、」を加える。 第四十九条中「事業者等」の下に「(事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者をいう。第五十二条 第四十八条第二項中「、「以下第二十六条まで、第二十九条」とあるのは「第二十七条」と」を削る。 第四十一条第五項中「都市計画決定権者は、」の下に「第三十八条の六第一項又は」を加える。

第五十五条第二項中「第五十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第五十六条とす 第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる。

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

四条とし、同条の前に見出しとして「(命令の制定とその経過措置)」を付し、第五十二条を第五十三条 とし、第五十一条の次に次の一条を加える。 実施しようとする第一種事業にあっては、同項の規定により作成した配慮書)」を加え、同条を第五十 第五十四条第二項中「第六十条」 五十三条の前の見出しを削り、同条第一項第一号中 [配慮書] の下に [(同条第二項の規定により を「第六十二条」に改め、同条を第五十五条とする。

(環境影響評価に係る書類等の公開)

- 第五十二条 環境大臣は、事業者等が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、 の場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならない。 それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。こ
- 定による公表 当該公表がされた配慮書 第三条の四第一項(第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規
- 二 第七条 (第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当
- 三 第十六条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項におい 該公表がされた方法書
- いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた評価書 て読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた準備書 第二十七条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第一 一項にお
- よる公表 第三十八条の三第一項(第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に 当該公表がされた報告書

附則

Ŧi.

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(一条)この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第四十一条第五項の改正規定及び附則第三条の規定 公布の日

一 目次の改正規定、第二十一条第二項の改正規定、第四十八条第二項の改正規定、第四十九条の の改正規定、同条を第五十五条とする改正規定、第五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条 改正規定、第五十五条第二項の改正規定、同条を第五十六条とする改正規定、第五十四条第二項 範囲内において政令で定める日 を第五十四条とし、同条の前に見出しを付する改正規定、 改正規定、第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる 一条の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない 第五十二条を第五十三条とし、第五十

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の環境影響評価法(以下この条において「旧 四第一項の規定による計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の送付又は環境影響評価法第六法」という。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われている事業であって、旧法第三条の 手続については、 条第一項の規定による環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の送付がされたものに係る当該 なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施 るものとする。 行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ず

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第五条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正す

第七十二条第一項中「第五十二条第一項」を 「第五十三条第一項」に改める。

内閣総理大臣 浅尾慶一郎 茂

環境大臣

| 御名 御 蟹 | ここに公布する。 | 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律を

御 令 名

令和七年六月二十日

法律第七十四号

律社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法

(国民年金法の一部改正)

| 目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第三十六条の四」を「第三十六条の五」に改め**第一条** | 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の五の次に次の一条を加える。第二十七条第八号中「除く」の下に「。第二十七条の六第二項第五号において同じ」を加える。

第二十七条の六 老齢基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を第二十七条の六 老齢基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を第二十七条の六 老齢基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を第二十七条の大 老齢基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生活を調査を関する領土の各別のでは、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生活を (その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、当該各号のいずれかに該当する期間、当 にたときは、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

厚生労働省令で定める者であるときを除く。)。しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として日本国内に住所を有しないとき(外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有

金曜日

つき支給を停止されているときを除く。)。 定める加算が行われている子であるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額に一 厚生年金保険法第四十四条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による加算その他政令で

した月数を三百で除して得た数を乗じて得た額とする。 る場合は、同項の規定にかかわらず、二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額に、当該合算2 前項の規定により加算する額は、次に掲げる月数を合算した月数が三百に満たない者に支給す

保険料納付済期間の月数

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

保険料四分の一免除期間の月数

保険料半額免除期間の月数

保険料全額免除期間の月数保険料四分の三免除期間の月数

とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、老齢基礎年金の額を改定する。ついては、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子3 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、第一項の規定の適用に

- から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月4 第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金については、子のうちの一人又は二人以
- 一一受給差

内閣総理大臣

石破

茂

- 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。
- したよぎ。 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を
- 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

Ŧi.

- 障害の状態にあるときを除く。 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する
- が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、そのヱ
- 二十歳に達したとき。

第三章第二節に次の一条を加える。

(加算額の支給停止)

- 二 当該子について主として生計を維持しているとき。

て得た額とし、それらの」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。おいて同じ」を削り、「そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じ第三十三条の二第一項中「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「。以下この項に

当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、

- 厚生労働省令で定める者であるときを除く。)。しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として一日本国内に住所を有しないとき(外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有当論に「いて) 覚でる客に本当でる音をのす 糸を停 上でる
- 相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。)。 よる加算その他政令で定める加算が行われている子であるとき(当該子について加算する額に厚生年金保険法第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六十二条の二第一項の規定に

第三十三条の二第三項を次のように改める。

第三十三条の二第四項中「前項第二号」を「前項において準用する第二十七条の六第四項第二号 第二十七条の六第四項の規定は、 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金につい

第三章第三節に次の一条を加える

第三十六条の五第二十九条の二の規定は、 た障害基礎年金について準用する。 第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算され

第三十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

(号外第 137 号)

千六百円」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「そのうち二人までについては、それぞれ 一十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの」を「その」に改め、同項に次のただ 第三十九条第一項中「同じくした」を「同じくしていた」に、「七万四千九百円」を「二十六万九

当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。 ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間

厚生労働省令で定める者であるときを除く。)。 しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として 日本国内に住所を有しないとき(外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有

いる子であるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されて

厚生年金保険法第六十二条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われて

中「(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。 していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)」を削り、同項第三号第三十九条第二項中「同じくした」を「同じくしていた」に改め、同条第三項第二号中「(届出を それらの」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。 いて同じ」を削り、「そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、 第三十九条の二第一項中「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「。 以下この項に いるときを除く。)。

その子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。 ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間

厚生労働省令で定める者であるときを除く。)。 しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として 日本国内に住所を有しないとき(外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有

第四十六条第二項中「」とあるのは、」を「及び前条」とあるのは」に、「読み替える」を「、「これ 第四十一条第二項中「、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるとき」を削る。 死亡を支給事由とする年金たる保険給付であつて政令で定めるものを受給しているとき(当該)厚生年金保険法第六十二条の三第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金その他 子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。)。

らの規定」とあるのは「同条」と読み替える」に改める。 第五十二条の二第三項を削る。

項において同じ。)」を削る。 第五十二条の三第一項ただし書を削り、 同条第二項中「(前項ただし書に規定するものを除く。 次

第百二条第二項中 「前項」の下に「に規定する年金給付を受ける権利」を加える。

> 礎年金の額が加算されている子」を加える。 第百七条第二項中「ときは」の下に「、障害等級に該当する障害の状態にあることにより老齢基 第百四条中「障害基礎年金」を「老齢基礎年金、障害基礎年金」に改める。

第百九条の四第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第二十七条の六第五項及び第二十九条の二第二項の規定による認定

第百九条の四第一項第十号中「規定」の下に「及び第三十六条の五において準用する第二十九条

の二第二項の規定」を加える。

第百九条の十第一項第八号の次に次の二号を加える

八の二 第二十七条の六第一項ただし書及び第二十九条の二第一項の規定による子について加 する額に相当する部分の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

条第五項の規定による認定及び当該改定に係る決定を除く。) 第二十七条の六第三項及び第四項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務

に係る決定を除く。)」を加える。 し書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務(当該支給の停止 同項第十四号中「。)」の下に「並びに第三十九条第一項ただし書及び第三十九条の二第一項ただ する部分の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)」を加え、同項第十一号中 第三十六条の五において準用する第二十九条の二第一項の規定による子について加算する額に相当 「及び第三項」を「の規定及び同条第三項において準用する第二十七条の六第四項の規定」に改め、 第百九条の十第一項第十号中「。)」の下に「並びに第三十三条の二第一項ただし書の規定及び

及び第五項を除く。)の項中「、第四項ただし書」を削る。 第百三十八条の表第百五条(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。)、第四項ただし書

以後の厚生年金保険の被保険者期間を」に改め、「及び第四号」を削る 附則第九条第一項中「合算対象期間を」を「合算対象期間並びに六十五歳に達した日の属する月

附則第九条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。 規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」とする。 とあるのは「加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定す 定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」と、「の規定にかかわらず、同条」とある る」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二第三項の のは「及び附則第九条の二第四項の規定にかかわらず、これらの規定」と、「加算した額とする」 ては、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二第三項の規 第三項の規定による老齢基礎年金の額について、第二十七条の六の規定を適用する場合におい

六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。 則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」とする。 の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」と、「の規定にかかわらず、同条」と 附則第九条の二の二第六項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に、「同条第 附則第九条の三第三項中「及び第三十七条の規定」を削る。 ら、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附 あるのは「並びに附則第九条の二の二第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定」と、 ては、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二の二第三項 「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、 第三項の規定による老齢基礎年金の額について、第二十七条の六の規定を適用する場合におい 六十五歳に達した日の属する月の翌月か

なつた」を「第一号又は前号のいずれにも該当しなくなつた」に改め、同号を同項第四号とし、同 本国内に住所を有していた」を「第一号又は前号に該当していた」に、「日本国内に住所を有しなく 附則第九条の三の二第一項第一号中「住所を有する」を「滞在する」に改め、同項第三号中「日

れる場合を含む。)を受けているとき。 準用する場合を含む。)又は第二十六条の三第一項の規定により当該許可を受けたものとみなさ る再入国の許可(同法第二十六条の二第一項 した者等の出入国管理に関する特例法 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十六条第一項の規定によ (平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

する月のうち同日の前日における」に改める。 前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち」を「に限る。)に属 附則第九条の三の二第三項中「被保険者期間に係る」を「被保険者期間(」に、「のうち請求の日

(厚生年金保険法の一部改正) 附則第九条の五第二項中「当該債権の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」 に改める。

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

ш		₹ 5 °	こ女か、司長こ欠りようこ叩える。	司長こ欠	こ女り、		9	N 三年、	9以上	
L	六〇五、〇〇〇)()()円	六二〇、〇〇〇円	級	Ξ	第	_ を _ 第			
ı	六〇五、〇〇〇円以上	六〇	O 〇 円	級 六二〇、〇〇〇円	級	_	三	一項の表中「第	第二十条第一	

Ī 同表に次のように加える

第 第 三 \equiv 級 級 六八〇、 六五〇、 000円 〇 〇 〇 〇 円 六三五、 六六五、 000円以上 〇〇〇円以上 六六五、 ○○○円未満

官

り、「最高等級の標準報酬月額」を「最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が 分の四」に改め、同項に次のただし書を加える。 第二十条第二項中「全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が」を削

第四十四条の三第五項第二号中「当該」を「当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から当該」 保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の三を下回つてはならない ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被

金曜日

第四十六条第三項中「四十八万円と」を「六十二万円と」に改め、 「六十二万円」に、「平成十七年度」を「令和七年度」に改める。 「「以前に」を「までの間において」に、「であつた」を「となつた」 に改める 同項ただし書中「四十八万円

合算した期間が二十五年以上である者に限る。)又は」を削る。 第五十八条第一項第四号中「老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

第七十八条の二第一項ただし書中「二年」を「五年」に改める。

第八十四条の六第三項第二号中「合計額の予想額に」を「予想額に」

第百条の二第二項中「法人の」を削り、同条に次の一項を加える

被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、 銀行、 第一号厚生年金被保険者の資格、 信託会社その他の機関に対し、第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金 標準報酬又は保険料に関し必要があると認 報告を求めることができる。

第百条の四第一項第三十七号中「。)」の下に「及び同条第六項の規定による報告の求め」

月以後の被保険者期間を」に改める。 附則第十四条第一項中「合算対象期間を」を「合算対象期間並びに六十五歳に達した日の属する

附則第二十三条第一項中「当分」を「令和八年度まで」に改める

附則第二十八条の三第三項中「第五十八条第一項(第四号に限る。) 及び」を削

附則第三十一条第二項中「当該債権の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」 に改める。

第三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

十二一第七十八条の三十七)」を 目次中「第三章の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例(第七十八条の二 第三章の 五 の 五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の被保険者と死別した場合における配偶者であつた期

特例(第七十八条の二十二―第七十八条の三十八) 」に改める。間についての特例(第七十八条の二十一の二―第七十八条の二十一の八)に改める。

第三条第二項中「、「夫」及び「妻」」を削る。

第十二条第五号中「からハまで」を「又は口」に改め、同号中口を削り、 ハを口とする

第二十条第一項の表中	
第	,
三	L
三	-
級	(
六八〇、	1
、000円	
٠.	Ì
六六五、	;
000円以上	

円以上 六九五、 ○○○円未満 に改め、 同表に次のように加える

を

第

三 三

級

六八〇、

000円

六六五、

000

第 \equiv 兀 級 七一〇、 000円 六九五、 〇〇〇円以上

七十八条の二十一の二第六項」に改める。 第二十八条の二第三項中「又は第七十八条の十四第四項」を「、 第七十八条の十四第四項又は第

項及び第三項並びに第七十八条の二十一の二第三項及び第五項」に改める。 第二十九条第一項中「並びに第七十八条の十四第二項及び第三項」を「、 第七十八条の十四

第三十七条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

当該月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上 万二千二百円」に、1)とし、同項」を「以下この項において同じ。)とし、 して厚生労働省令で定める者である」に改め、同条第二項中「は二十二万四千七百円」を「は二十 住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者と 該子が日本国内に住所を有しないとき(当該子が外国において留学をする学生その他の日本国内に あるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されている」を「当 に改め、同項ただし書中「国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われている子が しくは」を「又は」に、「あるときは」を「あるとき(当該月数が百二十以上であるときに限る。)は」 となるに至つた当時。第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたその者の子」に、「若 四十以上であるときに限る。)又は受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、 ものに限る。)」及び「。第三項において同じ。」を削り、「又は子」を「があるとき(当該月数が二百 第四十四条第一項中「(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上である を「二十六万九千六百円」に改め、「(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七 前項」に、「七万四千九百

同条第三項中「年金」を「老齢厚生年金」に改め、同条第四項第三号中「婚姻」の下に「(届出をし 百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨 を含む。以下同じ。)」を加える。 同項第五号中「の養子」の下に「(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者 ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下この章において同じ。)」を加え、 五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)」を削り、

中「(以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の二条を加える。 第四十四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(支給の繰下げ)」を付し、 同条第一項

第四十四条の四 老齢厚生年金の受給権を有する者(その受給権を取得した日以後に遺族厚生年金 げの申出をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 していなかつたものは、前条第一項の規定によるほか、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下 の受給権を有する期間がある者に限る。)であつて一年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求 この限

(号外第 137 号)

- 号において同じ。)の受給権者であつたとき。 金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。)をいう。 当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付(障害厚生年金又は国民年でない。
- る給付の受給権者となつたとき 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金た

当該申出の前に当該遺族厚生年金の請求をしたとき。

第二項第一号中「給付の」とあるのは、「給付(障害厚生年金又は国民年金法による年金たる給付 と読み替えるものとする。 (老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の. 前条第二項から第五項までの規定は、前項の申出について準用する。この場合において、 同条

第四十四条の五 前条第一項の申出をすることができる者が、第四十四条の三第一項の申出をする ことができる場合であつて、その者の選択により、これらの申出のうち、 たときは、他の申出をすることはできないものとする。 いずれか一の申出をし

場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項ただし書中「同条第四項」を「第四十四· 第四十六条第一項中「第四十四条の三第四項」の下に「(第四十四条の四第二項において準用する 二第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

該子について加算する額 等」という。)が次の各号のいずれにも該当するときは、その該当する期間、同項の規定により当 で定めるところにより、受給権者の配偶者その他政令で定める者(以下この条において「配偶者 分の支給を停止する。 第四十四条第一項の規定により子についてその額が加算された老齢厚生年金については、政令 (配偶者等に支給する第一号に規定する加算の額に限る。)に相当する部

いるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき 六第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われて 当該子について第四十四条第一項若しくは第五十条の二第一項又は国民年金法第二十七条の

二 当該子について主として生計を維持しているとき。

8 必要な事項は、政令で定める。 前項第二号の規定の適用上、 配偶者等によつて主として生計を維持していることの認定に関し

> 又は二級に該当する障害の状態にある子に限る。)」を加え、同項に次のただし書を加える. (十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で障害等級の一級 第五十条の二第一項中「配偶者」の下に「又は受給権者によつて生計を維持しているその者の子

他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎がある 加算する額に相当する部分の支給を停止する。 と認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。) は、その間、当該子について ただし、当該子が日本国内に住所を有しないとき(当該子が外国において留学をする学生その

条第四項中「(第五号から第十号までを除く。)」を削る。 二級に該当する障害の状態にある子に限る。)」を、「当該配偶者」の下に「又は当該子」を加え、同八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で障害等級の一級又は 十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額」に改め、同条第三項中「の配偶者」の下に「又は子(十 する。)」を「とする。以下この項において同じ。)とし、前項に規定する子については一人につき二 第五十条の二第二項中「加給年金額は、」の下に「同項に規定する配偶者については」を加え、「と

第五十四条第三項中「第四十六条第六項」の下に「から第八項まで」を加える

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、 条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項書中「妻」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫」を削り、「五十五歳」を「六十歳」に改め、同 第五十九条第一項中「失踪」を「失踪」に、「維持した」を「維持していた」に改め、

2 第六十条第一項第一号中「。)」の下に「又は同条第二項に規定する遺族」を加え、同項第二号ロ る配偶者は、前項の規定にかかわらず、遺族厚生年金を受けることができる遺族とする。 「第六十四条の二」を「第六十四条の二第一項」に改める。 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた六十歳未満であ

第六十二条第一項を次のように改める。 の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金(以下この項、第六十五条第一項各号、第遺族厚生年金の受給権を取得した当時、六十歳未満の配偶者であつて、当該遺族厚生年金と同

する額を加算する。 れを三百とする。)を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の一に相当 て、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を三百として計算したものであるときは、こ 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金であつ める遺族厚生年金の額に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間(第五十八条 る前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」という。)については、第六十条第一項第一号に定 前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したものに支給される遺族厚生年金(以下「六十歳に達す 有する期間がないもの又は遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、六十歳に達する日 六十六条第二項及び第七十八条の二十一の二において単に「遺族基礎年金」という。)の受給権を

第六十二条の二 配偶者に支給する遺族厚生年金の額は、配偶者がその権利を取得した当時その者 算した額とする。ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかて同じ。)があるときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に加給年金額を加 と生計を同じくしていた子(第五十九条第一項に規定する要件に該当する子に限る。次項におい に該当する期間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。 第六十二条第二項中「廃止すべき」を「停止すべき」に改め、同条の次に次の二条を加える。

- 厚生労働省令で定める者であるときを除く。) しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として 日本国内に住所を有しないとき(外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有
- 二 第四十四条第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われている子であるとき (当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。)。

- これを百円に切り上げるものとする。)とする。 -円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、 前項の加給年金額は、子一人につき二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額(その額に五 五十円以上百円未満の端数が生じたときは、
- 定の適用については、その子は、配偶者がその権利を取得した当時第五十九条第一項に規定する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規 族厚生年金の額を改定する。 要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくしていた子とみなし、 その出生の月の翌月から、遺
- のとし、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、 するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、当該子に係る同項の加給年金額を加算しないも 配偶者に支給する遺族厚生年金については、第一項に規定する子が次の各号のいずれかに該当 年金の額を改定する。
- 死亡したとき。
- 婚姻をしたとき。
- 配偶者以外の者の養子となつたとき
- 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき
- 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する 配偶者と生計を同じくしなくなつたとき。
- 障害の状態にあるときを除く。 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき
- ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。 二十歳に達したとき。
- 第六十二条の三 子に支給する遺族厚生年金の額は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡につ して得た額とする。ただし、その子が日本国内に住所を有しないとき(その子が外国において留項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算した額を、その子の数で除 その子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。 生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。)は、その間 学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に いて遺族厚生年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第六十条第一項第一号及び第二
- 百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、 自円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五前項の加給年金額は、同項に規定する子のうち一人を除いた子につきそれぞれ二十六万九千六 -円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

金曜日

- 生じた日の属する月の翌月から、遺族厚生年金の額を改定する。 第一項の場合において、遺族厚生年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、 増減を
- 次に次の一項を加える。 含む。)」を削り、同項第五号を削り、 む。)」を削り、同項第三号中「(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を 第六十三条第一項第二号中「(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含 同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、 第一項の

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

- 当するに至つたときは、消滅する。 厚生年金の受給権は、その受給権者(以下「特定受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該 前項各号のいずれかに該当する場合のほか、六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族
- 全部の支給の停止が二年間継続したとき。 第六十五条第三項の規定による六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の
- 老齢厚生年金の受給権を取得したとき
- 六十五歳に達したとき

申出をした日の属する月までの月分の当該遺族厚生年金についても、同様とする。 その全額の支給を停止する。当該遺族厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から当該 における当該申出を含む。)をしたときは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、 第四十四条の三第五項の規定により第四十四条の四第一項の申出があつたものとみなされた場合 第六十四条の二中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。 第六十五条を次のように改める。 遺族厚生年金は、その受給権者が第四十四条の四第一項の申出(同条第二項において準用する

第六十五条 六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金は、次の各号に掲げる場合 年金の支給を停止する。 おいて「第一所得基準額」という。)を超えるときは、支給停止額に相当する部分の当該遺族厚生 される所得の額を勘案してその者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族 又は第三号に係る部分に限る。)の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものと については、前々年とする。次項において同じ。)の所得が、国民年金法第九十条第一項(第一号 という。)の属する月の翌月以後の月分について、特定受給権者の前年(一月から九月までの月分 の区分に応じ当該各号に定める日から起算して五年を経過した日(以下この条において「基準日」 (次項第一号において単に「扶養親族」という。)の有無及び数に応じて政令で定める額(次項に

- 特定受給権者が遺族基礎年金の受給権を有する期間がない場合(次号に掲げる場合を除く。) 六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権を取得した日
- の当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日 有する子と生計を同じくしていた場合 当該子(当該子が二人以上あるときは、その全ての子) 特定受給権者が遺族基礎年金の受給権を有する期間がなく、かつ、遺族基礎年金の受給権を
- 該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日 特定受給権者が遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、六十歳に達する日前に当
- 前項の支給停止額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。 のとされる所得の額を勘案してその者の扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額(次号 号に係る部分に限る。)の規定により国民年金の保険料の四分の一を納付することを要しないも 控除して得た額に三分の一を乗じて得た額 において「第二所得基準額」という。)以下である場合 前年の所得の額から第一所得基準額を 特定受給権者の前年の所得が第一所得基準額を超え、国民年金法第九十条の二第三項 (第 一
- 準額を控除して得た額に三分の一を乗じて得た額と前年の所得の額から第二所得基準額を控除 して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額 特定受給権者の前年の所得が第二所得基準額を超える場合 第二所得基準額から第一所得基
- ときは、当該遺族厚生年金の全部の支給を停止する。 第一項の支給停止額が六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の額を超える
- 特定受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その該当する間、 前三項の規定は、 適

4

障害に係る傷病が同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当すると が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、又は当該障害基礎年金の支給事由となつた つたものに限る。)の受給権者であつて、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病 める場合により請求することができなかつたときにあつては、政令で定める日)前に請求があ 定する障害認定日が基準日から起算して二年を経過する日前であつて、当該二年を経過する日 (当該障害厚生年金又は当該障害基礎年金の請求をすることが困難である場合として政令で定 障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金(障害認定日又は同法第三十条第一項に規

金曜日

- 事由が生じた遺族厚生年金の支給が停止されているとき。 第三十八条第一項、第六十四条又は次条第二項の規定により六十歳に達する前に支給すべき
- 天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- から第三項までの規定を適用する つた日から起算して五年を経過した日を基準日とみなして、当該遺族厚生年金について、 止されている特定受給権者が同項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至 六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の支給が次条第二項の規定により停 第一項
- 又は一部の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の全部
- 第一項及び第二項に規定する所得の範囲及びその計算方法は、 政令で定める。

(号外第 137 号)

- 第六十六条第一項ただし書中「前条本文、次項本文」を「次項」に改め、 第六十五条の二を削る。 同条第二項を次のよう
- 2 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の支給を停止する。ただし、当該子(当該 の該当するに至つた日以後は、この限りでない。 子が二人以上いるときは、その全ての子)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、 特定受給権者が、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくするに至つたときは、 六十
- 直系血族又は直系姻族(特定受給権者である直系姻族を除く。)の養子となつたとき
- 特定受給権者と生計を同じくしなくなつたとき。

を「未満」に改める。 六十二条の二第一項若しくは第六十二条の三第一項の規定により加算が行われている者」に改める。 級」を加え、「の規定によりその者について加算が行われている子」を「、第五十条の二第一項、第 第七十八条の十一の表及び第七十八条の十九の表中「。以下この項において同じ」を削り、「以上」 第七十七条第二号中「障害等級」の下に「若しくは国民年金法第三十条第二項に規定する障害等

特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。 第七十八条の二十八の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(老齢厚生年金の支給の繰下げの

第七十八条の二十八の二 第四十四条の四第一項及び同条第二項において準用する第四十四条の三 厚生年金について前項の規定を適用する場合について準用する。 生年金について適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。 第二項から第五項までの規定は、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚 前条第二項及び第三項の規定は、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢

る場合を含む。以下この項において同じ。)」を、「する第四十四条の三第四項」の下に「(第四十四条 四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加える。 第七十八条の二十九中「「第四十四条の三第四項」の下に「(第四十四条の四第二項において準用す

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

につき支給を停止されているときを除く。)」に改める。 の規定により加算が行われている子があるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額 第七十八条の三十二第二項中「の規定」を「及び第六十二条第一項の規定」に改め、同条第三項 「第六十二条第一項の規定による加算額」を「第六十二条の二第一項又は第六十二条の三第一項

た期間を有する者の標準報酬の改定又は決定の特例)」を付する。 同条の前に見出しとして「(二以上の種別の被保険者であつ

> 第三章の四中第七十八条の三十七を第七十八条の三十八とし、第七十八条の三十六の見出しを削 同条の次に次の一条を加える

- 第七十八条の三十七 二以上の種別の被保険者であつた期間を有していた者について、第七十八条 についての当該請求と同時に行わなければならない。 の二十一の二第一項又は第二項の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間 のうち一の期間に係る標準報酬についてのこれらの規定による請求は、他の期間に係る標準報酬
- 2 前項の場合においては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算 ごとに同条第三項から第五項まで及び附則第十七条の十三の四の規定を適用する。この場合にお 二十一の二第一項又は第二項の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間 いて、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。 一の期間又は当該一の期間に係る被保険者期間のみを有していた者とみなして第七十八条の
- 第三章の四を第三章の五とし、第三章の三の次に次の一章を加える。

(死別配偶者についての標準報酬の特例) 第三章の四 被保険者と死別した場合における配偶者であつた期間についての特例

第七十八条の二十一の二 死亡した被保険者(被保険者であつた者を含む。 偶者(以下「死別配偶者」という。)が特定受給権者であるとき、又は特定受給権者であつたとき という。)が被保険者であつた期間中に配偶者を有していた場合において、当該死亡被保険者の配 で定める場合に該当するときは、この限りでない。 することができる。ただし、当該各号に定める日から五年を経過したときその他の厚生労働省令 準賞与額を有しない月にあつては、零とする。以下この条において同じ。)の改定又は決定を請求 準報酬月額を有しない月にあつては、零とする。以下この条において同じ。)及び標準賞与額 準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、当該従前標準報酬月額とし、 期間をいう。以下同じ。)の標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標 ち二以上に該当する場合においては、いずれか早い日)から、実施機関に対し、婚姻等対象期間 は、当該死別配偶者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日(当該各号のう (当該死亡被保険者と当該死別配偶者との婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間であつた 以下「死亡被保険者」 (標 標

- 同じくする場合又は次号に掲げる場合を除く。) 六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた 遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日 遺族基礎年金の受給権を有する期間がない場合(遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を
- 権が消滅した日から起算して五年を経過した日 つた日、特定受給権者と生計を同じくしなくなつた日又は当該子の有する遺族基礎年金の受給おいて同じ。)が直系血族若しくは直系姻族(特定受給権者である直系姻族を除く。)の養子とな を同じくしていた場合 当該子(当該子が二人以上あるときは、その全ての子。 遺族基礎年金の受給権を有する期間がなく、かつ、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計
- 三 遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、六十歳に達する日前に当該遺族基礎年金 の受給権が消滅した場合 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して五年を経過し
- 年金の受給権が消滅した日 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権が消滅した場合 第六十三条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号の規定により六十 当該遺族厚生
- これらの受給権が消滅した日から五年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当 するときは、この限りでない。 姻等対象期間の標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定を請求することができる。ただし、 らの受給権を有していた死別配偶者は、これらの受給権が消滅した日から、実施機関に対し、 遺族厚生年金及び遺族基礎年金の受給権が六十歳に達する日前に同時に消滅したときは、これ 婚

- 二、票售賞与領(当该死別記禺者の票售賞与領こ、死二波呆倹者の票售賞与領こ算定率を乗じてり算定した率をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額を加えて得た額ののののののののののののののののののののののの 当該死別配偶者の婚姻等対象期間標準報酬総額が、死亡被保険者及び死別配偶者の歴史文は決定後の死別配偶者の婚姻等対象期間標準報酬総額が、死亡被保険者及び死別配偶者の一、標準報酬月額(当該死別配偶者の標準報酬月額に、死亡被保険者の標準報酬月額に算定率(改一)標準報酬月額
- 得た額を加えて得た額 当該死別配偶者の標準賞与額に、死亡被保険者の標準賞与額に算定率を乗じて二 標準賞与額 当該死別配偶者の標準賞与額に、死亡被保険者の標準賞与額に算定率を乗じて
- 与額を、同項の規定により改定され、又は決定された標準報酬月額及び標準賞与額とする。 上である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、改定又は決定前の標準報酬月額及び標準賞4 死別配偶者の婚姻等対象期間標準報酬総額が、死亡被保険者の婚姻等対象期間標準報酬総額以
- 6 第三項及び前項の場合において、婚姻等対象期間のうち死亡被保険者の被保険者期間であつて被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に二分の一を乗じて得た額に決定することができる。被保険者期間の各月ごとにおいて、当該死別配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額として、死亡5 実施機関は、第一項又は第二項の規定による請求があつた場合には、死別配偶者の特定第三号
- は第二項の規定による請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。7 第三項及び第五項の規定により改定され、又は決定された死別配偶者の標準報酬は、第一項又

(記録

金曜日

第七十八条の二十一の三 実施機関は、厚生年金保険原簿に前条第六項の規定により被保険者期間、死別配偶者みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、死別配偶者みなし被保険者期間 という。)を有する者の氏名、死別配偶者みなし被保険者期間第七十八条の二十一の六第二項ただし書におい第七十八条の二十一の三 実施機関は、厚生年金保険原簿に前条第六項の規定により被保険者期間

(通知)

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

(省令への委任) 準報酬の改定又は決定を行つたときは、その旨を死別配偶者に通知しなければならない。 準報酬の改定又は決定を行つたときは、その旨を死別配偶者に通知しなければならない。第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定による標

し必要な事項は、主務省令で定める。の規定による請求並びに同条第三項及び第五項の規定による請求並びに同条第三項及び第五項の規定による標準報酬の改定又は決定の手続に関第七十八条の二十一の二第一項又は第二項

(老齢厚生年金等の額の改定の特例)

係る標準報酬が第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により改定され、又は決定され、係る標準報酬が第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定による標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三条第一項の規定による標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三条第一項の規定による標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三条第一項の規定にかか第五項の規定による標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三条第一項の規定にかか第七十八条の二十一の二第三項及び第七十八条の二十一の六 老齢厚生年金の受給権者について、第七十八条の二十一の二第三項及び第七十八条の二十一の六 老齢厚生年金の受給権者について、第七十八条の二十一の二第三項及び

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例)

(女子)り髪丘	条第 第五 十 項	条第 第四 一項六	条第 第四 一 項 四
经	者が次の被保険者であつた	の標準賞与額	数が二百四十未満被保険者期間の月
	別配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。)が次の被保険者であつた者(第四号に該当する場合にあつては、死	定された標準賞与額を除く。)規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決の標準賞与額(第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の	間」という。)を除く。)の月数が二百四十未満者みなし被保険者期間(以下「死別配偶者みなし被保険者期間(第七十八条の二十一の三に規定する死別配偶

政令への委任

あつた期間についての特例に関し必要な事項は、政令で定める。 第七十八条の二十一の八 この章に定めるもののほか、被保険者と死別した場合における配偶者で

らの者」を「当該者」に改める。 六十二条の二第一項若しくは第六十二条の三第一項の規定により加算が行われている者」に、「これ六十二条の二第一項若しくは第六十二条の三第一項の規定により加算が行われている子」を「、第五十条の二第一項、第級」を加え、「の規定によりその者について加算が行われている子」を「、第五十条の二第一項、第一項、第二項に規定する障害等第九十七条第一項中「障害等級」の下に「若しくは国民年金法第三十条第二項に規定する障害等

を「若しくは」に改め、「につき、」の下に「官公署又は」を加える。第百条の二第三項中「ときは、」の下に「受給権者の資産若しくは収入の状況又は」を加え、「又は

項及び第五項の規定による標準報酬の改定又は決定二十六の二(第七十八条の二十一の二第一項及び第二項の規定による請求の受理並びに同条第三

二十六の三 第七十八条の二十一の四の規定による通知

6

四十 附則第四条の六第二項及び第五項の規定による申出の受理

二十八の二 第七十八条の二十一の三の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

第百条の十第一項第三十七号中「第百条の四第一項第四十二号」を「第百条の四第一項第四十三」よる障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)二十八の三 第七十八条の二十一の六第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定に

附則第四条の五の次に次の一条を加える。

官

(適用除外の特例)

第四条の六 当分の間、適用事業所に使用される、七十歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金法第四条の六 当分の間、適用事業所に使用される、七十歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金法第四条の (昭和三十四年法律第百三十七号)第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつ (昭和三十四年法律第百三十七号)第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつ (昭和三十四年法律第百三十七号)第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつ (昭和三十四年法律第百三十七号)第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつ (昭和三十四年法律第百三十七号)第七条の規定の対 (100元) (100元)

- 定にかかわらず、被保険者となることができる。 学校振興・共済事業団に限る。第五項において同じ。)に申出をしたときは、その者は、前項の規2 特定減額特例対象者は、主務省令で定めるところにより実施機関(厚生労働大臣及び日本私立
- の資格を取得する。 3 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による被保険者
- 日に、同項の規定による被保険者となつたものとみなす。に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至つた4 第九条の規定による被保険者が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の事業所
- の資格を喪失することができる。おいて同じ。)は、いつでも、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をし、当該被保険者5 第二項の規定による被保険者(前項の規定により当該被保険者とみなされた者を含む。次項に

- 第五号に該当するに至つたときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は同条)第二項の規定による被保険者は、第十四条各号(第三号を除く。)又は次の各号のいずれかに該
- 第八条第一項の認可があつたとき
- 前項の申出が受理されたとき。
- 特定減額特例対象者でなくなつたとき。
- 減額特例対象者にあつては同項の申出と、それぞれ同時に行わなければならない。例対象者にあつては同項の申出と、第五項の申出は、同条第五項の申出をすることができる特定、第二項の申出は、健康保険法附則第八条の三の二第二項の申出をすることができる特定減額特
- %は、政令で定める。 第一項から第六項までに規定するもののほか、被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事
- 各号のいずれにも該当しないものをいう。第一項において「短時間労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十二名のであり、「「「「「「」」であった。「「」」では、「」では、「」では、「」では、

9

- 時間労働者(同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。)る通常の労働者をいう。次号において同じ。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(第十二条第五号に規定す
- 四分の三未満である短時間労働者 一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の

正法」に改める。 正法」に改める。 正法」に改める。。 正法」に改める。。 正法」に改める。。

条に」に、「これらの規定」を「これらの規定に」に改める。 第三項」と」を加え、「及び附則第九条の四第四項」を「及び第九条の四第四項」に、「「同条」を「「同 条第五項中「第四十三条第三項」と」の下に「、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条 は 附則第九条の四第三項中「第四十三条第三項」と」の下に「、「同条第二項又は第三項」とあるの 「同項」と」を加え、「同条」を「同条に」に、「これらの規定」を「これらの規定に」に改め、同

附則第十二条中「の規定は」を「及び第四十四条の四の規定は」に改める。

四第五項若しくは第六項)」と」を、「当該月数が」の下に「、配偶者については」を、「月から」の下額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、第四十三条第三項又は附則第十三条の に「、子については百二十以上となるに至つた月から」を加える。 とあるのは「第四十三条第二項若しくは第三項又は附則第十三条の四第六項(その者が繰上げ調整 厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢)に達した当時」と、「同条第二項又は第三項」 特例支給開始年齢とする。)に達した当時(六十五歳(その者が繰上げ調整額が加算されている老齢 の権利を取得した当時」とあるのは「又は附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受 項若しくは第三項」に改め、「第六項)」と」の下に「、「又は受給権者がその権利を取得した当時(そ り、「又は第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に、「「若しくは第三項」を「第四十三条第二 第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳(」に改め、「。第三項において同じ」を削 十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳(」を「は、附則第十三条の四附則第十三条の四第七項中「第四十四条第一項中「」を「第四十四条第一項中「は、」に、「附則第 給権者が六十五歳(その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、

当該月数が百二十以上となるに至つたときから引き続き」に改める。 を経過したときから引き続き(当該一月を経過した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、 の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日 ときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時」とあるの き続き)」と、「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつた 時」に、「当該被保険者期間の月数」を「当該月数」に、「引き続き。第三項において同じ。)」を「引 百二十未満であつたときは、当該月数が百二十以上となるに至つたときから引き続き」に改め、同による老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き(当該受給権を取得した当時当該月数が の権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、同条第 被保険者期間の月数」を「当該月数」に、「引き続き。第三項において同じ。)」を「引き続き)」と、「そ 百四十以上である」を「百二十以上である」に、「当時。第三項において同じ。」を「当時」に、「当該 あつたときは、当該月数が百二十以上となるに至つたときから引き続き」に改め、同条第二項中「二 条の二第一項の請求があつたときから引き続き(当該請求があつた当時、当該月数が百二十未満で るに至つた当時」とあるのは「受給権者から附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九 月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上とな 同じ。)」を「引き続き)」と、「受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該 条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日)から起算して一月 条第三項中「二百四十以上である」を「百二十以上である」に、「当時。第三項において同じ。」を「当 て同じ。」を「当時」に、「当該被保険者期間の月数」を「当該月数」に、「引き続き。第三項において 二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時」とあるのは「同条の規定 附則第十六条第一項中「二百四十以上である」を「百二十以上である」に、「当時。第三項におい 「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条 第十四

金曜日

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

及び第十七条の十三の三第一項」に改め、同条第三項中「及び附則第十七条の九第二項」を「並び附則第十七条の四第二項中「及び附則第十七条の九第一項」を「並びに附則第十七条の九第一項 に附則第十七条の九第二項及び第十七条の十三の三第二項」に改め、 同条第四項中「及び附則第十

> を「並びに附則第十七条の九第六項及び第十七条の十三の三第六項」に改める。 三の三第四項」に改め、同条第六項中「及び附則第十七条の九第五項」を「並びに附則第十七条の 条第五項中「及び附則第十七条の九第四項」を「並びに附則第十七条の九第四項及び第十七条の十 七条の九第三項]を「並びに附則第十七条の九第三項及び第十七条の十三の三第三項」に改め、同 九第五項及び第十七条の十三の三第五項」に改め、同条第七項中「及び附則第十七条の九第六項.

附則第十七条の十三の次に次の四条を加える。

(死亡被保険者の特例)

第十七条の十三の二 第七十八条の二十一の二第一項又は第二項の規定の適用については、 くは他の法令の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を有する者」とする。 間、同条第一項中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者又は附則第四条若し

(婚姻等対象期間標準報酬総額の計算の特例)

第十七条の十三の三 婚姻等対象期間標準報酬総額(第七十八条の二十一の二第八項に規定する婚 険の被保険者であつた期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、船 姻等対象期間標準報酬総額をいう。以下この条において同じ。)を計算する場合において、 に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて計算する。 員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる者の区分 船員保

- 2 婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧 じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一 旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応 た期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。 部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算され 適用法人共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当該
- ぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。 農林共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当該旧農 林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じてそれ 婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧
- 算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。 該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分 国家公務員共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当 の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合 に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等 婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧
- 該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分 地方公務員共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当 算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。 に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、地方公務員等共済組合法等 婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧 一部を改正する法律附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合
- 私立学校教職員共済加入者期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、 の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。 当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者 婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧

円以上

七

ō

○○○円未満

に改め、

同表に次のように加える

官

(死別配偶者である期間についての特例の規定の適用)

第十七条の十三の四 定する死別配偶者みなし被保険者期間を除く。)」とする。 れ、又は決定された者に対する保険給付について、附則第二十九条第一項の規定を適用する場合 においては、同項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間(第七十八条の二十一の三に規 第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により標準報酬が改定さ

第十七条の十三の五 準報酬の決定並びに保険給付の額の計算及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。 る婚姻等対象期間に係る被保険者期間についての第七十八条の二十一の二第五項の規定による標 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入され

附則第二十八条の二第二項中「及び第六十二条第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」 に改

第四条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

常時五人以上の従業員を使用する事業所

前号に掲げる事業所のほか、常時従業員を使用する国、 地方公共団体又は法人の事業所

一十条第一項の表中 第 を 三 第 四 三 級 四 七 級 Q 七一〇、 000円 000円 六九五、 六九五、 〇〇〇円以上 000

第 三 五 級 七五〇、 〇 〇 〇 〇 円 七三〇、 〇〇〇円以上

第三十二条中「並びに附則第二十三条の三」を削る。

第八十四条の五第二項中 「並びに附則第二十三条第二項第一号」を削る

に、「(以下「厚生年金勘定の積立金額」という」を「をいう」に改める。 第八十四条の六第四項第一号中「年金特別会計」を「厚生年金勘定の積立金額 (年金特別会計)

第百条の五第六項及び第七項中「又は事務所」を削る。

内に住所を有していた」を「第一号又は前号に該当していた」に、「日本国内に住所を有しなくなつ た」を「第一号又は前号のいずれにも該当しなくなつた」に改め、同号を同項第四号とし、 一号の次に次の一号を加える。 附則第二十九条第一項第一号中「住所を有する」を「滯在する」に改め、同項第三号中「日本国 附則中第二十三条から第二十三条の四までを削り、第二十三条の五を第二十三条とする。 同項第

金曜日

れる場合を含む。)を受けているとき。 準用する場合を含む。)又は第二十六条の三第一項の規定により当該許可を受けたものとみなさ る再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱 した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十六条第一項の規定によ

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正

第五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)の一部を次のよう

度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号。 二、第六十二条の二及び第六十二条の三に規定する加給年金額、社会経済の変化を踏まえた年金制 附則第六十三条中 「)及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法」を「)、第五十条の 以下こ

> 正前の厚生年金保険法」に改める。 定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改 六十二条の二及び第六十二条の三に規定する加給年金額、 四十四条及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法」を「第四十四条、第五十条の二、第 の効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「第 の条において「令和七年改正法」という。)附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおそ 令和七年改正法附則第十五条第二項の規

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正 する。

「及び第三十七条第三号」に改める。 附則第八条第二項中「及び第四号」 を削り、 同条第八項中「、第三十七条第三号及び第四号」を

附則第十二条第一項中「及び第四号」を削る。

附則第十八条第五項中「とする」を「と、「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金

の受給権を取得した日」とする」に改める。 附則第二十条中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

附則第三十一条第一項中「第三十七条第四号」を「第三十七条第三号」に改める。 附則第六十四条中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

附則第七十四条第四項中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

七条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第二十七条の六第二項」に改める。 附則第八条第三項中「第二十七条」の下に「及び第二十七条の六第二項」を加え、 同条第四項中

附則第十四条第一項及び第二項中「国民年金法第二十七条」の下に「、第二十七条の六」 を加え

らの規定」に改める。 れらの規定」に改め、同条第二項中「第二十八条第四項中「同条」を「第二十八条第四項中 附則第十七条第一項中「同法第二十七条」の下に「及び第二十七条の六」を加え、「同条」を「こ ・「これ

項とし、第四項の次に次の一項を加える 十七条の六及び第六項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六 附則第十八条第二項及び第三項中「及び第五項」を「、第五項において読み替えられた同法第二

当することとなつた」と、同条第三項中「その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した 険者期間を有するに至つたことにより国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三 については、同条第一項中「その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した日以後に被保 いずれかに該当することとなつた」とする。 日以後に被保険者期間を有するに至つたことにより昭和六十年改正法附則第十八条第一項各号の 十四号。第三項において「昭和六十年改正法」という。)附則第十八条第一項各号のいずれかに該 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用

附則第三十二条第五項中「国民年金法」の下に「第二十九条の二、」を加え、同項に後段として次

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める

の二の二第六項」を「附則第九条の二の二第七項」に改める。 附則第三十二条第九項中「附則第九条の二第五項」を「附則第九条の二第六項」に、「附則第九条

正法」という。) 附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされ た令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号。 附則第五十四条第五号中 「新厚生年金保険法」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強 以下「令和七年改

て準用する場合及び」を加える。 附則第五十九条第一 項中 「第四十四条の三第四項(」の下に「同法第四十四条の四第二項にお

げる額」を 適用がないものとして改定した改定率とする。)を乗じて得た額」に改め、 附則第六十条第二項中「次の表の上欄に掲げる者に支給する」を削り、「それぞれ同表の下欄に掲 「十四万九千二百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の 、同項の表を削る

的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を「第四 項において準用する場合を含む。)に規定する」に、「同条第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「公 十四条の四第二項において準用する場合及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生 (第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する加算 ・金保険法等の一部を改正する法律」に改める。 |]に、「、第四十四条の三第四項に規定する」を「、第四十四条の三第四項(第四十四条の四第一 附則第六十二条第一項中「第四十四条の三第四項に規定する加算額」を「第四十四条の三第四

金」に改め、同項第一号を次のように改める。 和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年 七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令 附則第七十三条第一項中 「厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金」を「令和

これを百円に切り上げるものとする。) 十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、 国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に五

り読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の 法」に改め、 (生年金保険法) に改める なおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険 附則第七十三条第二項中「厚生年金保険法」を「令和七年改正法附則第十五条第三項の規定によ 同条第三項中「厚生年金保険法」を「令和七年改正法附則第十五条第二項の規定によ

規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、 附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定 による改正前の厚生年金保険法」に改め、同条第五項を削り、 及び第二項」を加え、「及び第三十九条の二第一項」を削り、 とされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項」に改め、 並びに令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するもの 「及び第三十九条第一項」を削り、同条第二項中 附則第七十四条第一項中「及び第六十二条第一項」を「並びに第六十二条の二第一項及び第一 正法附則第十四条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた令和七年改正法第三条の 第三十九条の二第一 二項、」を削り、同条第四項中「新厚生年金保険法」を 同項を同条第五項とする。 第二項」 の下に「並びに第六十二条の三第一項 同条第三項中 同条第六項中「同法」を 「第三十九条第二項及び 「令和七年改正法

附則第七十八条第二項の表旧厚生年金保険法第三十四条第五項の項を次のように改める。

	第3 五-	育金旧 三保厚 上険生 四法年
ぞにかられている。 それのうちで四 だっている。 で四 ででしている。 それでと れでいる。 それでは、 もれで、 もれで、 もれで、 もれで、 もれで、 もれで、 もれで、 もれで	十 八 万 円	加給年金額は
七万四千九百円に改定率を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とする。)とし、第五十条第一項に規定する加給年金額得た額とする。)とし、第五十条第一項に規定する加給年金額得た額とする。)とし、第五十条第一項に規定する加給年金額に立る子のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額とし、その計算の基礎となる子のうち、入成に達する日以後し、その計算に立る一級な定率を乗じて得た額とし、第五十条第一項に規定する加給年金額大につき、一人につき、とし、第五十条第一項に規定する加給年金額大につき、とし、第五十条第一項に規定する加給年金額となる。とし、第五十条第一項に規定する加給年金額となる。とし、第五十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額。それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(そのうち二人までは、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(そのうち二人までは、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(そのうち)といる。	り上げるものとする。以下この項において同じ。)五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(そ定率とする。以下この適用がないものとして改定した改び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改工十二万四千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及二十二万四千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及二十二万四千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	にあつては第四十三条第一項及び第六十条第一項に規定する加給年金額

第七十八条の四 厚生年金保険法第四十六条第七項及び第八項並びに第五十条の二第一項ただし書 の規定は、旧厚生年金保険法による障害年金について準用する。この場合において、 的読替えは、政令で定める。 必要な技術

て同じ。)」を加える。 があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。 第二項において準用する同法第四十四条の三第五項の規定により同法第四十四条の四第一項の申出財別第八十二条第三項中「°)」の下に「又は同法第四十四条の四第一項の規定による申出(同条 附則第八十四条第三項及び第四項にお

による申出」 附則第八十四条第三項及び第四項中 「よる申出」 の下に 「又は同法第四十四条の四第一項の規定

附則第八十七条第三項の表旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の項を次のように改める

		二十険旧 第一法船 一条第員 項ノ四保
スト 乗モ之ヲ加給 給	ニヲニル円ル六子 付除其ト、ト万一 ニキノキア・カー 万タル・ナート円、アル アルノナーハー・ファル 円一二万上二人ト 人人円ア万アハ	十八万円
ハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)、子二人アルトキハ四十四数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキロ門ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端合ニ於テハ其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハニ十二万四千ヲ加給スルモノトシニ十歳ニ満ツル月ノ翌月ヨリ加給スル場の以下此ノ項ニ於テ子ト称ス)ニ付テハ十八歳以上ト雖モ之(以下此ノ項ニ於テ子ト称ス)ニ付テハ十八歳以上ト雖モ之	上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以子一人ニ付二十六万九千六百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額	未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタルニ十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及

上隊

附則第八十七条の三の次に次の一条を加える。

第八十七条の四 替えは、政令で定める。 の規定は、旧船員保険法による障害年金について準用する。この場合において、 厚生年金保険法第四十六条第七項及び第八項並びに第五十条の二第一項ただし書 必要な技術的読

(号外第 137 号)

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改

附則第三十三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「〈退職特例年金給付の繰下げの申 の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

四条の三第二項から第五項まで及び同法第四十四条の五の規定は、旧適用法人施行日前期間を有第三十三条の三 厚生年金保険法第四十四条の四第一項、同条第二項において準用する同法第四十 政令で定める。 する者の特例年金給付について適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の 一部を次のように改正す

あったものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第二十三条第三項及び第二十四条第五 項において準用する同法第四十四条の三第五項の規定により同法第四十四条の四第一項の申出が において同じ。)」を加える。 附則第九条第四項中「。)」の下に「又は同法第四十四条の四第一項の規定による申出(同条第二

「の四第二項において準用する場合及び」を加える。 附則第二十条第一項及び第二十一条第二項中「第四十四条の三第四項 の下に「同法第四十四

の規定による申出」を加える。 (厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済 附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項中「申出」 の下に「又は同法第四十四条の四第 項

第十条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

生年金保険法第四十七条第二項」 年改正前厚年法」に、「同法に」を「令和七年改正前厚年法に」に、「同法第四十七条第二項」を「厚 を 規定によりなお従前の例によるものとされた同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以 ための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)附則第十四条第二項の 下この条において「令和七年改正前厚年法」という。)」に改め、同条第三項中「厚生年金保険法」 附則第十三条第二項中「厚生年金保険法」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化の 二」に改める 」を「厚生年金保険法第四十七条第二項」に改め、同条第四項中「厚生年金保険法」を 済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。 「令和七年改正前厚年法」に、「同法に」を「令和七年改正前厚年法に」に、「同法第四十七条第一 に、「同法第六十五条の二」を「令和七年改正前厚年法第六十五条 一令和七

23

ように加える。 附則第十六条第四項の表廃止前農林共済法第四十二条第三項及び第四十五条の九の項の次に次の

十三条第一項
配偶者
る。) 「級に該当する障害の状態にある子に限て第三十九条第二項に規定する障害等級の一級で第三十一日までの間にある子及び二十歳未満三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最初の

同法第四十四条の三第二項から第五項まで及び同法第四十四条の五の規定は」に改める。 とし、前項に規定する子については一人につき二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額」に改 項に規定する配偶者については二十二万四千七百円」に、「。)」を「。 (国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正) 附則第十六条第四項の表廃止前農林共済法第四十三条第二項の項中 同条第十三項中「の規定は」を「、同法第四十四条の四第一項、 同条第二項において準用する 以下この項において同じ。) 「二十二万四千七百円」を「同

第十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号) の一部を次のように改正

附則第十九条第二項中「令和十二年六月」を「令和十七年六月」に改め、

同項ただし書中

一配偶

者」の下に「(国民年金法第五条第七項に規定する配偶者をいう。)」 (公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一 を加える。 部を改正する法律

の一部改正

第十二条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正す る法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

め め 額特例対象者(当該厚生年金保険の被保険者を除く。)及び」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改 所」に改め、同項第一号中「及び」を「、厚生年金保険法附則第四条の六第一項に規定する特定減 「及び附則第四条の三第一項」を「並びに附則第四条の三第一項並びに第四条の六第二項及び第四 附則第十七条第一項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に、「第一号」を「、 同条第八項中「第五項」を「令和十七年九月三十日までの間、第五項」に改める。 同条第五項中 に改め、同条第二項中「特定適用事業所」を「令和十七年九月三十日までの間、特定適用事業 「特定適用事業所」を「令和十七年九月三十日までの間、特定適用事業所」 第一号 に改

除く」とする。ただし、令和十七年九月三十日までの間の同項及び同法第八条第二項の規定の適用 二項において同じ。)及び」に改め、同条に次の四項を加える。 六条の規定により第十二条 (第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。 能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号) については、同法第六条第四項中「を除く」とあるのは 附則第十七条の二第一項中「当分の間、」を削り、「「(」を「、「(」に、「同じ。)及び」を 「(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機 「同じ。)を 附則第十 第八条第

の者以外の者の構成をいう。)」とする。 特定四分の三未満短時間労働者をいい、 金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。)の総数が五十 所に使用される特定労働者(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年 時間別構成 については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働 人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する 令和十二年度から令和十四年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用 (被保険者における適用事業所(当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業 被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はそ

外の者の構成をいう。)」とする。 分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以 であるものに限る。) に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四 される特定労働者(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の 部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。)の総数が三十五人以下 令和十五年度及び令和十六年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用について (被保険者における適用事業所(当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用 同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働時間別構

の者以外の者の構成をいう。)」とする。 特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はそ 金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。)の総数が二十 所に使用される特定労働者(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年 時間別構成(被保険者における適用事業所(当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業 については、 / 八以下であるものに限る。) に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する 令和十七年度から令和十九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用 同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働

の者以外の者の構成をいう。)」とする。 特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はそ 年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。)の総数が十 業所に使用される特定労働者(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民 働時間別構成(被保険者における適用事業所(当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事 用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労 人以下であるものに限る。) に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する 令和二十年度から令和二十二年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適

附則第十七条の三中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に改め、同条の次に次の一条を加

金曜日

第十七条の三の二 次の表の上欄に掲げる期間における附則第十七条第十二項の規定の適用につい 句とする ては、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字

大	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで
二十人	令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで
三十五人	令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで

附則第四十一条を次のように改める。

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

(私立学校教職員共済法の規定による掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例)

第四十一条 附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人 等(私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条において同 法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいう。以下この条において同じ。) (附則第十 じ。)その他の学校法人等であって政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者(同

> 規定の適用については、当分の間、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民 の割合及び納付義務の特例を設けることができる。 法の規定による掛金 (同法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係るものに限る。)の負担 料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、私立学校教職員共済 という。)附則第二十二条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る厚生年金保険 年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号。次項において「令和七年改正法」 加入者であって政令で定めるものに限る。)に係る同法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の 七条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者である厚生年金保険の被保険者に相当する

附則第四十六条第一項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に、「第一号」を「、第一号」 ころにより、私立学校教職員共済法の規定による掛金(同法第二十二条第二項に規定する短期給 他の学校法人等であって政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者(同項に規定 付等事務に係るものに限る。)の負担の割合及び納付義務の特例を設けることができる。 る短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めると の適用については、当分の間、令和七年改正法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定す 定めるものに限る。)に係る私立学校教職員共済法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定 する特定四分の三未満短時間労働者である健康保険の被保険者に相当する加入者であって政令で 附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人等その

を加える。 条第八項中「第五項」を「令和十七年九月三十日までの間、 び第五項中「特定適用事業所」を「令和十七年九月三十日までの間、特定適用事業所」に改め、同 第五項」に改め、同条の次に次の一条

に、「、同項」を「、同項並びに同法附則第八条の三の二第二項及び第四項」に改め、同条第二項及

第四十六条の二 次の表の上欄に掲げる期間における前条第十二項の規定の適用については、 中 「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	大

第十三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

である者に限る。)又は」を削り、「者」とあるのは「」の下に「老齢厚生年金の受給権者(」 十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。 附則第三十五条第一項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上 を加え

第十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を 次のように改正する。

法令の規定で同項」を「)の規定又は他の法令の規定で第四十四条の三第四項」に改める 第四項(」の下に「第四十四条の四第二項において準用する場合及び」を加え、「)の規定又は他の の項において同じ。)に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」」に改め、「第四十四条の三 除く。以下この項において同じ」」を「(第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。 附則第十四条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「に規定する加算額を

規定による改正後の厚生年金保険法」

を削り、

同表改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項の項

「令和二年改正法」という。)第四条の

を次のように改める

金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号。以下

第四十三

三条第

項

当該申出の

申出をした者で

の規定による申申出又は第四十日

出应

日をした者で 人名

項

項第改

令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項」に改める。 和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた という。) 附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和 七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条」に、「同法第四十四条第一項」 ための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」 附則第三十五条第一項中 附則第二十一条中「及び第六十二条」を「及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化の 「厚生年金保険法第四十四条第一項」に、「以上」を「未満」に、「同法第六十二条第一項」を「令

ときに限る。)」とあるのは「あるとき」に、「同法第六十二条第一項」を「令和七年改正法附則第十 の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項」に改める 五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条 十以上であるときに限る。)」とあるのは「あるとき」と、「あるとき(当該月数が百二十以上である |百四十以上であるものに限る。)] とあるのは「老齢厚生年金」を「あるとき(当該月数が二百四 「老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が

正前の」を加える。 定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改 附則第四十五条及び第七十一条中「その額(」の下に「令和七年改正法附則第十五条第二項の規

改正 (公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の 一部

第十五条 の表改正前厚生年金保険法第百三十一条第一項第二号の項中 (平成二十五年法律第六十三号) の一部を次のように改正する。 附則第五条第一項第一号中「第三項まで及び第四項本文」を「第四項まで」に改め、 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 「年金制度の機能強化のための国民年 同条第二項

第百三十一条第二項改正前厚生年金保険法 申出をした者に

の申 の規定による申記日出又は第四十四 四十二 れらの申出のあつた月 |条第| 一項又は第 出应 |をしたとき| 項

申出をしたとき

あつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)」を加え、 三第五項」を「同条第五項」に改め、「。)」の下に「又は第四十四条の四第一項の規定による申出 第百三十三条」を削り、「令和二年改正法第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の (同条第二項において準用する第四十四条の三第五項の規定により第四十四条の四第一項の申出が 附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項及び第百三十三条の項中「及び 同項の次に次のように加える。

第百三十三条	第百三十二条第五 第百三十二条第五項 五項 法
出	とする
申出(同条第一項の申出があったものは、同条第一項の規定によりを当該をといる当該をといる当該をといる当該をといる当該をといる。といる当該をといる当該をといる当該をといる。といる当該をといる。といる当該をといる。といる当該をといる。といる当該をといる。といる当該をといる。といるといる。といるといる。といるといるといる。といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	ののある報言の ののある 報画項の 報画項第世に では では では では では では では では では では

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項の項を次のように改める。

項第改

で百三十三条の二第三十三条正前厚生年金保険法	則第五条第二項の表改正		(で)	見参加多参加の表では見かる
申出	項の表改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項の項	申出	第四十四条の三第四項	1.再月7.4名 3.4個光質1111 三条(二等二耳(耳を2)
の規定による申出の四第一項申出又は第四十四条の四第一項	二第二項の項の次に次のように加え	申出(同条第五項の規定によりできなされた場合における当該申出を含むた場合における当該申出を含む。次項における当該申出を含む。次項において同当で、次項において問題を決ちなされた場合においる当該申出を含む。次項においる当該申出を含む。次項においる当該申出を含む。次項における当該申出を含む。次項における当該申出を含む。	る場合を含む。) 四条の四第二項において準用す 第四十四条の三第四項(第四十	

|条第一項第五号|

出年金法」 附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第二十条の項中 を加え、 に改め、「厚生年金保険法」 同表確定拠出年金法第五十五条第二項第四号の の下に「(以下 「平成二十五年改正前厚生年金保険法」 一の項の次に次のように加える。 「改正後確定拠出年金法」を 「確定 とい

二確
一条第一項第五号 一項第五号 六十
出をしようとするものの移換の申収は同法第九十一条の二十八第一
のの時条正の担保を のの時条正の担保を のの時条では のの時条では のの時条では のの時金の厚のは のの時条では のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のの関係を のののの のので、 のので、

業年金法 条の七の項の次に次のように加える。 附則第三十八条第一 五号及び第四項第八号において同じ。]を、「いう」の下に「。 以下同じ」を、「附則第五十七条第一 法第五十四条の二第一項の項中 の下に を「同法」 「に規定する積立金をいう。」を加え、 項中 に改め、「第五十九条」の下に「に規定する積立金をいう。第六十二条第一項 「第四項本文」を「第四項」に改め、 「改正後確定拠出年金法」 同表中確定拠出年金法第五十四条の五及び第五十 を 「確定拠出年金法」に、「確定給付企 同条第三項の表改正後確定拠出年

又は同法第九十一条の二十八第一		'
るかの を		をしようとするものの規定による積立金の移換のは同法第九十一条の二十八第
	のの、神の中出をしようとのの、神の中出をしたりの、神成一十五年改正法を記されて、神の規定にはる積立金等の移換の中出をした。この移換の中出をした。この移換の中出をしよった。この移換の中出をしよった。	九条に規定する積立金を規定による積立金(同法法第九十一条の二十八第

二条第四項第八号,十十	
出をしようとする者出をしようとする者の規定による積立金の移換の申	は目言さしているのでした。
る者 「一項の規定による積立金をいる者の 一項の規定による積立金をいる者の移換の申出をしようとする者でよる 一項の規定による積立金では、 一項に規定はよる積立金では、 一項に規定はよる積立金では、 一項に規定はよる積立金では、 一項に規定はよる積立金では、 一項に規定はよる積立金では、 一項に規定はよる積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立金では、 一項による積立。 一十戸第一 一位第一 一位第一 一位第一 一位第一	25L-15)

附則第八十六条第一項の表に次のように加える。

	第四十六条第五項
)及び第四十四条の三第四項	加算額を除く
) 及び平成二十五年改正法附則) 及び平成二十五年改正法附則	除く いて同じ。)に規定する加算額を いて同じ。)に規定する加算額を 四条の四第二項において準用す 第四十四条の三第四項(第四十

十四条の四第二項において準用する場合を含む。 附則第八十七条中 | 改正後厚生年金保険法」を 「同法第四十四条の三第四項」に改める。 以下この条において同じ。)の規定の」に、「同項」 「厚生年金保険法」に、「の規定の」を「(同法第四

第十六条 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十 (政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

一部を次のように改正する。

に改め、 た者」を 六年法律第六十四号)の 附則第十四条第一項中 同項ただし書中 「等(第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。次条第一項において同じ。)」 「配偶者」の下に「(同法第五条第七項に規定する配偶者をいう。)」を加え 「令和十二年六月」を「令和十七年六月」に、「又は第一号被保険者であっ

保険者であった者」を「第一号被保険者等」に改める。 附則第十五条第一項中「国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被

(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 の一部を次のように改正する。 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和 二年法律第四十号)

連する業務として厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「関連業務」という。)を行う の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務その他同条第二項第一号に規定する業務に関 附則第三十九条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、 か、令和九年四月一日から当分の間、 独立行政法人福祉医療機構は、独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項に規定する業務の 同法附則第五条の二第十三項ただし書に規定する貸付金 同条第一項を次のように改める。

ことができる。

行政法人福祉医療機構法」に改め、同条第三項中「第一項各号に掲げる業務は、改正後機構法」を 附則第三十九条第二項中「前項各号に掲げる業務」を「関連業務」に、「改正後機構法」を「独立 独立行政法人福祉医療機構法」に、「ついては、改正後機構法」を「ついては、同法

則第十八条第六項」に改める。 附則第四十四条中「附則第四十二条の規定による改正後の」を削り、「附則第十八条第五項」を 附

則第十八条第六項」に改める。 附則第四十五条中「附則第四十三条の規定による改正後の」を削り、「附則第十八条第五項」を 附

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百

として次の一項を加える。 第十四条の見出し中「振替加算等」を「加算等」に改め、同条を同条第二項とし、 同条に第 項

下に「障害基礎年金に」を、「この条」の下に「及び第三十二条第六項」を加え、同条第六項中「の第十五条第一項中「この条」の下に「及び第三十二条第六項」を加え、同条第三項中「より」の る額に相当する部分の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。 めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金又は障害基礎年金の当該者の子について加算すこの法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定

規定に」を「において準用する同法第二十七条の六第四項の規定に」に、「の規定の例」を

「におい

て準用する同法第二十七条の六第四項の規定」に改める。

生年金(第二十七条の規定により支給するものに限る。)に加算する額」に、「中高齢寡婦加算等」をて政令で定めるもの」を「昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚 の保険料免除期間と」を「及び保険料免除期間並びにその者が六十五歳に達した日の属する月以後 「遺族基礎年金の加算」という。)の額」に改め、同条第四項中「遺族厚生年金に加算する額であっ 「経過的寡婦加算」に改める。 第十六条第一項中「この条及び第二十二条において」を削り、同条第二項第一号イ中「とその者 厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第三項中「遺族基礎年金に」の下に「係る」を、「よ の下に「遺族基礎年金に」を加え、「の額」を「(第二十二条及び第三十三条の二第三項において

の受給権を取得した日」とする」に改める。 第十八条第一項中「」とする」を「」と、「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金

第二十条第一項第四号中「第四号並びに」を削る。

金曜日

加算」に、「又は当該加算する額に相当する部分」を「若しくは同項の規定により支給する遺族基礎 金又は当該遺族基礎年金の加算」に改める。 第二十二条中「又はこれに国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分 「若しくは第二十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金又はこれらに係る遺族基礎年金の

びに附則第四条の六第二項及び第四項の規定」に改める。 第二十六条の見出し中「任意単独加入」を「任意単独加入等」に改め、 同条中 「の規定」 を 並

第二十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項を次のように改める。 第三十一条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同項中第二号を削り、 第 二号

の属する月前の厚生年金保険の被保険者であった期間をその計算の基礎とするものとし、基準日生年金保険の被保険者の資格を取得した場合を除く。)の当該老齢厚生年金の加給の額は、基準日下この項において「基準日」という。)において厚生年金保険の被保険者である場合(基準日に厚下この項において「基準日」という。)において厚生年金の加給の受給権を有する者が毎年九月一日(以 の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。ただし、基準日が厚生年金保

> 険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の厚生年金保 するものとし、基準日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。 険の被保険者であった期間を同条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎と 険の被保険者の資格を喪失した日から再び厚生年金保険の被保険者の資格を取得した日までの間 かつ、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から再び厚生年金保険の被保

かわらず」を削り、同条に次の一項を加える。 第三十一条第四項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第五項中「、第三項の規定にか

算等の額に相当する額とする。 老齢基礎年金の加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢基礎年金の加 の加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該老齢厚生年金の加給の額が当該 付に加算する額であって政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「老齢基礎年金 加給の支給を受けることができることにより、第十条第一項の規定により支給する老齢基礎年金 ついて支給されるものに限る。以下この項において同じ。)の額は、当該者が当該老齢厚生年金の に国民年金法第二十七条の六第一項の規定により加算する額に相当する部分その他の年金たる給 第一項の規定による老齢厚生年金の加給(当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者の子に

とし、同条第五項の次に次の一項を加える。 六項中「配偶者加給」を「加給」に改め、「第四項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第七項 加え、「配偶者加給」を「加給」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第 第三十二条第四項中「により」の下に「障害厚生年金に」を、「第六項」の下に「及び第七項」を

ついて支給されるものに限る。以下この項において同じ。)の額は、当該者が当該障害厚生年金の 加給の支給を受けることができることにより、特例による障害基礎年金又は第十九条第一項の規 にかかわらず、当該障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。 て、当該障害厚生年金の加給の額が当該障害基礎年金の加算の額より低いときは、第四項の規定 定により支給する障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の支給が停止されている場合におい 第四項の規定による障害厚生年金の加給(特例による障害厚生年金の受給権を有する者の子に

六項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 る」に改め、「厚生年金保険法第六十二条第一項又は」を削り、「これら」を「同項」 算」という。)の額」を加え、同条第三項中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係 項第一号及び第四十三条において「六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加 係る同法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(第四十条第七 条」を「次条第一項」に改め、「第二項の規定による額」の下に「並びに特例による遺族厚生年金に 第三十三条の見出し中「遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第一項中「第四十三 同条第

(遺族厚生年金の加給の額の計算の特例)

第三十三条の二 特例による遺族厚生年金又は第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金(次 二条の二第一項又は第六十二条の三第一項の規定により遺族厚生年金に加算する加給年金額に相 項及び第四十三条において「特例による遺族厚生年金等」という。)に係る厚生年金保険法第六十 当する部分(以下「遺族厚生年金の加給」という。)の額は、同法第六十二条の二第二項及び第六 十二条の三第二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

数で除して得た率 に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及び口に掲げる期間の月数(ロ

間であった期間であって政令で定めるものを合算したもの 特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期

- 日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。) 者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る
- 令で定めるもの 当該特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政
- のの月数とを合算した月数で除して得た率 による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるも 前条第二項第二号又は第三号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例
- 3 かかわらず、当該遺族基礎年金の加算等の額に相当する額とする 当該遺族厚生年金の加給の額が当該遺族基礎年金の加算等の額より低いときは、 基礎年金の加算その他の年金たる給付に加算する額であって政令で定めるものに相当する部分 同条第一項に規定する配偶者が当該遺族厚生年金の加給の支給を受けることができることによ 遺族厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分に限る。以下この項において同じ。)の額は、 (以下この項において「遺族基礎年金の加算等」という。)の支給が停止されている場合において、 第一項の規定による遺族厚生年金の加給(厚生年金保険法第六十二条の二第一項の規定により 特例による遺族基礎年金又は第二十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る遺族 第一項の規定に
- 第三十二条第九項の規定は、第一項の場合について準用する。

第三十四条中「おける」の下に「当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の」を加え、 同条に次の

2 めるものの受給権を有する者に係る老齢厚生年金又は障害厚生年金の当該者の子について加算す 第三十八条第二項中「第八項」を「第九項」に、「第六項」を「第七項」 る額に相当する部分の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定 に改める。

同項第一号の次に次の一号を加える。 号中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、同号を同項第三号とし、 算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二 生年金の加算の額」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「加 当することにより支給する遺族厚生年金に係る六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚 険法第六十二条第一項の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算に係る加算の要件又は」を削り、同項を同 条第六項とし、 第四十条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条第七項中「及び第七号」及び「厚生年金保 第三十九条第二項中「第八項」を「第九項」に改める。 同条第八項第一号中「額」の下に「及び同項第一号から第三号までのいずれかに該

金曜日

第四十三条中「遺族厚生年金又はこれに加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」を「遺族厚生 第四十条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に係る遺族厚生年金の加給の額 第三十三条の二

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」を「遺族厚生年金等若しくは同項の規定により支給する遺族 年金等若しくは第四十条第一項の規定により支給する遺族厚生年金又はこれらに係る六十歳に達す 厚生年金又は当該六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算、 る前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算、遺族厚生年金の加給」に、「遺族厚生年金又は 加給」に改める。 遺族厚生年金

項」に、「(第四十条第八項」を「及び第三十三条の二第四項(これらの規定を第四十条第七項」に、 「及び第三十九条第二項」を「並びに第三十九条第二項」に改める 第四十四条、第四十六条、第五十条及び第五十五条中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

	第四十条第一項の表中「
	第
を 	三
第	
三	級
_	
級	六二〇、〇
六二〇、〇〇〇円	、000円
〇 円	六〇
六〇五、〇〇〇	六〇五、〇〇〇円以上

円以上 六三五、 ○○○円未満 に改め、 同表に次のように加える。

第三三級六八〇	- 第 三 <i>新</i> アカ
六八〇、〇〇〇円	7 1 1 1 1 1
六六五、〇〇〇円以上	プ三五 CCCP以上 プナ五 CCCP未添

附則第十四条の二を附則第十四条の二の二とし、附則第十四条の次に次の一条を加える 附則第十二条第三項中 (国に使用される組合員以外の組合員に係る費用負担に関する特例) 「附則第十四条の二第三 三項 を 「附則第十四条の二の |第二項|に改める。

第十四条の二 国に使用される組合員以外の組合員のうち社会経済の変化を踏まえた年金制度の機 第二項 ころにより、掛金及び負担金の割合の特例を設けることができる。 能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)附則第二十 る短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、 四条第十一項に規定する短時間被保険者に相当するものとして政令で定める者に係る第九十九条 当分の間、 (第一号及び第五号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用について 同項の規定にかかわらず、 同法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定す 政令で定めると

第二十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

	第四十条第一項の表中「第
を	三
第	三
三	級
三	
級	六八〇、
六八〇、〇〇〇円	〇 〇 円
00円	六六五、
六六五、〇〇〇	五、〇〇〇円以上

円以上 六九五、 〇〇〇円未満 に改め、 同表に次のように加える。

第 三 兀 級 七 $\overset{-}{\circlearrowleft}$ 000円 六九五、 〇〇〇円以上

第 - + 条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する

第 三	円以上		第四十条第一
五級	七三〇、〇〇〇円未満		第一項の表中「
七五〇、)()()円未送	 を	第三
七五〇、〇〇〇円	満」に改め、	第三	囮級
七三〇		級	
七三〇、〇〇〇円以上	同表に次のように加える。	七一〇、〇〇〇円	七一0、000円
上	える。	000円	六九
		六九五、〇〇〇	六九五、〇〇〇円以上

第

三

五.

級

七五〇、

000円

七三〇、

000円以上

, ,	/17 1		• • •				
rhc	hth:			第	る。	第二十二条	Ħ
育	第	○円以上		一位十		<u>-</u> 二条	7
Ξ.	111 11			三条			新員
三三及	二	大		第一		方公	急士
及	級			第四十三条第一項の表中		務員	沿刹
たてつ、つつつ円	六五〇、〇〇〇円	六三五、○○○円未満」に	を一第	表中「第二二一		地方公務員等共済組合法(昭和三十七	(封プク教員等書の糸合物の一音改正)
Ļ	<u>.</u> .	に改め、	三	級		二十七	

000円

六〇五、

0

六〇五、

〇〇〇円以上

六六五、

○○○円未満

六六五、 三五、 年法律第百五十二号)の一部を次のように改正す 同表に次のように加える。 六二〇、 級 〇〇〇円以上 六二〇、 000円

附則第三十一条の二の次に次の一条を加える。

角 (国又は地方公共団体に使用される組合員以外の組合員に係る費用負担に関する特例 剎 7 000円以上

第三十一条の三 国又は地方公共団体に使用される組合員以外の組合員のうち社会経済の変化を踏 て、政令で定めるところにより、掛金及び負担金の割合の特例を設けることができる。 同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案し 規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同法附則第二十四条の規定による 者に係る第百十三条第二項(第一号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の 十四号)附則第二十四条第十一項に規定する短時間被保険者に相当するものとして政令で定める まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七

第二十三条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。 第四十三条第一項の表中 第 三 三 級 六八〇、 000円

六六五、

〇〇〇円以上

0

〇円以上

七三〇、

○○○円未満

に改め、

同表に次のように加える

第

三

+

五

級

七五〇、

000円

七三〇、

〇〇〇円以上

六九五、 ○○○円未満 を 第 に改め、 三 三 同表に次のように加える。 級 六八〇、 000円 六六五、

金曜日

〇円以上

第

三

四

級

七一〇

000円

六九五、

第二十四条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。 〇〇〇円以上

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

第四十三条第一項の表中 第 を 三 第 兀 \equiv 級 四 七一〇、 級 000円 七 Ó 000円 六九五、 六九五、 〇〇〇円以上

〇円以上 七三〇、 ○○○円未満 に改め、 同表に次のように加える。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第二十五条 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正す

第二十二条第一項の表中 第 を \equiv +第 三 級 +六二〇、 級 000円 $\overline{\circ}$ 000円 六〇五、 六〇五、 〇〇〇円以上 0

〇円以上 六三五、 ○○○円未満 に改め、 同表に次のように加える。

第 第 三 \equiv ++ \equiv 級 級 六八〇、 六五〇、 000円 000円 六六五、 六三五、 〇〇〇円以上 〇〇〇円以上 六六五、 ○○○円未満

二十六条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する

第

第二十二条第一項の表中 第 三 +三 級 六八〇、 000円 六六五、 〇〇〇円以上

〇円以上 六九五、 ○○○円未満 に改め、 同表に次のように加える。

を

第

三

+

三

級

六八〇、

000円

六六五、

0

第 \equiv +兀 級 七 $\stackrel{\textstyle \circ}{\scriptstyle \sim}$ 000円 六九五、 〇〇〇円以上

第二十七条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する

第二十二条第一項の表中 第 三 + 四 級 七一〇、 000円 六九五、 〇〇〇円以上

を 第 \equiv +四 級 七 $\vec{\circ}$ 000円 六九五、 0

(確定給付企業年金法の一部改正)

第 一十八条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する

に改める 人型確定拠出年金」を「個人型年金(確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金をいう。)」 第八十二条の四の見出し中「個人型確定拠出年金」を「個人型年金」に改め、同条第五項中 個

第九十九条に次のただし書を加える。

0

場合 (厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした

第百条の前の見出し中 「提出」を「提出等」に改め、同条に次の一項を加える

ころにより、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。 厚生労働大臣は、第 一項の規定による報告書の提出を受けたときは、 厚生労働省令で定めると

号を加える。

官

、確定拠出年金法の一部改正)

第二十九条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 場合にあっては、第四号に掲げる書類を除く。)」を削り、同項中第四号及び第五号を削り、第六号 を第四号とし、同条中第五項を削り、 - 及び」に改め、同項第二号の二を削り、同条第四項中「(当該事業主が運営管理業務の全部を行う 第三条第一項中「及び第五項」を削り、同条第三項第一号中「及び第五項」を削り、「並びに」 第六項を第五項とする。

第四条第一項第三号の二を削る。

『四項第八号を除き、』を加える。 第八条第一項中「積立金(」の下に「第五十四条の二第一項並びに第六十二条第一項第五号及び

第十九条第二項ただし書を削る。

は、二以上)」を削る。 定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあって 第二十三条第一項中「簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確

第五十条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 又は」に、「確定給付企業年金法第五十九条」を「同法第五十九条」に、「)をいう」を「第六十二条 第六十二条第一項第二号中「第四項第六号」を「第五号及び第四項第七号」に改め、同項に次の 第五十四条の二第一項中「)又は」を「第六十二条第一項第五号及び第四項第八号において同じ。) ろにより、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。 一項第五号及び第四項第八号において同じ。)をいう」に改める。 厚生労働大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるとこ

換の申出をしようとするもの(企業型掛金拠出者等を除く。) の移換の申出をしようとするもの又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移 四第一項の規定による残余財産(同法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう。以下同じ。) て個人型年金加入者であったもの若しくは個人型年金運用指図者であったもの、第八十二条第 前各号に掲げる者に該当しない六十歳以上七十歳未満の者であって、申出の日の前日におい 項の規定による個人別管理資産の移換の申出をしたもの、確定給付企業年金法第八十二条の 一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの、同法第八十二条の

第六十二条第二項第二号を次のように改める。

金曜日

一 国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けた者

に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次 第一項第五号に掲げるものをいう。以下同じ。)である場合及び」を加え、同項第八号中「第二項第 |一号に掲げる者となった| を |国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けた| 八号に該当するに至ったときは、厚生労働省令で定める期間を経過した日とする」に改め、同項 第六十二条第四項中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に、「とする」を「とし、 二号中 「とき (] の下に「当該資格を喪失した日に第五号加入者 (個人型年金加入者であって、

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

うとする者に限る。)が個人型年金加入者の資格を取得した後、厚生労働省令で定める期間内に、 これらの申出をしなかったとき をしようとする者又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしよ 移換の申出をしようとする者、同法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出 第五号加入者(確定給付企業年金法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の

> 第六十二条第四項中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の

三 第五号加入者が七十歳に達したとき。

を

喪失した者は、」に改める。 第六十二条第五項中「は、」を「及び前項第八号に該当することにより個人型年金加入者の資格を

を除く。)」を加える。 の下に「(同条第四項第八号に該当することにより個人型年金加入者の資格を喪失した者に係る部分 第六十四条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第五項中「第六十二条第五項の規定」

この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書第六十八条の二第六項中「厚生労働大臣及び」を削り、同項に後段として次のように加える。

第六十八条の二第七項中「厚生労働大臣及び」を削り、同項に後段として次のように加える。 類の写しを送付しなければならない。

第六十九条中「又は第四号加入者」を「、第四号加入者」に、「の区別」を「又は第五号加入者の 類の写しを送付しなければならない。 この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書

区別」に改める。 第七十条第二項及び第七十一条中「第二号加入者」の下に「及び第五号加入者のうち厚生年金保

下同じ。)」を削る。 険の被保険者」を加える 第七十四条の二第一項中「(確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう。 以

第七十九条第一項中「、第四項ただし書」を削る。

いう。)が死亡したとき」に改め、同項に次のただし書を加える。 第百十三条第一項中「が死亡したとき」を「(以下この条において「企業型年金運用指図者等」と

第百十三条第二項を次のように改める。 亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。 ただし、厚生労働省令で定める企業型年金運用指図者等の死亡について、同法の規定による死

2 連合会は、前項本文の規定による届出があったとき又は同項ただし書に規定する届出があった ことを知ったときは、速やかに、企業型年金運用指図者等(企業型年金運用指図者であって当該 個人型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。 企業型年金に個人別管理資産があるものを除く。)の死亡の事実を個人型年金加入者等が指定した

第百二十三条第五号中「第五十条」を「第五十条第一項」 に改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第八条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。 第三十条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

解散及び清算に関する事項

第三十二条に次の一項を加える。 第二十七条中「積立金」の下に「(第三十六条の三において「積立金」という。)」を加える

難であると認めるときは、厚生労働大臣は、その解散を命ずることができる。 第三十六条を次のように改める。 基金が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の実施状況によりその継続が困

第三十六条 基金は、次に掲げる理由により解散する

第三十二条第五項の規定による解散の命令

2 なければならない。 基金は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受け

第三十六条の次に次の八条を加える。 (基金の解散による年金たる給付等の支給に関する義務)

第三十六条の二 基金は、解散した日までに支給すべきであつた坑内員及び坑内員であつた者並び に坑外員及び坑外員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付であつてまだ支給してい

ないものに関して支給すべき義務を負う。 (解散時の掛金の一括拠出)

第三十六条の三 掛金として一括して拠出しなければならない して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回るときは、会員は、当該下回る額を、 る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務その他当該給付の支給に係る事情を考慮 積立金の額が、基金が負う坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者に係 第三十六条の規定により基金が解散する場合において、当該解散する日における

(号外第 137 号)

(清算中の基金の能力)

第三十六条の四 解散した基金は、 お存続するものとみなす。 清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではな

第三十六条の五 基金が第三十六条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、 人となる。ただし、総会において理事以外の者を選任したときは、 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。 この限りでない。 その清算

前項の規定により清算人となる者がないとき。

清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

基金が第三十六条第一項第二号の規定により解散したとき。

前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。 (清算人の職務及び権限)

第三十六条の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

官

債権の取立て及び債務の弁済

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第三十六条の七 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権 者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合に (債権の申出の催告等) いて、その期間は、二月を下ることができない。

しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記

清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十六条の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後ま だ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第三十六条の九 解散した基金の残余財産は、基金が負う坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外 その帰属すべき者に帰属する。 給付の支給に係る事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い定款に定めるところにより、 員及び坑外員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務その他当該

31

(石炭鉱業年金基金法の廃止)

第三十一条石炭鉱業年金基金法は、 (独立行政法人福祉医療機構法の一部改正) 廃止する

第三十二条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正

附則第五条の二第二項第一号を次のように改める。

改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の する法律(令和二年法律第四十号。以下「令和二年改正法」という。)第二十八条の規定による 令和九年三月三十一日までの期間 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正

収業務を終えたときは、」を「令和九年四月一日に」に改め、 同項を同条第十三項とし、 同項の次に 同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、同条第十四項中「年金担保債権管理回 附則第五条の二第九項を削り、同条第十項中「第八項」を「前項」に改め、同項を同条第九項と 同条中第十 一項を第十項とし、同条第十二項中「第八項から前項まで」を「前三項」に改め、

14 機構は、令和よ次の一項を加える。 を受けたときは、これを承継債権管理回収勘定に帰属させるものとする。 る場合において、 機構は、令和九年三月三十一日までに回収を完了しなかった第二項第一号に規定する債権があ 同日後に当該債権に係る債務者又はその相続人から当該債権に係る債務の弁済

九項から第二十一項までの規定中「又は第九項」を削る。 改め、同表第十六条第二項の項中 項の項中「及び附則第五条の二第二項各号」を「並びに附則第五条の二第一項及び第二項各号」に 附則第五条の二第十六項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第十七項の表第十六条第一 「規定する」の下に「承継債権管理回収勘定、」を加え、同条第十

第三十三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項第九号中「からハまで」を「又はロ」に改め、 同号中口を削り、 ハを口とし、

常時五人以上の従業員を使用する事業所

第三項各号を次のように改める。

の機関に対し、被保険者若しくは被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、 第百九十九条第一項中「法人の」を削り、「提供を」の下に「求め、又は銀行、 前号に掲げる事業所のほか、常時従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所 信託会社その他

一十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。 第二百四条第一項第二十号中「求め」の下に「及び報告の求め」を加え、 同項中第二十一号を第 報告を」を加える

二十一 附則第八条の三の二第二項及び第五項の規定による申出の受理

附則第八条の三の次に次の一条を加える。

(適用除外の特例)

第八条の三の二 当分の間、 については、第三条第一項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、被保険者となることができ 定した額が、八万八千円未満であるもの(以下この条において「特定減額特例対象者」という。) を除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算 者の報酬(同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの 十四年法律第百三十七号)第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であって、その 適用事業所に使用される、短時間労働者のうち、最低賃金法(昭和三

2

- その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による被保険
- る場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至った日から、同項の規定被保険者が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の事業所に引き続き使用され による被保険者となったものとみなす。
- 5 険者の資格を喪失することができる。 おいて同じ。)は、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をし、 第二項の規定による被保険者(前項の規定により当該被保険者とみなされた者を含む。 当該被保 次項に
- 号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に被保険者の資格を取得し たときは、その日)から、当該被保険者の資格を喪失する。 第二項の規定による被保険者は、第三十六条各号のいずれかに該当するに至った日又は次の各
- 前項の申出が受理されたとき。
- 特定減額特例対象者でなくなったとき。
- 減額特例対象者にあっては同項の申出と、それぞれ同時に行わなければならない。 例対象者にあっては同項の申出と、第五項の申出は、同条第五項の申出をすることができる特定 第二項の申出は、厚生年金保険法附則第四条の六第二項の申出をすることができる特定減額特
- 8 項は、政令で定める。 第一項から第六項までに規定するもののほか、被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事
- 9 第一項において「短時間労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、 項各号のいずれにも該当しないものをいう。 第三条第
- る短時間労働者(同項第九号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。) 定する通常の労働者をいう。次号において同じ。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満であ一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(第三条第一項第九号に規
- 四分の三未満である短時間労働者 一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の

(船員保険法の一部改正)

金曜日

第三十四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する しくは被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を」を加える。 (独立行政法人農業者年金基金法の一部改正) 第百四十七条中「提供を」の下に「求め、又は銀行、信託会社その他の機関に対し、被保険者若 第百五十三条第一項第十四号中「求め」の下に「及び報告の求め」を加える。

独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

という。)」に、「事業所又は事務所に同項」を「事業所に同条第一項」に、 前の厚生年金保険法」に、「事務所を除く。)」を「ものを除く。以下この項において単に「事業所」 めの国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)第四条の規定による改正 おいて同じ。)の規定」に、「事業所若しくは事務所」を「事業所」に改め、同条第二項中「前項」を 「前二項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項 附則第九条第一項中「厚生年金保険法」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のた 一)の規定」を「次項に

> 場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の 者の申出により、 る月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間は、その 喪失することとなる日又はその者が当該事業所に使用されなくなった日のいずれか早い日の属す 被保険者とみなして第十三条の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を 保険者が当該事業所に同項の規定が適用されるに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった 厚生年金保険法第六条第一項第一号に掲げる事業所に使用される者に該当する農業者年金の被 同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、 次の表の上欄に掲げる規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合に 政令で定める。

第四十五条第三項	第三十一条及び附則第三条第一項第一号
次に掲げる期間を合算した期間	保険料納付済期間等

則

施行期日等

第 に定める日から施行する 条 この法律は、 令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第二十九条第六項」に改める部分に限る。)並びに附則第五十五条の規定 四十一条の規定、附則第四十二条中雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十 に次項及び第三項並びに次条第二項から第四項まで、附則第三条、第三条の二、第四十条及び第 険法第百九十九条第一項及び第二百四条第一項第二十号の改正規定並びに第三十四条の規定並び 十八条中確定給付企業年金法第八十二条の四(見出しを含む。)の改正規定、第三十三条中健康保 第十八条第一項、第二十条第一項第四号及び第三十一条第三項から第五項までの改正規定、第二 金保険法等の特例等に関する法律(以下「協定実施特例法」という。)第十六条第二項第一号イ、 第三十七号並びに附則第十四条第一項、第二十三条第一項及び第二十八条の三第三項の改正規定、 条第一項及び第九条の三第三項の改正規定、第二条中厚生年金保険法第四十四条の三第五項第二 第一条中国民年金法第二十八条第五項第二号、 第五十八条第一項第四号、第八十四条の六第三項第二号、第百条の二及び第百条の四第一項 附則第百三十九条第二項の改正規定、附則第四十四条中社会保険審査官及び社会保険審査会 (昭和二十八年法律第二百六号)附則第十四項の改正規定(「附則第二十九条第五項」 第十一条、第十三条及び第十六条の規定、第十八条中社会保障協定の実施に伴う厚生年 第三十七条及び第百二条第二項並びに附則第九 公布の日 附則

- 第三十条の規定 令和七年十月一日
- 条第二項の改正規定、第十七条中年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法 条の規定並びに附則第四十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。) て六月を超えない範囲内において政令で定める日 第一条中国民年金法附則第九条の五第二項の改正規定、第二条中厚生年金保険法附則第三十一 (以下「令和二年改正法」という。)附則第三十九条 (見出しを含む。)の改正規定及び第三十二 公布の日から起算し
- 布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 第二条中厚生年金保険法第七十八条の二第一項ただし書の改正規定及び附則第十条の規定 公

Ŧi. 機能強化法」という。)附則第四十一条の改正規定、第十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除 条までの規定 令和八年十月一日 く。)及び第二十二条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二十二条から第二十五 盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「平成二十四年 第一条中国民年金法附則第九条の三の二第三項の改正規定、第十二条中公的年金制度の財政基

及び第三十一条第一項の規定の和九年九月一日 第二十五条の規定並びに附則第九条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条第一項 項の表の改正規定、第二十二条中地方公務員等共済組合法第四十三条第一項の表の改正規定及び 第二条中厚生年金保険法第二十条の改正規定、第十九条中国家公務員共済組合法第四十条第一

項までの規定 令和九年十月一日 第十二条の規定 (第五号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第六条第三項から第五

(号外第 137 号)

第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する 号及び第十号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第七条から第十条まで及び第十四条の規定、 第八十七条の改正規定、第十七条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに第十八条の規 及び第百九条の十第一項並びに附則第九条の二及び第九条の二の二の改正規定、第三条の規定(次 る改正規定並びに同法第三十九条、第三十九条の二第一項、第四十一条第二項、第四十六条第二 三章第二節に一条を加える改正規定、同法第三十三条の二の改正規定、同章第三節に一条を加え 五の次に一条を加える改正規定、同法第二十八条第一項ただし書及び第四項の改正規定、同法第 第一条中国民年金法の目次の改正規定、同法第二十七条第八号の改正規定、同法第二十七条の 「律(以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第二項の表、第八十六条第一項の表及び (第一号及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条、第五条、第六条第一項、第七 第五十二条の二第三項、第五十二条の三、第百四条、第百七条第二項、第百九条の四第一項 第十一条から第十六条まで、 第二十条、第二十一条及び第二十八条の規定 令和十年四月一 2 3

第四十四号とし、同項第四十号から同項第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十九号の、第三条中厚生年金保険法第十二条第五号の改正規定、同法第百条の四第一項第四十三号を同項 次に一号を加える改正規定並びに同法第百条の十第一項第十号及び第三十七号の改正規定並びに を超えない範囲内において政令で定める日 定を除く。)並びに附則第十七条、 第七十四条の二第一項の改正規定並びに第三十三条の規定(第一号及び第十四号に掲げる改正規 五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び を含む。)の改正規定、第二十九条中確定拠出年金法第四条第一項第三号の二、第八条第一項、第 三の二第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第十五条中平成二十五年改正法附則第五条第 四年機能強化法附則第四十六条第一項の改正規定(「、同項」を「、同項並びに同法附則第八条の 四条の六第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、同条第二項第一号の改正規定及び平成二十 七条第一項の改正規定(「及び附則第四条の三第一項」を「並びに附則第四条の三第一項並びに第 同法附則第四条の五の次に一条を加える改正規定、第十二条中平成二十四年機能強化法附則第十 三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定、第十八条中協定実施特例法第二十六条(見出し 第三十三条及び第三十八条の規定 公布の日から起算して三年 3 2

条の規定並びに附則第九条第四項から第六項まで、 十一条第二項の規定 令和十年九月一日 *の規定並びに附則第九条第四項から第六項まで、第二十九条第二項、第三条中厚生年金保険法第二十条第一項の表の改正規定、第二十条、 第二十三条及び第二十六 第三十条第二項及び第三

4

第四条の規定(次号から第十四号までに掲げる改正規定を除く。) 令和十 一年四月一日

> 十二 第一条中国民年金法附則第九条の三の二第一項の改正規定、第四条中厚生年金保険法附則第 二十九条第一項の改正規定並びに附則第八条及び第十九条の規定 超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して四年を

十七条の規定並びに附則第九条第七項から第九項まで、第二十九条第三項、十三 第四条中厚生年金保険法第二十条第一項の表の改正規定、第二十一条、 第三十一条第三項の規定 令和十一年九月一日 第三十条第三項及び 第二十四条及び第二

十四 第四条中厚生年金保険法第六条第一項及び第百条の五の改正規定、第三十三条中健康保険法 第三十七条及び第三十九条の規定 令和十一年十月一日 第三条第三項の改正規定並びに第三十五条の規定並びに附則第十八条、 第二十六条、第二十七条、

十五 第二十八条中確定給付企業年金法第百条の前の見出し及び同条の改正規定、第二十九条中確 規定を除く。)並びに附則第四十五条から第五十四条までの規定 公布の日から起算して五年を超 規定並びに附則第三十六条及び第四十三条の規定、附則第四十四条の規定(第一号に掲げる改正 えない範囲内において政令で定める日 定拠出年金法第五十条(見出しを含む。)及び第百二十三条第五号の改正規定並びに第三十一条の

二十九年八月一日から適用する。 の規定及び第十八条の規定による改正後の協定実施特例法第十六条第二項第一号イの規定は、平成 る。)による改正後の同項の規定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十四条第一項 第一条の規定(国民年金法附則第九条第一項の改正規定(「及び第四号」を削る部分を除く。)に限

四年四月一日から適用する。 第十八条の規定による改正後の協定実施特例法第三十一条第三項から第五項までの規定は、 令和

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況 続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項から第四項までに定める事項を除く。) について引き に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の 金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進 に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年 等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化

要な措置を講ずるものとする。 がら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必 の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しな 作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて

規定する第一号被保険者の被保険者期間を延長することについて検討を加え、その結果に基づいて 必要な措置を講ずるものとする。 の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金法第七条第一項第一号に 政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、 所要

下この項において同じ。)の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に 資するような第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うもの 第三号被保険者(国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。 以

同条第一項に規定する調整期間とする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同 る財政の現況及び見通しが同日以後初めて作成される日の属する年度(次項において「次期財政検 ため、この法律の公布の日の属する年度の翌年度から、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定す 金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、令和二年改正法附則第二条 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な読替えは、 一項及び第三項の規定による検討を引き続き行うに際して今後の社会経済情勢の変化を見極める 令和六年における国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年 という。)の翌年度までの間は、同法第三十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 政令で

経過的軽減調整率	調整率	第四十三条の五第
経過的軽減調整率に	調整率に	三項第二号 「三項第二号、第二号の五第二号の五第二号の五第二号の五第二号の五第
経過的軽減調整率)	調整率)	J
経過的軽減調整率を	調整率を	五項第二号第四十三条の四第
経過的軽減調整率に	調整率に	第三項第二号 二項第一号ロ及び 第四十三条の四第
(以下「経過的軽減調整率」という。) (以下「経過的軽減調整率」という。) (以下「経過的軽減調整率を控除して得た率に	同じ。)	第四十三条の四第

2 る措置その他の所要の措置を講ずるものとする。 までの間における前項の規定の適用による同法による保険給付への影響を勘案して必要と認められ を適用しなかった場合における厚生年金保険法第三十四条第二項に規定する調整期間の終了年度と 政府は、前項の調整期間を終了するに当たって、次期財政検証作成年度の翌年度が、同項の規定 て見込まれる年度の翌年度以後である場合には、 当該翌年度から次期財政検証作成年度の翌年度

(法制上の措置等)

金曜日

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

第三条の二 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成され あり、 来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚 間の見通しと厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異が る国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第 討を行うものとする 厚生年金保険法による老齢厚生年金(次項において単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者の将 とする。この場合において、 項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期 年金保険法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるもの 公的年金制度の所得再分配機能の低下により国民年金法による老齢基礎年金(以下この条に 「老齢基礎年金」という。)の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は 給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検

5

置を講ずるものとする。 厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措 当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢 前項の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の

2

(国民年金法における加算に関する経過措置

第四条 第一条の規定(附則第一条第一項第八号に掲げる改正規定に限る。 号に掲げる規定の施行の日(以下 する者については、適用しない。 る改正後の国民年金法(以下「第八号改正後国年法」という。)第二十七条の六第一項の規定は、 「第八号施行日」という。)前において老齢基礎年金の受給権を有 次項において同じ。)によ 同

- を有する者(政令で定める者を除く。)については、 び附則第十二条第七項において同じ。)の規定によりその額が加算されている障害基礎年金の受給権 改正前昭和六十年改正法」という。)附則第三十二条第五項において準用する場合を含む。 の国民年金法等の一部を改正する法律(附則第十二条第四項及び第二十条第一項において 年金法(以下「第八号改正前国年法」という。)第三十三条の二第一項(第七条の規定による改正前 第八号改正後国年法第三十六条の五において準用する第八号改正後国年法第二十九条の二第 附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の国民 適用しない 第四項及 「第七条
- 用する場合を含む。 改正する法律(以下「第七条改正後昭和六十年改正法」という。)附則第三十二条第五項において準 同年三月以前の月分の子について加算する額については、なお従前の例による の規定は、令和十年四月以後の月分のこれらの規定により子について加算する額について適用し、 第八号改正後国年法第三十三条の二第一項(第七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を 次項及び第五項において同じ。)、第三十九条第一項及び第三十九条の二第 項
- 属する月までの間、これらの子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。 るに至った場合を除く。)の属する月の翌月からこれらの子が日本国内に住所を有するに至った日 働省令で定める者(附則第十二条第二項ただし書において「留学をする学生等」という。)に該当す ないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労 日本国内に住所を有しなくなった日(外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有し ない。ただし、これらの子が第八号施行日以後に日本国内に住所を有するに至った日以後、初めて 規定の施行の際現にその額が加算されている遺族基礎年金の受給権を有する者については、 正前国年法第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定により子について同号に掲げる じ。)について同号に掲げる規定の施行の際現にその額が加算されている障害基礎年金又は第八号改 第八号に掲げる規定の施行の際現に日本国内に住所を有しないものに限る。以下この項において同 に限る。)の規定は、第八号改正前国年法第三十三条の二第一項の規定により子(附則第一条第一項 項ただし書 (第一号に係る部分に限る。)及び第三十九条の二第一項ただし書 第八号改正後国年法第三十三条の二第一項ただし書(第一号に係る部分に限る。)、第三十九条第 (第一号に係る部分 適用し
- る部分の支給停止については、 当する部分の支給停止について適用し、同年三月以前の月分の当該子について加算する額に相当す に限る。)の規定は、 第八号改正後国年法第三十三条の二第一項ただし書(第二号に係る部分に限る。)、第三十九条第 項ただし書 (第二号に係る部分に限る。)及び第三十九条の二第一項ただし書 令和十年四月以後の月分のこれらの規定に規定する子について加算する額に相 適用しない。 (第二号に係る部分

報

厚生労働大臣の第四項ただし書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法」とあるのは「国民年金法者しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等ののは「国民年金法者」と、同法第二十二条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法者」と、同法第二十二条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法者」と、同法第二十二条第三項中「国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十二条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法者しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

6

(老齢基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置)

(遺族基礎年金の支給停止等に関する経過措置)

- この請求の手続をとることができる。 第八号施行日において第八号改正後国年法第四十一条第二項の規定が適用されることにより年金 との請求の手続をとることができる。 第八号施行日前において第八号改正後国年法第四十一条第二項の規定が適用されることにより年金 をの請求の手続をとることができる。 第八号施行日前において第八号改正後国年法第四十一条第二項の規定が適用されることにより年金 という。)の支給 であずすることを条件として支給されることとなる当該遺族年金生活者支援給付金」という。)の支給 という。)の支給 であずすることを条件として支給されることとなる当該遺族年金生活者支援給付金」という。)の支給 という。)の支給 という。)の支給 であずすることができる。 2 覧き 前項の規定が適用されることにより年金 2 関き 前項の規定が適用されることにより年金 2 関き 前項の規定が適用されることにより年金
- 八号施行日の属する月から始める。 給付金の支給に関する法律第二十四条において準用する同法第六条第一項の規定にかかわらず、第に該当しているときは、その者に対する当該遺族年金生活者支援給付金の支給は、年金生活者支援4 前項の手続をとった者が、第八号施行日に当該手続に係る遺族年金生活者支援給付金の支給要件
- の規定にかかわらず、第八号施行日の属する月から始める。 第八号施行日に遺族年金生活者支援給付金の支給は、同法第二十四条において準用する同法第六条第一項接給付金の支給に関する法律第二十二条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対援給付金の支給に関する法律第二十二条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対援給付金の支給に関する法律第二十二条第一項の規定によりその全額につき支給が停施行日の前日において第八号改正前国年法第四十一条第二項の規定によりその全額につき支給が停施行日の前日において第八号改正前国年法第四十一条第二項の規定にかかわらず、第八号施行日の属する月から始める。

(国民年金法による脱退一時金の支給の請求に関する経過措置)

- 第一項の規定による脱退一時金の支給の請求については、なお従前の例による。 第一項の規定による脱退一時金の支給の請求についてて「第十二号施行日前に行われた第一条の規定による改正前の国民年金法附則第九条の三の二第一項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十九条においじ。)による改正後の国民年金法(次項において「第十二号改正後国年法」という。)附則第九条の三第八条 第一条の規定(附則第一条第一項第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同第八条 第一条の規定(附則第一条第一項第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同
- 従前の例による。 規定による脱退一時金の支給の請求については、同項ただし書及び前項の規定にかかわらず、なお規定による脱退一時金の支給の請求については、同項ただし書及び前項の規定にかかわらず、なお歳以上であるものが第十二号施行日以後に行う第十二号改正後国年法附則第九条の三の二第一項本文に規定する者であって、第十二号施行日において六十二国民年金法附則第九条の三の二第一項本文に規定する者であって、第十二号施行日において六十二

(厚生年金保険法における標準報酬月額に関する経過措置)

- **第九条** 附則第一条第一項第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。)前に厚生 **第九条** 附則第一条第一項第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。)前に厚生 第二条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後のアーロにおいて実施機関(厚生年金定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第六号施行日において実施機関(厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額である者を除く。)の当該標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額が六十五万円である者(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十五万円である者(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六年が明第一条第一項第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。)前に厚生
- 等一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。第六第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。第六年金保険法者しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法者しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)」と、同法第二十六条第二項中「原生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法者しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)」と、同法第二十六条第一項中「原生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法者しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とあるのは「厚生年金保険法者しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。第六第20世紀が第二十二条第十項において連用する場合を含む。)の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。第六第20世紀が第二十二条第十項において連出する場合を含む。)の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。第六第20世紀が表述といる。第二十二条第十項において連出する場合を含む。)の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。第六第20世紀が表述を対している。

- 政とし、当該改定した標準報酬月額は、令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬月のとし、当該改定した標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十号施行日において現に機関が改定するも該標準報酬月額の基礎となる報酬月額が大十九万五千円未満である者を除く。)の当る改正前の厚生年金保険法第二十条第一項の規定により定められている標準報酬月額が六十八万円高改正前の厚生年金保険法第二十条第一項の規定により定められている標準報酬月額が六十八万円施行日において現に第三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)によ保険の被保険者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者のうち、第十号保険の被保険者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者のうち、第十号保険の被保険者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きるの資格を有する者のうち、第十号保険の被保険者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きるの資格を有する者のうち、第十号施行日まで引き続きる。以下、第十号施行日」という。)前に厚生年金額といる。
- るのは、「附則第九条第六項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。事務については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第三項」とあ6 第四項(前項において準用する場合を含む。)の規定による実施機関の標準報酬月額の改定に係る年金保険の被保険者であった七十歳以上の」と読み替えるものとする
- 本報酬月額とする。
 本報酬月額とする。
 本報酬月額とする。
 本報酬月額とする。
 本報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において実施機関が改定力による改正前の厚生年金保険法第二十条第一項の規定により定められている標準報酬月額が七一万円である者(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第四条の規定による改正後の同項に切られている標準報酬月額が出した場合では、当該基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。の当該標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。の当該標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第四条の規定に限る。以下この項において同第十三号施行日において現に第四条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同第十三号施行日において現に第四条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同第十三号施行日において現に第四条第一項第十三号に掲げる規定の施行の日(以下「第十三号施行日」という。前に厚生準報酬月額とする。
- (離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例に関する経過措置)るのは、「附則第九条第九項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。事務については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第三項」とあり、第七項(前項において準用する場合を含む。)の規定による実施機関の標準報酬月額の改定に係る

金曜日

(未支給の保険給付に関する経過措置)

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

第十一条 第三条の規定(附則第一条第一項第八号に掲げる改正規定に限る。次条第二項において同第十一条 第三条の規定(附則第一条第一項第八号に掲げる改正規定に限る。次条第二項において同類十一条 第三条の規定(附則第一条第一項の場合において、第八号施行日以後に死亡した者が遺族厚生年金保険法(以下「第八号改正後厚年法」という。)第三十七条第二項の規第十一条 第三条の規定(附則第一条第一項第八号と同様の改正規定に限る。次条第二項において同期

(厚生年金保険法における加給年金に関する経過措置)

に老齢厚生年金の受給権を取得した者については、なお従前の例による。 第十二条 第八号施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者について適用し、第八号施行日前 規定は、第八号施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者について適用し、第八号施行日前 さむ。並びに第九条の四第三項及び第五項(厚生年金保険法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。)が、第八号改正後厚年法第四十四条第一項本文(第八号改正後厚年法附則第九条の二第三項、第十二条 第八号改正後厚年法第四十四条第一項本文(第八号改正後厚年法附則第九条の二第三項、

- 第八号改正後厚年法第四十四条第一項ただし書、第五十条の二第一項ただし書、第六十二条の二第八号改正後厚年法第四十四条第一項ただし書、第五年を保険法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。)という。)第四十四条第一項を含む。)を認が同号に掲げる規定の施行の際現に加算されている老齢厚生年金、子に係る加給年金額が同号に掲げる規定の施行の際現に加算されている老齢厚生年金、子に係る加給年金額が加算された遺族厚生年金(第九項の規定により子(附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に日本国内に住所を有しないものに限る。以下この項及び第十項において同じ。)の展定により子(附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の第元において同じ。)の規定により子(附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の第元に加算された遺族厚生年金(第七項の規定により子の額が改定されたものに限る。)又は子に係る加給年金額が加算された遺族厚生年金(第九項の規定によりその額が改定されたものに限る。)又は子に係る加給年金を額が加算された遺族厚生年金(第九項の規定により子の額が改定されたものに限る。)又は子に係る加給年金でのでであるに至った日の展する月のとは所を有するに至った日の展する月のとは、第三第一項をだし書、第一項をだし書、第六十二条の二第一項をだし書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定し書、第一項を定し書、第六十二条の二第一項を定しましま。
- よる同項ただし書に規定する子について加算する額に相当する部分の支給の停止を行わない。ている老齢厚生年金の受給権を有する者については、令和十年四月以後は、同項ただし書の規定にし書の規定により同項ただし書に規定する子について加算する額に相当する部分の支給を停止されし書の規定により同項ただし書に規定する子について加算する額に相当する部分の支給を停止されて制則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第八号改正前厚年法第四十四条第一項ただ
- 正後昭和六十年改正法附則第六十条第二項の規定は、適用しない。 正後昭和六十年改正法附則第六十条第二項の規定は、適用しない。 正後昭和六十年改正法附則第六十条第二項の規定は、適用しない。 正後昭和六十年改正法附則第六十条第二項の規定は、適用しない。

金曜日

官

- 5 について適用し、同年三月以前の月分の子に係る加給年金額については、なお従前の例による。 第八号改正後厚年法第四十四条第二項の規定は、令和十年四月以後の月分の子に係る加給年金額
- 齢厚生年金の受給権を有する者(政令で定める者を除く。)については、適用しない。 際現に第八号改正前厚年法第四十四条第一項の規定により子に係る加給年金額が加算されている老 第八号改正後厚年法第四十六条第七項の規定は、附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の

2

- 級に該当する者に支給するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の受給権を有する者が、 おいて、第八号改正後厚年法第五十四条第三項において準用する第八号改正後厚年法第四十六条第 項の規定にかかわらず、令和十年四月から、実施機関が障害厚生年金の額を改定する。この場合に 第八号改正後厚年法第五十条の二第一項本文に規定するときに該当するものとみなして、同条第三 規定によりその額が加算されている障害基礎年金の受給権を有するときは、第八号施行日において 附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第八号改正前国年法第三十三条の二第一項の 七項の規定は、当該改定された障害厚生年金の受給権を有する者(政令で定める者を除く。)につい 障害厚生年金(障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二 適用しない。 2
- 規定の適用を受ける者を除く。)が、第八号施行日において第八号改正後厚年法第五十条の二第一項 本文に規定するときに該当するときは、 機関が障害厚生年金の額を改定する。 附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に障害厚生年金の受給権を有する者 同条第三項の規定にかかわらず、令和十年四月から、 (前項の 実施
- 9 号改正前国年法第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定によりその額が加算されている 有するときは、第八号施行日において第八号改正後厚年法第六十二条の二第一項本文又は第六十二 遺族基礎年金(当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の受給権を 厚生年金の額を改定する。 遺族厚生年金の受給権を有する者が、附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第八 の三第一項本文に規定するときに該当するものとみなして、令和十年四月から、実施機関が遺族 3
- 10 該改定に係る決定を除く。)は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金 る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)及び前三項の規定による年金の額の改定に係る事務(当 は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法 第七十四号)]と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しく 化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律 機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変 十二条第十項に規定する事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」 経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第 実施機関の第二項ただし書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係 金法等の一部を改正する等の法律」とする。 一と、同法第二十七条第一項第一号中「規定する事務、同法」とあるのは「規定する事務、 「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民 社会 2

(老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

第十三条 第八号改正後厚年法第四十四条の四の規定は、第八号施行日の前日において、遺族厚生年 金の受給権を有しない者 (令和二年改正法附則第八条に規定する者に限る。)及び遺族厚生年金の受 給権を有する者(同日において六十五歳に達していない者に限る。)について適用する。

(遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十四条 第八号改正後厚年法第六十二条の規定は、 年金について適用する。 第八号施行日以後に支給事由の生じた遺族厚生

規定の適用については、なお従前の例による。 第八号施行日前において支給事由の生じた遺族厚生年金の遺族の範囲、 失権及び支給停止に係る

(妻に支給する遺族厚生年金に関する経過措置)

- 第十五条 第八号施行日から令和三十年三月三十一日までの間に夫(婚姻の届出をしていないが、 十一の二第一項において同じ。)」とする。 のは、「配偶者(平成元年四月二日以後に生まれた者に限る。第六十二条第一項及び第七十八条の二 である妻に対する第八号改正後厚年法第五十九条第二項、第六十二条第一項及び第七十八条の二十 実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)が死亡した場合における当該死亡の当時六十歳未満 一の二第一項の規定の適用については、第八号改正後厚年法第五十九条第二項中「配偶者」とある 事
- 政令で定める。 期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額」とするほか、必要な読替えは、 国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)附則別表第一の上欄に掲げる 年金を支給すべき事由が生じた日が属する社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための 後の同条第一項の規定の適用については、同項中「する。)」とあるのは、「する。)に、当該遺族厚生 号改正前厚年法第六十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第八号施行日以 令和三十五年四月一日までに支給すべき事由が生じた妻に対する遺族厚生年金については、
- 十二第三項並びに附則第二十八条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。 二条第一項の規定による加算の額については、第八号改正前厚年法第六十五条及び第七十八条の三 前項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第八号改正前厚年法第六十

(被保険者と死別した場合における配偶者であった期間についての特例に関する経過措置)

第十六条 第八号改正後厚年法第七十八条の二十一の二第一項及び第二項の規定は、 に遺族厚生年金の支給事由が生じた場合については、適用しない。 第八号施行日前

停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、 のとみなされた期間を除く」とするほか、厚生年金保険法による保険給付の額の計算及びその支給 生年金保険法第七十八条の二十一の二第六項の規定により厚生年金保険の被保険者期間であつたも 附則第八条第二項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む」とあるのは、「含み、厚 年法律第三十四号。附則第二十条及び第二十一条において「昭和六十年国年法等改正法」 準賞与額が改定され、又は決定された者について、国民年金法等の一部を改正する法律 第八号改正後厚年法第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により標準報酬月額及び標 政令で定める。 という。) (昭和六十

(厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置)

第十七条 平成二十四年機能強化法附則第十六条の規定により厚生年金保険法第十二条(第五号に係 務所に使用されている間は、 三十八条において「年金機能強化法第五号施行日」という。)において使用されていた事業所又は事 号施行日以後引き続き平成二十四年機能強化法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(附則第 るものについては、第三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の厚生年金保険法 定の施行の日(以下「第九号施行日」という。)まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有す る部分に限る。)の規定を適用しないこととされた者であって、附則第一条第一項第九号に掲げる規 (附則第二十三条第三項において「第九号改正後厚年法」という。)附則第四条の六の規定は、第九 適用しない

金曜日

第十八条 附則第一条第一項第十四号に掲げる規(厚生年金保険の適用事業所に関する経過措置)

は、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ず、なお従前の例による。この場合において、厚生年金保険法第六条第三項の規定の適用について第一項及び第二十六条において「第十四号改正後厚年法」という。第六条第一項の規定にかかわら所を除く。)については、当分の間、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法(附則第二十三条子がらレまでに掲げる事業以外の事業の事業所又は事務所(同項第二号に該当する事業所又は事務る改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正前の厚生年金保険法第六条第一項第一号、十八条 附則第一条第一項第十四号に掲げる規定の施行の際現に存する第四条の規定(同号に掲げ

3

4

ることができる。 原生労働大臣の認可 事業所の事業主は、

事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民

第十二条第一号から第四号までのいずれかに該当する者

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される第十二条第二 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される第十二条第 (第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十六条の規定を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十六条の規定を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十六条の規定を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十六条の規定を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附別第十二条(中国)の規定が適用される通知が表現である。次号において同じ。)

者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者 三 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働

(厚生年金保険法による脱退一時金の支給の請求に関する経過措置)

2 第十九条 以上であるものが第十二号施行日以後に行う第十二号改正後厚年法附則第二十九条第一 同じ。)による改正後の厚生年金保険法(次項において「第十二号改正後厚年法」という。)附則第一 厚生年金保険法附則第二十九条第一項本文に規定する者であって第十二号施行日において六十歳 の請求について適用し、第十二号施行日前に行われた第四条の規定による改正前の厚生年金保険 第四条の規定(附則第一条第 二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求については、 一項ただし書の規定は、 一時金の支給の請求については、同項ただし書及び前項の規定にかかわらず、 第十二号施行日以後に行われる同項の規定による脱退一時金の支 一項第十二号に掲げる改正規定に限る。 なお従前の例による。 以下この項にお 項の規定に なお従前の いって

保険法の規定による遺族厚生年金及び障害年金の加給年金に関する経過措置)(昭和六十年国年法等改正法及び昭和六十年国年法等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

の額を改定する。
一項本文に規定するときに該当するものとみなして、令和十年四月から、実施機関が遺族厚生年金一項本文に規定するときに該当するものとみなして、令和十年四月から、実施機関が遺族厚生年金の三第者は、第八号施行日において第八号改正後厚年法第六十二条の二第一項本文又は第六十二条の三第十十四条第一項又は第二項の規定によりその額が加算されている遺族厚生年金の受給権を有する第二十条 附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第七条改正前昭和六十年改正法附則

- 列こよる。 月分の遺族厚生年金について適用し、同年三月以前の月分の遺族厚生年金については、なお従前2 第七条改正後昭和六十年改正法附則第七十四条第一項及び第二項の規定は、令和十年四月以後
- 以前の月分の子に係る加給年金額については、なお従前の例による。十四条第五項の規定は、令和十年四月以後の月分の子に係る加給年金額について適用し、同年三月を有するものとされた昭和六十年国年法等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三年七条改正後昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力
- 律」とする。 は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の 年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは 能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第二十条第四項に規定する事務、 号中「規定する事務、同法」とあるのは 制度の機能強化のための国民年金法等の 第二項中「厚生年金保険法」とあるのは のための国民年金法等の一部を改正する等の法律 年金保険法」とあるのは 本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生 実施機関の第一項の規定による年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。) 「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化 「規定する事務、 一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第 「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年 (令和七年法律第七十四号)」と、 社会経済の変化を踏まえた年金制度の 「厚生年金保険法若しく 同法第二十六条 は、 厚生 日 法 金

金に関する経過措置) (昭和六十年国年法等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金の加。

同年三月以前の月分の子に係る加給する額については、なお従前の例による。第四十一条ノ二第一項の規定は、令和十年四月以後の月分の子に係る加給する額について適用し、その効力を有するものとされた昭和六十年国年法等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十一条 第七条改正後昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなお

(短時間被保険者に係る厚生年金保険料に関する経過措置)

第二十二条 除く。 相当する額に増加負担割合を乗じて得た額(第四項及び第十一項において「保険料調整額」という。) 短時間被保険者に係る標準報酬月額に同法第八十一条第四項に規定する保険料率を乗じて得た額に 合に増加することができる。この場合において、短時間被保険者に係る厚生年金保険料の額のうち、 条及び次条第一項並びに附則別表第二において「増加負担割合」という。)に百分の五十を加えた割 割合を、附則別表第二各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(以下この に係るもの及び同法第八十六条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを 八十一条第一項に規定する保険料 かかわらず、当分の間、適用事業所に使用される短時間被保険者に係る事業主の負担すべき同法第 項及び次条第一項において同じ。)に申出をした場合は、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定に 令で定めるところにより実施機関(厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。第五 において「基準日」という。)から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、 た事業主を除く。以下この条において同じ。)は、それぞれ当該各号に定める日 以下この項及び次条第一項において単に 徴収を行うことを要しなかったものとみなす 以下この項及び第七項において「短時間被保険者に係る厚生年金保険料」という。)の負担 次の各号に掲げる厚生年金保険の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。 (同法第二十四条の四第一項の規定により決定された標準賞与額 「適用事業所」という。)の事業主(既にこの項の申出をし (第四項及び第五項 主務省 0

業主の適用事業所(当該申出が受理された日)の利用の利用の関係では、当該申出が受理された日)の利用の対象を対し、当該の対象を対して、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を

- 十七年十月一日という。)の総数が常時十人以下の適用事業所(前号及び次号に掲げる適用事業所を除く。) 令和という。)の総数が常時十人以下の適用事業所(前号及び次号に掲げる適用事業所を除く。) 令和七条第十二項に規定する特定労働者(次号及び附則第二十四条第一項において単に「特定労働者」二 事業主が同一である一又は二以上の適用事業所に使用される平成二十四年機能強化法附則第十二 事業主が同一である一又は二以上の適用事業所に使用される平成二十四年機能強化法附則第十
- 定適用事業所となった日 「「一大」では、「一大」では、「一大」では、「一大」では、「一大」では、「一大」では、「一大」で、「一大」で、「一大」で、「一大」で、「一大」で、「一大」が、「一大」が、「一大」 「一大」が、「一大 「一大」が、「一大 「一大」が、「
- 四 その他政令で定める適用事業所 政令で定める日
- げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。2 次の表の上欄に掲げる期間における前項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲

10

7三十日まで 令和十七年十月一日 令和九年十月一日 7三十日まで 令和十七年十月一日 令和九年十月一日 7三十日まで 令和十七年十月一日 令和十一年十月一日 7三十日まで 令和十七年十月一日 令和十一年十月一日	令和十四年十月一日	令和十七年十月一日	
三十日まで 令和十七年十月一日 令和十一年十月 十日まで 令和十七年十月一日 令和九年十月一日 年十月一日から令和十一年 十人以下 二十一人以上五年十月一日	十一人以上二十人以下	十人以下	日から令和十
三十日まで	令和十一年十月一日	令和十七年十月一日	: : :
十日まで	=	十人以下	日まで十月一日から令和十
十日まで 十一日から令和十一年 十人以下	令和九年十月一日	和	:
	三十六人以上五十人以下	十人以下	日まで十月一日から令和十一

出と同時に行わなければならない。 3 第一項の申出は、附則第二十四条第一項の申出をすることができる事業主にあっては、同項の申

官

- するものとする。
 4 第一項に規定する適用事業所ごとの保険料調整額が零である月以後の期間における当該適用事業所に係る同項の規定の適用を停止当該保険料調整額が零である月以後の期間である場合を除く。) においては、
 4 第一項に規定する適用事業所ごとの保険料調整額が零である場合 (当該保険料調整額が零である
- 定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより実施機関に前項の規5事業主は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二
- 事業主にあっては、同項の解除の申出と同時に行わなければならない。6 前項の解除の申出は、附則第二十四条第五項の規定による同項の解除の申出をすることができる
- する。 停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものと 停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものと 険者に係る厚生年金保険料について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を - 第一項の規定は、同項の申出があった日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間被保
- びに附則別表第二において単に「標準報酬月額等級」という。)の最高等級の上に更に等級を加えるに掲げる厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額等級(第十二項及び次条第三項並附則第二十四条第八項において同じ。)の動向等を参酌して、政令で、附則別表第二各号の表の上欄8 政府は、最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。

- 定める等級まで」とするほか、この項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。とする。)を行うことができる。この場合において、第十二項中「第六級まで」とあるのは、「政令で標準報酬月額の等級区分の改定及び同表の下欄に定める増加負担割合の改定(百分の二十五を上限
- ついては、政令で定める。 ついては、政令で定める。 ついては、政令で定める。 の規定による改正前の厚生年金保険法第百二十二条に規定する加入員をいう。)を使用する事業所のの規定による改正前の厚生年金保険法第百二十二条に規定する加入員をいう。)を使用する事業所の正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条
- 第一項及び第五項の規定による実施機関の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律が良い。この場合において、日本年金機構法第二十二条第一項第一号中「に規定する を保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための 国民年金法等の一部を改正する等の法律が則第二十二条第一項に規定する権限に係る事務、同法 国民年金法等の一部を改正する等の法律が則第二十二条第一項に規定する権限に係る事務、厚生年 金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」とあるのは「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」とあるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」をいるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」をいるのは、「原生年金保険法」といるのは、「原生年金保険法」をいるのは、「のまためなりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのなりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、「のまりをいるのは、のまりをいるのは、のまりをいるのは、「のまりをいるのは、のまりをいるのは、のまりをいるのは、のまりをいるのは、のまりをいるのは、のまりをいるのは、のま
- 報酬月額等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。)であるものをいう。 る特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、七十歳未満である厚生年金保険の被保険者(標準12 この条において「短時間被保険者」とは、平成二十四年機能強化法附則第十七条第一項に規定す
- 第二十三条 令和十七年十月一日以後に第十四号改正後厚年法第六条第三項の規定により適用事業所第二十三条 令和十七年十月一日以後に第十四号改正後厚年法第六条第三項の規定により適用事業所第二、後収を行うことを要しなかったものとみなす。
- において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。 2 前条第三項から第十一項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合

金曜日

3 ら第六級までに該当する者に限る。)であるものをいう。 く。)であり、かつ、七十歳未満である厚生年金保険の被保険者(標準報酬月額等級のうち第一級か 定により第九号改正後厚年法第十二条(第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除 正後厚年法第十二条各号のいずれにも該当しないもの(平成二十四年機能強化法附則第十六条の規 この条において「短時間被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、第九号改 一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者(第九号改正後厚

40

- 年法第十二条第五号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。)の一週間の所定労働時 間の四分の三未満である短時間労働者(同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号におい
- 働日数の四分の三未満である短時間労働者 一月間の所定労働日数が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者の一月間の所定労

短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置)

第二十四条 次の各号に掲げる健康保険の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以 の規定により健康保険組合が事業主の負担すべき一般保険料額の負担の割合を増加している場合に 条第一項に規定する一般保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合(同法第百六十二条 短時間被保険者に係る健康保険料の額のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に同法第百六十 時間被保険者に係る健康保険料」という。)の負担の割合を、附則別表第三各号に掲げる期間の区分 規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この項及び第七項において「短 同法第四十五条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第百八十条第一項の 分の間、適用事業所に使用される短時間被保険者に係る事業主の負担すべき同法第百五十五条第一 一項において同じ。)に申出をした場合は、健康保険法第百六十一条第一項の規定にかかわらず、当臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあっては当該健康保険組合をいう。以下この条及び次条第 おいて「基準日」という。)から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、厚生労働 事業主を除く。以下この条において同じ。)は、それぞれ当該各号に定める日(第四項及び第五項に 下この項及び次条第一項において単に「適用事業所」という。)の事業主(既にこの項の申出をした という。)は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす 零を下回る場合には、零とする。))を乗じて得た額(第四項及び第十項において「保険料調整額」 あっては、増加負担割合から同条の規定により増加している分の割合を控除した割合(当該割合が に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(以下この条及び次条第一項並びに附則別表第三において ては、健康保険法第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用に限る。) に充てられるもの、 による子ども・子育て支援納付金並びに健康保険組合が管掌する短時間被保険者である場合にあっ 項に規定する保険料(同項に規定する健康保険事業に要する費用(介護保険法(平成九年法律第百 省令で定めるところにより保険者等(全国健康保険協会が管掌する健康保険にあっては厚生労働大 二十三号)の規定による納付金及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定 「増加負担割合」という。)に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、 7 9 8 5 3 6 4

事業主の適用事業所 当該申出が受理された日 令和八年十月一日以後に平成二十四年機能強化法附則第四十六条第五項に規定する申出をした

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

事業主が同一である一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時十人以下 (前号及び次号に掲げる適用事業所を除く。) 令和十七年十月一日

特定適用事業所となった日 下の適用事業所であって、令和九年十月一日以後に平成二十四年機能強化法附則第四十六条第十 事業主が同一である一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五十人以 一項に規定する特定適用事業所となった適用事業所(第一号に掲げる適用事業所を除く。) 当該

四 その他政令で定める適用事業所 政令で定める日

> 2 次の表の上欄に掲げる期間における前項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲 げる字句は、 同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

九月三十日まで 令和九年十月一日から令和十一年	十人以下	三十六人以上五十人以下
] = -	令和十七年十月一日	令和九年十月一日
下九月三十日まで 令和十一年十月一日から令和十四	十人以下	二十一人以上三十五人以下
- - -	令和十七年十月一日	令和十一年十月一日
下九月三十日まで 令和十四年十月一日から令和十七	十人以下	十一人以上二十人以下
) = - 	令和十七年十月一日	令和十四年十月一日

- 出と同時に行わなければならない。 第一項の申出は、附則第二十二条第一項の申出をすることができる事業主にあっては、 同項の申
- するものとする 当該保険料調整額が零である月以後の期間における当該適用事業所に係る同項の規定の適用を停止 月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。)においては、 第一項に規定する適用事業所ごとの保険料調整額が零である場合(当該保険料調整額が零である
- 年を経過した日が属する月の前月までの間に、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に前項。 事業主は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二 の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。
- 事業主にあっては、同項の解除の申出と同時に行わなければならない。 前項の解除の申出は、附則第二十二条第五項の規定による同項の解除の申出をすることができる
- る した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとす 険者に係る健康保険料について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止 第一項の規定は、同項の申出があった日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間被保
- るほか、この項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 できる。この場合において、第十一項中「第九級まで」とあるのは、「政令で定める等級まで」とす 分の改定及び同表の下欄に定める増加負担割合の改定(百分の二十五を上限とする。)を行うことが いて単に「標準報酬月額等級」という。)の最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区 法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級(第十一項及び次条第三項並びに附則別表第三にお 政府は、最低賃金の動向等を参酌して、政令で、附則別表第三各号の表の上欄に掲げる健康保険
- 六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度 法等の一部を改正する等の法律」とする。 とあるのは「健康保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金 事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」 強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第二十四条第九項に規定する権限に係る の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第二項第二号中 民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)、船員保険法」と、同法第二十 「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能 第一項及び第五項の規定による保険者等(厚生労働大臣に限る。)の申出の受理の権限に係る事務 船員保険法」とあるのは「若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国 日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中

報

10 新名項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収を行うことを要しなかったものとみなされ10 前各項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収を行うことを要しなかったものとみなされ

第一級から第九級までに該当する者に限る。)であるものをいう。する特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、健康保険の被保険者(標準報酬月額等級のうち11 この条において「短時間被保険者」とは、平成二十四年機能強化法附則第四十六条第一項に規定

2 第二十五条 令和十七年十月一日以後に健康保険法第三十一条第一項の規定により適用事業所となっ 回る場合には、零とする。))を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。 により健康保険組合が事業主の負担すべき一般保険料額の負担の割合を増加している場合にあって 項に規定する一般保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合(同法第百六十二条の規定 被保険者に係る健康保険料の額のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に同法第百六十条第一 ないものを除く。以下この項において「短時間被保険者に係る健康保険料」という。)の負担の割合 金の納付に要する費用に限る。)に充てられるもの、同法第四十五条第一項の規定により決定された 令で定めるところにより保険者等に申出をした場合は、同法第百六十一条第一項及び前条の規定に ては、政令で定める日)から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、厚生労働省 下この項において同じ。)は、当該適用事業所となった日(当該政令で定める事業所の事業主にあっ た事業所の事業主その他政令で定める事業所の事業主(既にこの項の申出をした事業主を除く。以 標準賞与額に係るもの及び同法第百八十条第一項の規定により指定された期限までに納付されてい 組合が管掌する短時間被保険者である場合にあっては、健康保険法第百七十三条の規定による拠出 定による納付金及び子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金並びに健康保険 百五十五条第一項に規定する保険料(同項に規定する健康保険事業に要する費用(介護保険法の規 かかわらず、当分の間、適用事業所に使用される短時間被保険者に係る事業主の負担すべき同法第 前条第三項から第十項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合に 増加負担割合から同条の規定により増加している分の割合を控除した割合(当該割合が零を下 増加負担割合に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間

3 この条において「短時間被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、第三十三3 この条において「短時間被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、第三十三3 この条において「短時間被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、第三十三条の規定(附則第一条第一項第九号に掲げる改正後健保法」という。)第三条第一項各号のいずれたした。)の規定が適用されない者を除く。)であり、かつ、健康保険の被第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において「短時間被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者に限る。)であるものをいう。不過間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(第九号改正後健保法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。)の一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(第九号改正後健保法第三条保険者(標準報酬月額等級のうち第一級から第九級までに該当する者に限る。)であるものをいう。不同題の所定労働目数が同一の事業所に使用される通常の労働者をいう。次号において同じ。)分の三未満である短時間労働者という。次号において同じ。)の一週間の所定労働目数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働時間の四年法に、立て、第三十三3 に対して、これに対し、これに対して、これに対して、これに対しに対して、これに対して、これに対して、これに対して、これに対して、これに対して、これに対して、これに対して、これに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しいのでは対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しないるに対しているに対しないるに対しないるに対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しない

(厚生年金保険における従業員の範囲に関する経過措置)

の号において単に「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間の一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される同条第五号に規定する通常の労働者(以下こ「従業員」とあるのは、「従業員(第十二条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの又はそ第二十六条 第十四号改正後厚年法第六条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中

適用されない者を除く。)を除く。以下同じ。)」とする。

一四年法律第六十二号)附則第十六条の規定により第十二条(第五号に係る部分に限る。)の規定が十四年法律第六十二号)附則第十六条の規定により第十二条(第五号に係る部分に限る。)の規定が金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二分制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二分制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二分制度)が、以下この号において同じ。)若しくはその一月間の所定労働日数が同一の事業に比し短い者を除く。)と除く。以下同じ。)」とする。

(健康保険における従業員の範囲に関する経過措置)

(協定実施特例法による遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第二十八条 附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第第二十八条 附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有する。
「国家公务員共斉担合法こおける票件根酬に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
第二十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)による改正前の協定実施特例法第十六条第四項(協定実施特例法第二十条第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条(第六号に係る部分に限る。)、第三十三条第三項、第四十条第五項、第七項及び第三十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十三条第三項、第四十条第五項、第七項及び第三十一条第一項(超定公务員共済担合法こおける票件根酬に関する基固件置)

(国家公務員共済組合法における標準報酬に関する経過措置)

一、第二十九条 第六号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第六号施行日まで引
第二十九条 第六号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、同月から令和十年八月まで、第六号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬の基礎となる報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。)の標準報酬については、当該基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。)の標準報酬については、当該基礎となった報酬月額を第十九条の規定(附則第一条第一項第六号に掲げる改正規定に限る。)による改となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。)の標準報酬については、当該基礎での各月の標準報酬とする。

十条第一項の規定により定められている標準報酬の月額が六十八万円である者(当該標準報酬の月く。)のうち、第十号施行日において現に第二十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四の資格を有する者(国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除第十号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きそ

金曜日

ことみなして、第十号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、令和十年九月 となった報酬月額を第二十条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月 の基礎となった報酬月額が六十九万五千円未満である者を除く。)の標準報酬については、当該基

報酬の月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。)の標準報酬については、当 合法第四十条第一項の規定により定められている標準報酬の月額が七十一万円である者(当該標準 を除く。)のうち、第十三号施行日において現に第二十一条の規定による改正前の国家公務員共済組 きその資格を有する者(国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員 該基礎となった報酬月額を第二十一条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎となる 第十三号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続 |酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、令和 一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬とする。

2

(地方公務員等共済組合法における標準報酬に関する経過措置)

第三十条 第六号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第六号施行日まで引き なして、第六号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、同月から令和十年八 改正後の地方公務員等共済組合法第四十三条第一項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみ となった報酬月額を第二十二条の規定 (附則第一条第一項第六号に掲げる改正規定に限る。)による の基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。)の標準報酬については、当該基礎 合員を除く。)のうち、令和九年九月の標準報酬の月額が六十五万円である者(当該標準報酬の月額 続きその資格を有する者(地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組 までの各月の標準報酬とする。

2 報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十九万五千円未満である者を除く。)の標準報酬について 除く。)のうち、第十号施行日において現に第二十三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合 令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬とする。 となる報酬月額とみなして、第十号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、 法第四十三条第一項の規定により定められている標準報酬の月額が六十八万円である者(当該標準 の資格を有する者(地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を は、当該基礎となった報酬月額を第二十三条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎 第十号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きそ

員を除く。)のうち、第十三号施行日において現に第二十四条の規定による改正前の地方公務員等共 令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬とする。 となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は 該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。)の標準報酬について 済組合法第四十三条第一項の規定により定められている標準報酬の月額が七十一万円である者(当 きその資格を有する者(地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合 第十三号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続 . 当該基礎となった報酬月額を第二十四条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

(私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置)

第三十一条 第六号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 の五第二項に規定する任意継続加入者(次項及び第三項において「任意継続加入者」という。)を除 資格を有する者(同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条 「加入者」という。)の資格を取得して、 第六号施行日まで引き続きその

> した標準報酬月額は、同月から令和十年八月までの各月の標準報酬月額とする。 準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第六号施行日において改定するものとし、 報酬月額を第二十五条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標 た報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。)の標準報酬月額については、当該基礎となった く。)のうち、令和九年九月の標準報酬月額が六十五万円である者(当該標準報酬月額の基礎となっ

報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十号施行日において改定するものとし、当該改定し 額については、当該基礎となった報酬月額を第二十六条の規定による改正後の同項に規定する標準 校教職員共済法第二十二条第一項の規定により定められている標準報酬月額が六十八万円である者 意継続加入者を除く。)のうち、第十号施行日において現に第二十六条の規定による改正前の私立学 た標準報酬月額は、令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬月額とする。 第十号施行日前に加入者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者 (当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十九万五千円未満である者を除く。)の標準報酬月

定した標準報酬月額は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬月額とする。 準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、 月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十七条の規定による改正後の同項に規定する標 ある者(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。)の標準報酬 私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定により定められている標準報酬月額が七十一万円で (簡易企業型年金に関する経過措置) (任意継続加入者を除く。)のうち、第十三号施行日において現に第二十七条の規定による改正前の 第十三号施行日前に加入者の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続きその資格を有する者

第三十二条 この法律の施行の際現に第二十九条の規定による改正前の確定拠出年金法(以下この条 金法第十九条第二項中「政令で定める基準に従い」とあるのは「定額であって」とする。 よる改正前の確定拠出年金法第三条第五項に規定する簡易企業型年金をいう。)」と、旧確定拠出年 のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)第二十九条の規定に その効力を有する。この場合において、旧確定拠出年金法第十九条第二項及び第二十三条第一項中 易企業型年金については、旧確定拠出年金法第十九条第二項及び第二十三条第一項の規定は、 において「旧確定拠出年金法」という。)第三条第一項の承認を受けている同条第五項に規定する簡 「簡易企業型年金」とあるのは「簡易企業型年金 (個人型年金加入者に関する経過措置 (社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化 なお

第三十三条 第九号施行日から起算して三年を経過する日までの間は、次の各号のいずれかに該当す 九号改正後確定拠出年金法第六十二条第一項第五号に掲げる者とみなす 以下この条において同じ。)となることができる。この場合において、当該個人型年金加入者は、 に申し出て、個人型年金加入者(確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。 十二条第一項の規定にかかわらず、連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。) 掛金拠出者等を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第九号改正後確定拠出年金法第六 の条において「第九号改正後確定拠出年金法」という。)第六十二条第一項第二号に規定する企業型 規定(附則第一条第一項第九号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の確定拠出年金法(以下こ る者であって、申出の時点で日本国内に住所を有する六十歳以上七十歳未満のもの(第二十九条の 第

ずれにも該当せず、かつ、第九号施行日までの間において国民年金の被保険者であった者 第九号施行日において現に第九号改正後確定拠出年金法第六十二条第一項各号に掲げる者の

ら第四号までに掲げる者のいずれにも該当しなくなった者 第九号施行日から起算して一年以内に第九号改正後確定拠出年金法第六十二条第一項第一号か

2 三条第一項」とする 第一項の規定にかかわらず」と、 る等の法律(令和七年法律第七十四号。次項において「令和七年改正法」という。)附則第三十三条 とあるのは 前項の規定により個人型年金加入者となることができる者に係る第九号改正後確定拠出年金法第 二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「前項の規定にかかわらず. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正す 同条第三項中 「第一項」とあるのは「令和七年改正法附則第三十

(石炭鉱業年金基金から企業年金基金への移行等)

第三十四条 石炭鉱業年金基金(石炭鉱業年金基金法第二条に規定する石炭鉱業年金基金をいう。以 厚生労働大臣の認可を受けて、企業年金基金(確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年 の規定にかかわらず、総会(石炭鉱業年金基金法第十二条に規定する総会をいう。)の議決を経て、 下この条及び次条において同じ。)は、確定給付企業年金法第三条第一項(第二号に係る部分に限る。) 金基金をいう。以下この条において同じ。)となることができる。

12

13

数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織す 規定する会員をいう。次項及び第九項において同じ。)に使用される厚生年金保険の被保険者の過半 る労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て企業年金 行為(同法第三条第一項第二号の規定による認可の申請を除く。)をしなければならない。 前項の認可を受けようとするときは、石炭鉱業年金基金は、会員(石炭鉱業年金基金法第七条に |金の規約を作成し、その他企業年金基金の設立に必要な行為として確定給付企業年金法に定める

3 得なければならない。 会員の厚生年金保険の適用事業所が二以上であるときは、 前項の同意は、 各適用事業所について

4 第一項の認可に当たっては、確定給付企業年金法第十二条第一項第四号及び第五号の規定は適用

第一項に規定する企業年金基金は、石炭鉱業年金基金が同項の認可を受けた時に成立する。

6 る坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関するもので政令で 業年金基金が有する権利及び義務のうち、石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条までに規定す 定めるものは、その時において当該企業年金基金(以下この条及び次条において「承継企業年金基 金」という。)が承継する 石炭鉱業年金基金は、前項の企業年金基金の成立の時において解散し、その解散の際現に石炭鉱

ろにより算定した額(第九項において「必要積立金額」という。)を移換するものとする。 付及び一時金たる給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(第三十条の規定に 第二十七条に規定する積立金をいう。第九項において同じ。)の額として厚生労働省令で定めるとこ よる改正後の石炭鉱業年金基金法(次項及び第十項において「第三十条改正後石炭基金法」という。) 金は、石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給 前項の規定により承継企業年金基金が権利及び義務を承継する場合においては、石炭鉱業年金基

2

9 金法第三十六条の四から第三十六条の九までの規定を適用する。 前項に規定する場合において、当該解散する日における積立金の額が、必要積立金額を下回ると 第六項の規定により石炭鉱業年金基金が解散した場合の清算については、第三十条改正後石炭基

10 基金とみなして、石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二条まで及 及び徴収金であってまだ徴収していないものの徴収に関しては、承継企業年金基金を石炭鉱業年金 第六項の規定により石炭鉱業年金基金が解散した日までに支給すべきであった年金たる給付及び 時金たる給付であってまだ支給していないものの支給並びに同日までに徴収すべきであった掛金 | 会員は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

43

定により石炭鉱業年金基金が解散した際現に存する定款とする。

適用する。この場合において、石炭鉱業年金基金法第十六条第二項に規定する定款は、第六項の規 び第三十三条から第三十五条までの規定並びに第三十条改正後石炭基金法第三十六条の二の規定を

> 11 び第五号に係る部分を除く。)」と、同法第三十六条第二項第一号中「六十歳以上七十歳以下」とあ 用については、同法第十六条第三項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項 八条第一項に規定する坑外員であった者にあっては、七十歳以下)」とする。 鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第十六条第一項に規定する坑内員又は同法第十 法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)第三十一条の規定による廃止前の石炭 るのは「六十歳以上七十歳以下(社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金 承継企業年金基金に関する確定給付企業年金法第十六条第三項及び第三十六条第二項の規定の (第四号及

鉱業年金基金とみなす。 関する不服申立てについては、なお従前の例による。この場合において、承継企業年金基金を石炭

第六項の規定により石炭鉱業年金基金が解散した日までにされた石炭鉱業年金基金による処分に

政令で定める 前各項に定めるもののほか、石炭鉱業年金基金から企業年金基金への移行に関し必要な事項は、

(移行後の石炭鉱業年金基金が支給する死亡を支給理由とする一時金たる給付の取扱い

第三十五条 前条第六項の規定により石炭鉱業年金基金の権利義務を承継した承継企業年金基金が給 四十一条の規定を適用し、確定給付企業年金法第三十四条の規定は適用しない。 付を行う死亡を支給理由とする一時金たる給付(前条第一項の認可を受けた日において石炭鉱業年 する一時金たる給付とみなして、石炭鉱業年金基金法第二十条において準用する厚生年金保険法第 ては、当該死亡を支給理由とする一時金たる給付を石炭鉱業年金基金が支給する死亡を支給理由と 金基金の死亡を支給理由とする一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。)につい

の例による。この場合において、承継企業年金基金を石炭鉱業年金基金とみなす。 前項に規定する死亡を支給理由とする一時金たる給付に関する不服申立てについては、 (廃止前石炭基金法の効力等) なお従前

第三十六条 該旧石炭鉱業年金基金の清算結了の登記の時までの間は、なおその効力を有する。 げる規定の施行の日(附則第四十一条及び第五十四条において「第十五号施行日」 という。)については、廃止前石炭基金法の規定(罰則を含む。)は、附則第一条第一項第十五号に掲 するもの(清算中のものを含む。以下この条及び附則第五十四条において「旧石炭鉱業年金基金」 炭基金法」という。)の規定による石炭鉱業年金基金であって、第三十一条の規定の施行の際現に存 第三十一条の規定による廃止前の石炭鉱業年金基金法(以下この条において「廃止前石 という。)から当

とあるのは「及び」とする。 止前石炭基金法」と、「まで及び」とあるのは「まで、」と、「の規定並びに第三十条改正後石炭基金法」 金法」とあるのは 法第十六条」とあるのは「廃止前石炭基金法第十六条」と、 条改正後石炭基金法」という。)」とあるのは「廃止前石炭基金法」と、同項中「石炭鉱業年金基金 第七項中「第三十条の規定による改正後の石炭鉱業年金基金法(次項及び第十項において「第三十 同条第二項及び第六項並びに前条第一項中「石炭鉱業年金基金法」とあり、並びに附則第三十四条 という。)第二条」と、「石炭鉱業年金基金法第十二条」とあるのは「廃止前石炭基金法第十二条」と、 条の規定による廃止前の石炭鉱業年金基金法(以下この条及び次条において「廃止前石炭基金法」 条」とあるのは「附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三十一 前二条の規定を適用する。この場合において、附則第三十四条第一項中「石炭鉱業年金基金法第一 旧石炭鉱業年金基金については、廃止前石炭基金法第三十六条の規定により解散する場合を除き 「廃止前石炭基金法」と、同条第十項中「石炭鉱業年金基金法」とあるのは「廃 同条第八項中「第三十条改正後石炭基

第三十七条

附則第

一条第

健康保険の適用事業所に関する経過措置

か

ては、

同項中次の表の上欄に掲げる字句は、

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四号改正後健保法第三条第三項の規定にか

(同項第一

項

の規定の適用につ

2

(任意加入被保険者の特例)

なお従前の例による。この場合における健康保険法第三十一条第

号に掲げる事業所を除く。)については、当分の間、

正前の健康保険法第三条第三項第一号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所

一項第十四号に掲げる規定の施行の際現に存する第三十三条の規定による

る所を厚事 こを受生業 と適け労所

事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民事業が支援があって、当該事業所を適用事業所を追り、一般に対して、当該事業所を適用事業がある。との事業の事業の事業がであって、常時五人以上の従業員(次の各号のいずれかに該当する者を除め、一般に対して、当該事業所を適用事業所を当まれた。)の事業の事業の事業の事業ができる。

第三条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する者

のそ 一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間の一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用され 同労働者の労働

3

、健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置)

金曜日

続き健康保険の被保険者の資格を有するものについては、 に使用されている間は、 (第九号に係る部分に限る。)の規定を適用しないこととされた者であって、 第九号施行日以後引き続き年金機能強化法第五号施行日において使用されていた事業所 平成二十四年機能強化法附則第四十五条の規定により第九号改正後健保法第三条第 適用しない 第九号改正後健保法附則第八条の三の二 第九号施行日まで引き 項 6 5

(独立行政法人農業者年金基金法の厚生年金保険における従業員の範囲に関する経過措置)

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

者 るのは「従業員 年基金法」 労働日数が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三 週間の所定労働時間に比し短い者をいう。 る短時間労働者 (以下この項において単に 週間の所定労働時間が同 という。)附則第九条第一項の規定の適用については、当分の間、 第三十五条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法 (厚生年金保険法第十二条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの又はそ (一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者の 「通常の労働者」という。)の 一の事業所又は事務所に使用される同条第五号に規定する通常の労働 以下この項において同じ。)若しくはその 一週間の所定労働時間の四分の三未満で 同項中 (次項において 「従業員」 一月間の所定 とあ 新農

> 正する等の法律第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第 項 法第十二条(第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。)を除く。)」と、「同条第一 未満である短時間労働者 とあるのは 一部を改正する法律 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改 (平成二十四年法律第六十二号)附則第十六条の規定により厚生年金保 (公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法 一項」とする。

項中 新農年基金法附則第九条第二項の規定は、 前 一項」とあるのは 「第一項」と、「当該各項」とあるのは 当分の間、 適用しない。この場合にお 「同項」とする。 いて、 同条第三

第四十条 昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者であって、 だし、 職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有する場合は、 同項の規定にかかわらず、 いずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)は、 その者が同法による老齢基礎年金、 厚生労働大臣に申し出て、 厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退 国民年金の被保険者となることができる。 この限りで 次の各号 た

- 理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。) 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者 (国民年金法の適用を除外すべき特別
- 日本国籍を有する者であって、 日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの
- 2 厚生労働大臣に対してしなければならない。 振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出 に委託して行うこと(以下この項において 払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、 「口座振替納付」 という。)を希望する旨 預金若しくは貯金 の申出又は口 の 座
- 令で定める給付の受給権を有しないときは、 日までの間に生まれた者に限る。)が六十五歳に達した場合において、第 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者(昭和四 前二項の申出があったものとみなす。 十年四月 一項ただし書に規定する政 二日から昭和五十年 - 四月
- 4 国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。 した日(前項の規定により申出があったものとみなされた者にあっては、 第二項 (第一項第二号に掲げる者にあっては、 同項)の規定による申出をした者は、 六十五歳に達した日) その 申出 に を
- の資格を喪失することができる。 第一項の規定による国民年金の被保険者は、 いつでも、 厚生労働大臣に申出をし、 当該被保険者
- 第一 死亡したとき。 項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日 第四号又は第五号に該当するに至ったときは、 その日) に、当該被保険者の資格を喪失する。 (第
- 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき
- 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき
- 七十歳に達したとき
- 五 四 前項の申出が受理されたとき
- 7 に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、 を喪失するほか、 第一 日本国内に住所を有しなくなったとき。 項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、 次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第一号に該当するに至った日 その日) 前項の規定によって当該被保険者の資格 に、当該被保険者の資格を喪失する。

報

- 保険料を滞納し、 国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を
- 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったと
- 国民年金の被保険者の資格を取得したときは、 格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によって当該被保険者の資 当該被保険者の資格を喪失する。

その日)に、

- 日本国内に住所を有するに至ったとき。
- 日本国籍を有しなくなったとき
- 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。
- から第五十二条の五まで及び附則第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての 国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条 いて単に「第一号被保険者」という。)としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二 一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(以下この項に
- 10 三までの規定は適用しない。 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の
- に係る事務、同法」とあるのは「及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民の国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限 年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)」と、同法第二十六条第二項中「国 法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民 民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のため まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。 金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「国民年金 金法等の一部を改正する等の法律附則第四十条第十一項に規定する権限に係る事務、国民年金法」 同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏 第二項及び第五項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年
- 12 について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の申出の受理の権限
- 13 第一項、第二項及び第五項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところに 地方厚生局長に委任することができる。
- 14 厚生支局長に委任することができる。 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、 地方

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十一条 この法律(附則第一条第一項第十五号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に 第十五号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 た行為及び附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

七項」を「第百十一条第四項若しくは第六項」に改める。 附則第百三十九条第一項中「及び第九項」を削り、同条第二項中「第百十一条第五項若しくは第

45

(地方税法の一部改正)

第七十二条の五第一項第五号中「、石炭鉱業年金基金」を削る。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第四十四条 社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を次のように改正する。

を削り、「並びに」を「及び」に改める。 第一条第一項中「及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第三十三条第一 項

炭鉱業年金基金」を削る。 第三条第一項中「若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」 を削り、 同項第二号中 石

第九条第一項中「石炭鉱業年金基金、」を削る。

第二項」を削る。 第十九条中「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」 及び「、石炭鉱業年金基金法第三十三条

いて同じ。)」を削る。 第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項にお 第三十条第一項中「(石炭鉱業年金基金の行う事業を含む。)」及び「(石炭鉱業年金基金法第十六条

条第一項において準用する場合及び」を削る。 第三十二条第一項中「若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」を削り、同条第二項中 石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」を削り、 同条第五項中「石炭鉱業年金基金法第二十二

第五項」を「附則第二十九条第六項」に、「石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項、 法第九十一条第一項及び」とあるのは「、厚生年金保険法第九十一条第一項_ 九十一条第一項」とあるのは、「、厚生年金保険法第九十一条第一項」に改める。 「国民年金法」に、「石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」とあるのは、「」を「厚生年金保険法第 (所得税法の一部改正) 附則第十四項中「石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項及び」とあるのは「」を「厚生年金保険 に 「附則第二十九条 国民年金法」を

第四十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する 第三十一条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

に改める。 号及び第二号」を「同号」に改め、同項第三号中「第三十一条第三号」を「第三十一条第二号」 第三十五条第三項第一号中「第三十一条第一号及び第二号」を「第三十一条第一号」に、「同条第

第九十五条第四項第十号ロ中「及び第 二号」を削る。

第二百二条中「第三十一条第三号」を 別表第一石炭鉱業年金基金の項を削る 「第三十一条第二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第四十六条 別表第二石炭鉱業年金基金の項を削る 法人税法(昭和四十年法律第三十四号) の一部を次のように改正する

(登録免許税法の一部改正)

三の十四の項を次のように改める。 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

应

金曜日

46 第四十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号) (住民基本台帳法の一部改正) 別表第一の七十七の八の項を次のように改める。

七十七の八

(社会保険労務士法の一部改正)

第四十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。 別表第一第二十八号を次のように改める。 二十八 削除

(消費税法の一部改正)

第五十条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。 (金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正) 別表第三第一号の表石炭鉱業年金基金の項を削る。

第五十一条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号) 部を次のように改正する。

第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。 第二条第一項中「第十八号」を「第十七号」に改め、同条第二項中第十五号を削り、 第十六号を

第五十二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五 年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

別表七十六の項を次のように改める。

削除

(厚生労働省設置法の一部改正)

第五十三条 厚生労働省設置法 (地方税法等の一部改正に伴う経過措置) 第四条第一項第九十六号中「、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金」を「及び国民年金基 (平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 旧石炭鉱業年金基金については、附則第四十三条の規定、附則第四十四条の規定(附則 第一条第一項第十五号に掲げる改正規定に限る。)及び附則第四十五条から前条までの規定による改 時までの間は、なおその効力を有する。 正前の次に掲げる法律の規定は、第十五号施行日から当該旧石炭鉱業年金基金の清算結了の登記の

地方税法第七十二条の五第一項第五号(石炭鉱業年金基金に係る部分に限る。)

第三十条第一項並びに第三十二条第一項、第二項及び第五項並びに附則第十四項 社会保険審査官及び社会保険審査会法第一条第一項、第三条第一項、 第九条第 項 、第十九条、

所得税法第三十一条第二号、第三十五条第三項第一号及び別表第一石炭鉱業年金基金の項 法人税法別表第二石炭鉱業年金基金の項

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

登録免許税法別表第三の十四の項

住民基本台帳法別表第一の七十七の八の項

消費税法別表第三第一号の表石炭鉱業年金基金の項 社会保険労務士法別表第一第二十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表七十六の項 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項及び第二項第十五号 厚生労働省設置法第四条第一項第九十六号

(政令への委任)

の一部を次のように改正する。

第五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する経

附則別表第

C· - 五匹	令和三十 年四月二日から令和三十二年四月 日まで
〇. 一九二	二日から令和三十一年四月一日
0 - 1 - 1 - 1	令和二十九年四月二日から令和三十年四月一日まで
〇・二六九	令和二十八年四月二日から令和二十九年四月一日まで
O·三O八	令和二十七年四月二日から令和二十八年四月一日まで
〇・三四六	令和二十六年四月二日から令和二十七年四月一日まで
〇・三八五	令和二十五年四月二日から令和二十六年四月一日まで
O· <u>Ш</u>	令和二十四年四月二日から令和二十五年四月一日まで
〇·四六二	令和二十三年四月二日から令和二十四年四月一日まで
〇 五 〇 〇	令和二十二年四月二日から令和二十三年四月一日まで
〇・五三八	令和二十一年四月二日から令和二十二年四月一日まで
〇・五七七	令和二十年四月二日から令和二十一年四月一日まで
○・六一五	令和十九年四月二日から令和二十年四月一日まで
〇・六五四	令和十八年四月二日から令和十九年四月一日まで
〇・六九二	令和十七年四月二日から令和十八年四月一日まで
〇·七三一	令和十六年四月二日から令和十七年四月一日まで
〇・七六九	令和十五年四月二日から令和十六年四月一日まで
〇·八〇八	令和十四年四月二日から令和十五年四月一日まで
〇・八四六	令和十三年四月二日から令和十四年四月一日まで
〇・八八五	令和十二年四月二日から令和十三年四月一日まで
〇・九二三	令和十一年四月二日から令和十二年四月一日まで
〇・九六二	令和十年四月二日から令和十一年四月一日まで
1.000	令和十年四月一日以前

第

級

令和7年6月20日

経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を

の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額等級

増加負担割合

百分の二十五

令和三十二年四月二日から令和三十三年四月一日まで	〇 - - 五
令和三十三年四月二日から令和三十四年四月一日まで	0.044
令和三十四年四月二日から令和三十五年四月一日まで	〇・〇三八
則別表第二	

の下欄に定める増加負担割合 経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表 附則第二十二条第一項及び第二十三条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を

四级
百分の九

二 附則第二十二条第一項及び第二十三条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を 合 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期

第 二 級 百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合 第 三 級 百分の二十に二分の一を乗じて得た割合 第 五 級 百分の九に二分の一を乗じて得た割合 百分の五に二分の一を乗じて得た割合 百分の五に二分の一を乗じて得た割合	標準	報酬月額等級	等級	増加負担割合
六 五 四 三 二 級 級 級 級 級	第	_	級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
六 五 四 三 級 級 級 級	第		級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
六 五 四 級 級 級	第	三	級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
六 五 級 級	第	四	級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
六級	第	五	級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
	第	六	級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

金曜日

台

			$\stackrel{\wedge}{\exists}$	
次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割	の上欄に掲	次の表の	間	
8年出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの#	から、当該	した月から、	経過	
附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を	十四条第一	則第二	K (+	-
百分の二	級	九	第	
百分の五	級	八	第	
百分の九	級	七	第	
百分の十四	級	六	第	
百分の二十	級	五	第	
百分の二十五	級	四	第	
百分の二十五	級	三	第	
百分の二十五	級		第	

に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割	の表の上欄に埋	次の
80年出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期	した月から、当該・	した
一項及び第二十五条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を	二十四条第一	則第
百分の二	九 級	
I I Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	ji	

百分の二に二分の一を乗じて得た割合	級	九	第
百分の五に二分の一を乗じて得た割合	級	八	第
百分の九に二分の一を乗じて得た割合	級	七	第
百分の十四に二分の一を乗じて得た割合	級	六	第
百分の二十に二分の一を乗じて得た割合	級	五	第
百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	級	四四	第
百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	級	三	第
百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	級		第
百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	級		第
増加負担割合	7額等級	標準報酬月額等級	標

内閣総理大臣

財務大臣 総務大臣 加藤 勝信 茂

厚生労働大臣 文部科学大臣 福岡 資麿 小泉進次郎

農林水産大臣

第

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律をここに公布する。

48

御

名

法律第七十五号 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 令和七年六月二十日

第

章 総則(第一条・第二条)

二章 四条) 盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置(第三条-第十

第四章 雑則 特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止(第十五条)

(第十六条)

第六章 第五章 (第十七条—第二十条)

(第二十一条—第二十五条)

第 章

第一条 この法律は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止す 務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止するこ ることが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義 と等により、 特定金属製物品の窃取の防止に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 をいう。以下この条において同じ。)を使用して製造された物品のうち、主として特定金属により 構成されているものをいう。 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるもの 特定金属製物品特定金属(銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、

盗難特定金属製物品

窃取された特定金属製物品をいう。

するものを除く。)をいう。 て生ずるもの及び古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第一項に規定する古物に該当 特定金属くず 主として特定金属により構成されている金属くず(物品を製造する過程におい

Ŧi. 提供する場合を含む。 指定金属切断工具 特定金属くず買受業 特定金属くずの買受け(買受けの対価として金銭以外の財産上の利益を 一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、かつ、特定ケーブルカッター、ボルトクリッパーその他の特定金属を切断することが 以下同じ。)を行う営業をいう。

2

金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。 第二章 盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置

できる工具であって、一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、

(特定金属くず買受業の届出)

第三条 特定金属くず買受業を営もうとする者は、 を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。 又は名称、住所、営業所の所在地その他国家公安委員会規則で定める事項を、当該営業所の所在地 (特定金属くずの買受けを行う営業所をいう。第十三条第一項を除き、以下同じ。)ごとに、氏名 国家公安委員会規則で定めるところにより、 この場 営業

届出には、

国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

2 において、届出には、 公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。 前項の規定による届出をした者は、当該営業所の所在地における特定金属くず買受業を廃止した 又は同項の規定により届け出た事項(営業所の所在地を除く。)に変更があったときは、 国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない この場合

(届出番号等の通知)

内閣総理大臣

石破

茂

第四条 公安委員会は、 た者に通知しなければならない するための番号、記号その他の符号(次条第一項において「届出番号等」という。)を当該届出をし 前条第一項の規定による届出があったときは、当該届出に係る営業所を識別

(氏名等の表示)

第五条 第三条第一項の規定による届出をした者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、 業所ごとに、公衆の見やすい場所に、その氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称及び届出番 (次項において「氏名等」という。)を表示しなければならない 営

おいて同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない 求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第十六条に 通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの 安委員会規則で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、 第三条第一項の規定による届出をした者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公 その氏名等を電気

(名義貸しの禁止)

第六条 第三条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に特定金属くず買受 業を営ませてはならない

第七条 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、国家公安委 あっては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で国家公安委員会規則で定めるものにあって 員会規則で定める方法により、買受けの相手方の本人特定事項(当該相手方が自然人である場合に 振込みにより行うときその他の国家公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。 からの買受けを行う場合であって当該買受けに係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への 人確認」という。)を行わなければならない。ただし、過去に買受けの相手方となったことがある者 ては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。 次条第一項において同じ。)の確認 国家公安委員会規則で定める事項)及び生年月日をいい、当該相手方が法人である場合にあっ (以下 本

が当該会社のために当該特定金属くず買受業を営む者との間で買受けに係る取引を行うときその他 ければならない たっている自然人についても、 と異なるとき (次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当 の当該特定金属くず買受業を営む者との間で現に当該取引の任に当たっている自然人が当該相手方 特定金属くず買受業を営む者は、買受けの相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者 前項の国家公安委員会規則で定める方法により、 本人確認を行わな

3 には、 任に当たっている自然人を買受けの相手方とみなして、第一項本文の規定を適用する。 買受けの相手方が国、地方公共団体、 - 当該相手方のために当該特定金属くず買受業を営む者との間で現に当該買受けに係る取引の 人格のない社団又は財団その他政令で定める者である場合 (営業停止命令)

49

3

の国家公安委員会規則で定める事項に関する記録(次項において「本人確認記録」という。)を作成 しなければならない。 で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとった措置その他 特定金属くず買受業を営む者は、 (本人確認記録の作成等) 特定金属くず買受業を営む者は、本人確認を行った場合には、直ちに、国家公安委員会規則

三年間保存しなければならない。 本人確認記録を、当該本人確認に係る買受けの行われた日から

(取引記録の作成等)

第九条 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、 作成しなければならない 容その他の国家公安委員会規則で定める事項に関する記録(次項において「取引記録」という。)を 安委員会規則で定める方法により、当該買受けの相手方の氏名又は名称、当該買受けの期日及び内 直ちに、 国家公

2 存しなければならない 特定金属くず買受業を営む者は、取引記録を、当該取引に係る買受けの行われた日から三年間保

(警察官への申告)

第十条 特定金属くず買受業を営む者は、取引の態様その他の事実に照らして、買受けに係る特定金 その旨を申告しなければならない。 属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めたときは、直ちに、警察官に

第十一条 公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者(次 関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合におい 条及び第二十五条において「代理人等」という。)がその営み、又は従事する特定金属くず買受業に の他の必要な措置をとるべきことを指示することができる めるときは、当該特定金属くず買受業を営む者に対し、本人確認の確実な実施を図るための措置そ て、当該特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するため必要があると認

官

第十二条 公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者若しくはその代理人等がその営み、若しくは 内で期間を定めて、当該特定金属くず買受業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 る指示に違反したと認めるときは、当該特定金属くず買受業を営む者に対し、六月を超えない範囲 を防止するため特に必要があると認めるとき、又は特定金属くず買受業を営む者が前条の規定によ 定に違反したと認める場合において当該特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分 従事する特定金属くず買受業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規

第十三条 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定金属くず買受業を営む者 者に質問させることができる。 属くずの保管場所に立ち入り、 に対し、その営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、営業所若しくは特定金 特定金属くず、 帳簿、書類その他の物件を検査させ、 若しくは関係

(報告徴収及び立入検査)

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しな

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(盗難特定金属製物品に関する情報の提供)

第十四条 公安委員会は、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分の防止に資する ければならない。 規定する電子メールをいう。)の送信、印刷物の配布その他の適切な方法により提供するよう努めな ため、第三条第一項の規定による届出をした者に対し、盗難特定金属製物品に関する情報を電子メー (特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に

第三章 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止

第十五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、 てはならない。 指定金属切断工具を隠して携帯し

第四章 特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知

第十六条 警視総監又は道府県警察本部長、 きい者に周知するよう努めなければならない。 な方法により、太陽光発電設備を設置する者その他の特定金属製物品につき盗難に遭うおそれが大 止に資する情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信の利用、 方面本部長及び警察署長は、 印刷物の配布その他の適切 特定金属製物品の盗難の防

(方面公安委員会への権限の委任

第十七条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、 方面公安委員会に委任することができる。

第十八条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合にお **囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。** ては、それぞれ政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範 (国家公安委員会規則への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し 必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(条例との関係)

第二十条 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、 に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。 金属くずの買受け

第二十一条 第十二条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘 禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 第十五条の規定に違反した者は、 一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑

第三条第一項の規定による届出をしないで特定金属くず買受業を営んだとき

二 第六条の規定に違反したとき。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰 金に処する。

載のあるものを提出したとき。 第三条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出をし、 又は同項の添付書類であって虚偽の記

50 あって虚偽の記載のあるものを提出したとき 第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、 第三条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の添付書類で

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十 同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 くは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは 、若し

条の罰金刑を科する。 条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 各本

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 附則第三条の規定 公布の日

規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 第一章、第三章、第四章、第十八条、第十九条及び第二十二条並びに附則第五条及び第六条の

第二条 この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起 算して三月を経過する日までの間は、引き続き当該特定金属くず買受業を営むことができる。

法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とする。 うとする者は」とあるのは、「この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この (政令への委任) 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「特定金属くず買受業を営も

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を 含む。)は、政令で定める。

官

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第二章の規定の実施状況を勘案し、必要があ ると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

金曜日

第五条 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。 防止等に関する法律第二十二条の罪に」に改める。 条の二の四第一項第八号中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の の防止等に関する法律(令和七年法律第七十五号)第二十二条の罪に」に改める。 第二十四条第四号の二、第二十四条の三第三号、第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一 第五条第一項第九号の二中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分

律の一部を改正する法律の一部改正) (出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

第六条 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関す る法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪に」に改め を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に二号を加える改正規定中「罪又は」を「罪、」 第一条のうち出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、 第九号

内閣総理大臣 法務大臣 鈴木 石破 馨 祐 茂

> 政 令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する

御 名 御 璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣

石破

茂

政令第二百十六号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

条第三項及び第四項並びに国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第三十一条第二項の規定に基 づき、この政令を制定する。 内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第四項及び第五項並びに第二十一

第四条中第三十一号を第三十二号とし、第八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。 第七号の次

第十二条第七号中「こと」の下に「(総合政策局の所掌に属するものを除く。)」を加える。 第十九条第一項中「、不動産・建設経済局」 自家用有償旅客運送及び業として行う自家用自動車の有償貸渡しに関すること を削る。

に次の一号を加える。

第四十五条を次のように改める。

(モビリティサービス推進課の所掌事務)

第四十五条 モビリティサービス推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスそ 務のうち、モビリティサービス(情報通信技術その他の先端的な技術を活用して複数の交通機関 の他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスをいう。) の実施の推進 運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する事

一 自家用有償旅客運送及び業として行う自家用自動車の有償貸渡しに関すること。

に関すること。

まで」に改める。 第五十一条第一号中「第四条第二十五号から第二十九号まで」を「第四条第二十六号から第三十号

第七十条中「及び参事官一人」を削り、「地価調査課」を「土地経済課」に改める

第七十四条第二号中「地価調査課」を「土地経済課」に改める。

第七十五条(見出しを含む。)中「地価調査課」を「土地経済課」に改め、同条中第四号を第五号と 第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 土地に関する総合的かつ基本的な政策(適正な土地の利用及び管理を促進するための土地の取

第七十六条中「及び参事官」を削る。

引の円滑化に係るものに限る。)の企画及び立案並びに推進に関すること

第七十七条第二号中「地価調査課」を「土地経済課」に改める 第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

第百三十八条第二号中「こと(」の下に「総合政策局及び」を加える

九号中「海洋汚染等」を「船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等」 第百四十五条第七号中「こと」の下に「(検査測度課の所掌に属するものを除く。)」 に改める。 を加え、同条第

(号外第 137 号)

第二百二十二条第一項中「二人」を「一人」に改める。 第百四十九条第二号中「海洋・環境政策課」の下に「及び検査測度課」を加える。 二百八条第五項中「中部地方整備局」を 「東北地方整備局、 中部地方整備局」に改める。

附則第五条の三第二項を削る。 附則第一条の二中 「附則第五条の四」を 「附則第五条の五」 に改める

附則中第五条の四を第五条の五とし、 第五条の三の次に次の一条を加える

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

第五条の四 する。 第二十一条第一項の参事官のうち一人は、 令和十三年三月三十一日まで置かれるものと

附則第二十五条の三及び第二十六条の二を削る。

施行期日

附

則

- める日から施行する この政令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
- 附則第三項の規定 公布の日
- 関する法律(平成三十年法律第六十一号)の施行の日 一項、第二十五条の三及び第二十六条の二を削る改正規定 第百四十五条第七号及び第九号並びに第百四十九条第二号の改正規定並びに附則第五条の三第 船舶の再資源化解体の適正な実施に

(地価公示法施行令の一部改正)

2 地価公示法施行令(昭和四十四年政令第百八十号)の一部を次のように改正する。 第二条第六項中「地価調査課」を「土地経済課」に改める。

、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令の一部改正)

3 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令(平成三十一年政令第十一号) ように改正する。 の 一部を次

規定を削る 附則第九条中国土交通省組織令第百四十三条第七号及び第九号並びに第百四十七条第二号の改正

国土交通大臣 中野

内閣総理大臣 石破 茂

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百十七号

環境省組織令の一部を改正する政令

を制定する。 内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第五項の規定に基づき、 この政令

環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。 第四条第十号中「第四十四条第一号」を「第四十五条第三号」に改める。

> 第十一号」に、「第四十三条第三号」を 三号において」を「以下」に改める。 第七条第一号中「第四十三条第四号及び第四十五条第六号」を「第四十四条第四号及び第四十五条 「第四十四条第三号」に、「次号並びに第四十二条第二号及び第

第二十三条第二号中「。以下同じ」 一を削る。

第四十一条中 廃棄物規制課」「廃棄物適正処理推進課 を 廃棄物適正処理推進課」「資源循環課 に改める。

第六号とする。 第四十二条中第四号を削り、 第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、 第八号を

第四十四条を削る。

第四十三条第一号中「廃棄物規制課」を 「次条第十一号」に改め、 同条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の一条を加える。 「資源循環課」に改め、同条第四号中「第四十五条第六号」

(資源循環課の所掌事務)

第四十三条

資源循環課は、

次に掲げる事務をつかさどる。

施行に係るものに限る。)。 及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の に掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関することを除く。)、廃棄物の広域的処理に係るもの 蔵・環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)第七条第一項第一号から第四号まで 境再生保全機構の行う業務に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(廃棄物の再生に係るもの(独立行政法人環

和六年法律第四十一号)第二条第二項に規定する再資源化事業等の高度化をいう。)の推進に関す 再資源化事業等の高度化(資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令

環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 前三号に掲げるもののほか、資源の循環利用等を目的とする事務及び事業に関すること 廃棄物適正処理推進課及び参事官の所掌に属するものを除く。)。 (総務

第四十五条中第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。 第十五条の二の四において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理に係ること 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務 (廃棄物処理法第八条の五第三項 (廃棄物処理法

源循環課」に改め、 第四十五条中第六号を第十一号とし、同条第五号中「並びに総務課及び廃棄物規制課」を 、同号を同条第七号とし、 同号の次に次の三号を加える 「及び資

に限る。)に関すること。

有する廃棄物の適正な処理に関すること(資源循環課の所掌に属するものを除く。)。 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を

処分及び再生の規制に関すること。 有害使用済機器(廃棄物処理法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。)の保管、

制等に関すること。 号)第二条第一項に規定する再資源化解体をいう。)の適正な実施に関する基準等の策定及び規 船舶の再資源化解体(船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十 制定する。

第七条第二項の表長官官房の項中

この政令は、

令和七年七月一日から施行する。

原子力規制委員会組織令(平成二十四年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。

「八人」を「九人」に改める。

する国家行政組織法

内閣は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用

(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

第四十五条中第四号を第六号とし、第三号を削り、第二号の次に次の三号を加える。 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

四 な処理に関すること(総務課、 産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。)の排出の抑制及び適正 資源循環課及び廃棄物適正処理推進課の所掌に属するものを除

Ŧi. 廃棄物の処理に関する基準に関すること(資源循環課の所掌に属するものを除く。)。

則

(施行期日)

(船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令の一部改正 この政令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日から施行する。

2 のように改正する。 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令(平成三十一年政令第十一号)の一部を次

附則第十条のうち環境省組織令第四十三条の改正規定中「第四十三条」を「第四十四条」に改め

国 土交通大臣 中野 洋昌

内閣総理大臣 環境大臣 石破 茂

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月二十日

官

政令第二百十八号

茂

内閣総理大臣 石破

令和七年六月二十日

御

名

御

璽

政令第二百二十号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第十二条第三項 (同法第二十五条第三項におい

て準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

第二条中「八千二百円」を「八千四百五十円」に改める。

更生保護法施行令(平成二十年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する

内閣総理大臣

環境大臣

石破 茂

1 この政令は、 令和七年七月一日から施行する

(経過措置)

検察審査員等の旅費、

日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御

名

令和七年六月二十日

2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、 なお従前の例による。

法務大臣

内閣総理大臣 石破 茂

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百十九号

内閣は、検察審査会法 検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令 (昭和二十三年法律第百四十七号)第二十九条及び第三十九条の規定に基づ

検察審査員等の旅費、 日当及び宿泊料を定める政令 (昭和二十四年政令第三十一号)の一部を次の

き、この政令を制定する。

ように改正する。

第三条第一項中 「八千二百円」

を

「八千四百五十円」に改める。

則

(施行期日)

この政令は、 令和七年七月一日から施行する。

(経過措置)

2

この政令の施行前の日に係る日当の額については、 なお従前の例による。

更生保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣

法務大臣

石破 馨祐 茂

内閣総理大臣 石破 茂

御

名

御

璽

道 路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御

璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破

茂

考の二の10中「整備不良(尾灯等)」を「自動車等整備不良

動車等整備不良

を

「又は第三項の規定」

に改め、

同表の備考の二の51中「整備不良(制動装置等)」を「自

別表第二の備考の二の31中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方安全通過義務違反」

(制動装置等)」に、「行為 (」を「行為 (法第百十九条第二項第二号の罪に当たるもの

同表の備考の二の10中「原付牽引違反」を「原付等牽引違反」に改め、

(尾灯等)」に、「行為 (」を「行為 (法第百

同表の備

であつて、」に改め、

政令第二百二十一号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

づき、この政令を制定する。 内閣は、道路交通法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十四号)附則第一項本文の規定に基

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、 令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和七年六月二十日

石破

茂

内閣総理大臣

政令第二百二十二号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

文及び第四号、第百二条の二、第百二条の三、第百四条の二の四第二項並びに第百二十五条第一項及 び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第九十条第一項ただし書、第百条の二第一 項本

の

の罪に当たる」 第四十一条の三第二項第十五号中「法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第 道路交通法施行令 を「別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当する」に改める。 (昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。 一項第四号

に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合」を「法第百十七条の四第一項第二号の 備不良 罪に当たるもの」 「原付等牽引違反、自動車等整備不良(尾灯等)」に改め、別表第二の備考の二の16中「同号の規定 表第二の一の表中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方安全通過義務違反」に、「整 (制動装置等)」を「自動車等整備不良 に改め、 同表の備考の二の23を次のように改める (制動装置等)」に、「原付牽引違反、整備不良(尾灯等)」

十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。)をいう。 「携帯電話使用等 (保持)」とは、 法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為 (法第百

53

28 と し、 帯違反、 付等」 帯違反」に、「牽引違反」を「牽引違反、軽車両整備不良、自転車制動装置不良」に、「原付車」を「原 の十七の項中「歩行者側方安全間隔不保持等」を「歩行者等側方安全通過義務違反」に、「整備不良(尾 同表の二十の項中 に改め、「運行記録計不備」の下に「、自転車道通行義務違反」を加え、「原付車」を 左折等方法違反」の下に「、軽車両乗車積載制限違反」を加え、「原付牽引違反」を「原付等牽引違反」 灯等)」を「自動車等整備不良(尾灯等)」に、「原付車」を「原付等」に改め、 備不良(制動装置等)」を「自動車等整備不良(制動装置等)」に、「原付車」を「原付等」に改め、同表 十九条第二項第二号の罪に当たるものに限り、」に改める。 別表第六の一の項から十五の項までの規定中 に改め、同表の十九の項中「路側帯進行方法違反」の下に「、並進禁止違反」を、「環状交差点 その次に次のように加える。 路線バス等優先通行帯違反」を「被側方通過車義務違反、通行帯違反、路線バス等優先通行 「原付車」を「原付等」に改め、 「原付車」を「原付等」に改め、同表の十六の項中「整 同表の備考の二中25を31とし、 同表の十八の項中「通行 24を30とし、 「原付等」に改め、 23 を

別表第六の備考の二中22を26とし、その次に次のように加える 「自転車道通行義務違反」とは、法第六十三条の三の規定の違反となるような行為をいう。

に違反する行為をいう。 「軽車両乗車積載制限違反」とは、 法第五十七条第二項の規定に基づく公安委員会の定め

別表第六の備考の二中21を24とし、その次に次のように加える。

「並進禁止違反」とは、法第十九条の規定の違反となるような行為をいう。

別表第六の備考の二の20中「の規定」を「又は第六十三条の四第二項の規定」に改め、 一中20を23とし、19を22とし、18を21とし、17の次に次のように加える。 同表の備考

「被側方通過車義務違反」とは、法第十八条第四項の規定の違反となるような行為をいう。

19 号の罪に当たるものに限る。)をいう。 「軽車両整備不良」とは、 法第六十二条の規定に違反する行為 (法第百二十条第一項第七

「自転車制動装置不良」とは、法第六十三条の九第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第六の備考の三の4中「原付車」を「原付等」 に、「及び原動機付自転車」を「、原動機付自転

20

車及び軽車両 (重被牽引車を除く。)」に改める。

四月一日)から施行する この政令は、 道路交通法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十四号) の施行の日 (令和八年

内閣総理大臣 石破 茂

54 部 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の 御 の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。 名 令和七年六月二十日 御 璽 内閣総理大臣

政令第二百二十三号 律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法

律第六十六号)第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。 第百四十三号)第十一条第四項、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年 号)第十三条第五項、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律 対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律(平成二十五年法 金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第七十一条及び死刑再審無罪者に 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 の法律(令和七年法律第七十四号)の一部の施行に伴い、並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

第一条 を取得した日から当該請求」に、「以前に」を「までの間において」に、「であつた」を「となつた」 第三条の十三の二第一項の表第五項ただし書の項中「当該請求」を「当該老齢厚生年金の受給権 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)の一部を次のように改正する。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令

第五十四号)の一部を次のように改正する (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 第四十四条の二第三項中「同条第四号」を「同条第三号」に改める。

第三条 次に掲げる政令の規定中 | とする」を 支援に関する法律施行令等の一部改正) 「と、同項第二号中「六十五歳に達した日」とあるの

の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第十条第六項 「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日」とする」に改める。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

一 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第四百七

る法律施行令(平成二十五年政令第二百八十号)第三条第六項 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関す

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正)

第四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百 四十七号)の一部を次のように改正する

第二十一条第二項の表中「及び第四号」を削る

石破

茂

の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正) (公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

第五条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する 法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正

第五条中「(第十二条において「改正後国民年金法」という。)」を削る。

のは」に改める。 中 「国民年金法第三十七条 (第三号に限る。)の規定の適用に係る部分を除き、同項第四号」とある 三号に限る。)の規定の適用に係る部分を除き、同項第三号」とあるのは「第三号」と、同表四の項 る部分を除き、同項第二号」とあるのは「第二号」と、同表三の項中「国民年金法第三十七条(第 とあるのは「又は」と、同表二の項中「国民年金法第三十七条(第三号に限る。)の規定の適用に係 を「同項の表一の項中「(同法第三十七条(第三号に限る。)の規定の適用に係る部分を除く。)又は」 定実施特例政令」を「おける協定実施特例政令」に、「同項の表中「第三号及び第四号」とあるのは、」 という。)」を「協定実施特例政令」に、「改正後国民年金法」を「国民年金法」に、「おける改正後協 よる改正後の協定実施特例政令(以下この項及び次条第三項において「改正後協定実施特例政令」 正後国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「平成二十九年整備政令第十条の規定に 第十二条第一項第一号中「及び第三項」の下に「並びに次条第三項」を加え、同条第二項中 第九条中「第十二条」を「第十二条第 一項第一号及び第十三条第三項」に改める

給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給するものに限る。)」を削る。 政令」という。)」に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「(老齢厚生年金の受 備政令第十条の規定による改正後の協定実施特例政令(以下この項において「改正後協定実施特例 を「厚生年金保険法」に改め、同条第三項中「、改正後協定実施特例政令」を「、平成二十九年整 化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(次項において「改正後厚生年金保険法」という。)」 第十三条第一項第一号中「第十条第一項」を「第二十七条」に改め、同条第二項中「年金機能強

この政令は、 公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

法務大臣 鈴木 馨祐

厚生労働大臣 福岡 資麿

府

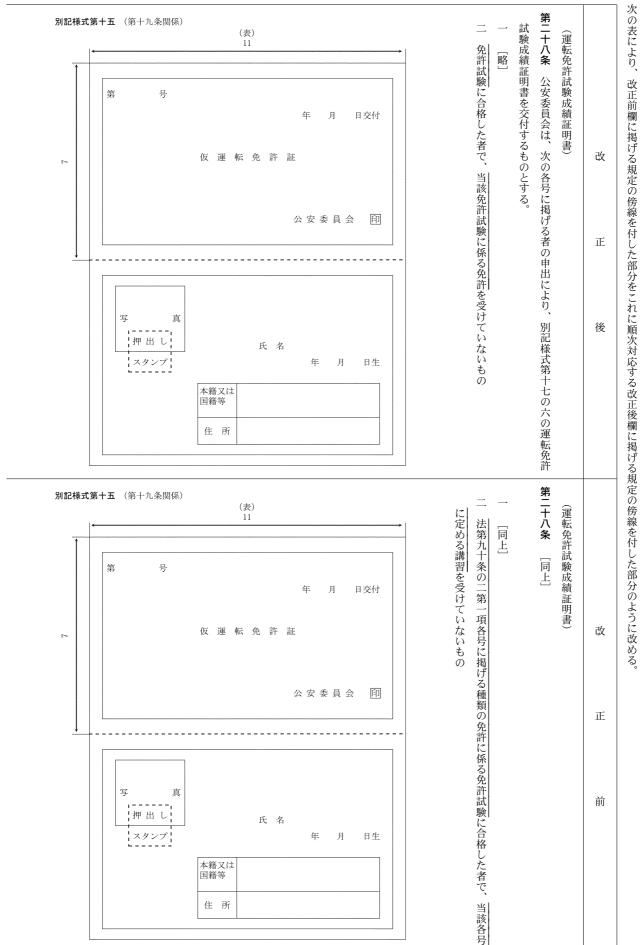
令

〇内閣府令第五十七号

令和七年六月二十日

規定に基づき、 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十三条第三項、 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める 第百十四条の六及び第百十四条の七並びに道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第四十六条第二項及び第四十七条第四項の

内閣総理大臣 石破 茂 令和7年6月20日 金曜日



道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

					交	通	反	則	告	知	書		(番	号)					
告	60 日時		令和				年				月			日午	前後	時		分	
	う の所属 及び氏																		(
)	生年月日									年	J.		日生	歳)	職業			(8)	ij.
則者	本 籍																	日時	т
	住 所																		1
	免許証・		第														号	月	
	免許情報 記 録	令	和	年	:	月		В							公	安委員会	交付等		-
	保護者	住所	-										-	電				日午	
	又 は勤務先	氏名								(歳	職業			続柄		前後	
	(2)																		
	反則車両	H																時	
		登	録(車	両) [昏号											号			
	(3) 反則日時	令	和			年				月			Н	午後	Ï	時	分	頃	
少	(4)																		
・女	反則陽所																		
(5)																			
反																			
則																			
事																			
則事項・																			
則事項																			
則事項・罰																			
則事項・罰																			
則事項・罰																			
則事項・罰																			
則事項・罰																			
則事項・罰			dr.	1000年	功師鄉		nën a	nt.				[i] H	4.行为	の繊維		(7\s	7 Ⅲ 소 10	11 学 教育	
則事項・罰条 (6)	大	型耳		両等(頁 車 安全司		りもの	3000	輪車		反貝	行為	の種類		(7) ₅	支則金村	目当額	

令和7年6月20日 金曜日

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

				交	通	反.	則(告 知	書	(=	番号)					
	30 日時		令和			年			月		B 4	于前 後	時		分	
	の所属															Œ
)	生年月日							年	月	日 4	主(歳	職業			(8) 出	頭
反則者 无 名	本 籍														日時	1
	住 所															1
	免許証・	3	將											号	月	1
	免許情報 記 録	令目	RO	年	月	-	В				v	2	安委員会	交付等		1
	保護者 又 は	住所									Я	ì			日午	
	勤務先	氏名									戦		続柄		前後	-
	(2)															de la constante de la constant
	反則車両	28.40	A Celor	両)番号									号		時	
	(3)	302.30	K (Hr.)	M) 188 17								white				
	反則日時	令和	ŘII		年			月			日午	後	時	分	質	
少	(4) 反則陽所															
(5)	(343(1882))															
(3)																
反則																
則事																
則																
則事項 ・罰																
則 事 項																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰																
則事項 ・罰			北京	可等の種	類(〇	印の	t.o)		;	反則行	為の種	類	(7)反	則金相	当物	
則事項・罰条 (6)		型車		可等の種音	類(〇	節の	<u>සි</u> න)	二輪車		反則行	為の種	類	(7)反	則金相	目当額	
則事項・罰条 (6)	為の種別	型車		普			<i>₺の</i>)	二輪車		反則行。	為の種	類	(7)反	則金相	目当額	

備 考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(裏)

年	月	目
	年	年 月

注 意 事 項

- 1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。
- 2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。
- 3 運転は、法令の定める資格を有する者を運転者席の横の座席に同乗させ、 その指導の下に行うこと。
- 4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。

備考 1 用紙は、洋紙とする。

- 2 備考欄には、法第93条第2項の規定による事項、本籍、国籍等又は住所の 変更その他必要な事項を記載する。 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏)

有 効 期 限	年	月	Ħ
仮免許の種類			
免許の条件			
#			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

注 意 事 項

- 1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。
- 2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。
- 3 運転は、法令の定める資格を有する者を同乗させ、その指導の下に行う
- 4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。
- 1 用紙は、洋紙とする。
 - 2 備考欄には、法第93条第2項の規定による事項、本籍、国籍等又は住所の 変更その他必要な事項を記載する。 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考
表中の
\Box
の記載は注記である。

记禄式第	二十六(第1	9+	条関係	(A)																		
					交	诵	反	即	ìĤ	n f	ţ	書	(4	告	知	書	番	号)				
告知	年月日	Е	令和				年					月	,			В		Ť					
	の所属及び日																						
(1)	生年月日	1								4	F	月		B !	ŧ(前	(i) 雅 第					(8) #	fit
反則者 氏 名	本新	ř																				方	場
	住形	f																				法	所
	免許証 · 免許情報	a -	第																		号	别	别
	記差	k (*	合和 主		年		月		H								- 12	安	委員:	会交	付等	納	添納
	優 護 着	Î L	听													稚						付書	付書
	勤務差		无 名								(ĥ)	鑿				統			によ	記載
	(2) 反則車甲	Fi																				ること	0 5
	DOSPINATE OF		登録 (1	瓦両)者	番号															Ą	-	٤	おり。
	(3) 反則日8	峥	令和			年					J	FI .			-	9 午前	íj É		诗	5	·頃		Ů
少	(4)																						
男・女	反映場	折																					
(5)		-															-					-	Bousseon
反 則 事																							
項																							
罰条																							
				(両等)			角の	もの	_			I	В	刺	行為	の種	類		(7)	D	則	金	Ħ
(6) 1911(157)	為の種別	大型	車		普	通車				¥	車							DOMESTIC OF					PI
283(3) 19		原作	等		重	披牽!												100000000					1 3
(9)		_										1	_					and the same					
	べき金額											F	4										
	期限	令	和						年							月							Н
	年月日	令	和						年							月							Ħ
	己(2)(の理	由日	こよ	ŋ j	道路	交	通言	去芽	12	7条	第 1 第2項第	項 の 郷	規	定に	基	づき	(9)	Ø
金額	の納付	をす	重告	しま	す。											§ %							
																			監		印		
																(万	由习	14 4	3 長)	,			
備考 用紅	氏の大きさに	t. (終25セン	チメー	トル、	横12	センチ	- , -	トル .	とする	5.		-	_						-			

ale on the table of the	of ote 1 - Bit 3 - ye and men	
交通反則通告制	用度に関する説明	
DANTII -> MIDAL	易所、方法及び公示通告の	· **** //I
州領部場所		
出項場所		
出頭場所		
出興場所		
出迎取場所		
出頭場所		

別記様式第二十六 (第四十一条関係)

		_		交:			囲	告		(告	知	書者	笛 号	;)				
告知者		属、	令和			年			月			В			_			_
階級等	生年月							年	月	В	生(歳)	職業				(8)	
1) 文則者		106											楽				方	付ま
元 名		ilfr															法	
	免許証		第													号	80	5
	免許情 記	録一句		年	月		H						公3	安員	会す	ど付等	添納	74. 45
	傒 護	住所									1	電		1			付書	1
	勤務	先 名						-		歲	1			統			によ	1
	(2) 反則車	ent l															ること	ľ
	2,50,44		録(車声	j)番号											-5	}	2	
	(3)	100 令	和		年				月			日午前		時	- 3	分頃	1	
少	(4)																1	
り・女	反則無	狮																
項劃																		
*																		
%				等の種類		のもの				反則	刊行 ※	もの種類	i.	(7) 5	泛 則	金:	額
%	か鶴川	大型1		等の種類		のもの		輪車		反則	则行為	るの種類	i .	(7) 5	三則	金	
条 (6)	今の種別	大型「原付」	ŧ.	普通	車					反則	列行為	もの種類	1	(7) 5	② 則	金:	
条 (6) 反則行?			ŧ.	普通	車かん				F		列行為	8の種類	Į.	(7) 5	艾則	金:	
条 (6) 反則行? (9) 納付す~ (00)	老金額		<u>#</u>	普通	車かん			- 輪車			刊行為	の種類		(7)) 5	ž Ņļ	金:	
条 (6) 反則行? (9) 納付了~ (9) 納付 付	·き金額 期 限	原付	#C #C	普通	車かん			- 144年			引行 ※			(7) 5	ž ĮŲ	金!	
条 (6) 反則的 (9) 納付 (10) 納付 (11) 通告名	**金額 期限 F月日	原付1 令 和	ir ir in	普通	9年 けん	į.	年年		F	q	27条	月月	順の J					

(裏)
交通反則通告制度に関する説明
仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所
出頭場所

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条

、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正)

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

官

改

正

後

別表第

改

正

前

同上

別表第一

略

支

局

出張所

位 置

管

轄 区 域

支

局

出張所

位 置

管 轄

区 域 鹿児島地方法務局

(鹿児島)

(鹿児島)

鹿児島県の内

(鹿児島)

(鹿児島)

鹿児島県の内

鹿児島市

日置市 鹿児島郡

鹿児島市 鹿児島県

鹿児島市

日置市

熊毛郡の内 鹿児島郡

屋久島町

鹿児島市 鹿児島県 鹿児島地方法務局

〇法務省令第三十八号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

3

づき、

令和七年六月二十日

•	ر	C

則

(施行期日)

(経過措置) この府令は、

2 1

道路交通法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十四号)の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

この府令の施行前に交付された仮運転免許証の様式については、

省

この府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



令

改正後の道路交通法施行規則別記様式第十五の様式にかかわらず、なお従前の例による。

法務大臣 鈴木 (昭和三十八年法律第百二十五号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基

令和七年六月二十日

略 種子島 | 鹿児島県 西之表市 鹿児島県の内 西之表市 熊毛郡の内 中種子町 南種子町 同上 屋久島 種子島 西之表市 鹿児島県 屋久島町 熊毛郡 鹿児島県

鹿児島県の内

南種子町 中種子町

屋久島町

鹿児島県の内

熊毛郡の内

(登記事務委任規則の一部改正)

第二条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の[]の記載は注記である。	2 [略]	せる。	法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。)は、鹿児島地方法務局で取り扱わ	張所、出水出張所、曽於出張所及び南さつま出張所の管轄に属する商業登記の事務(商業登記	第三十三条 鹿児島地方法務局川内支局、鹿屋支局、奄美支局、霧島支局、知覧支局、種子島出 :	改正後
	2 [同上]	務局で取り扱わせる。	事務(商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。)は、鹿児島地方法	張所、屋久島出張所、出水出張所、曽於出張所及び南さつま出張所の管轄に属する商業登記の	第三十三条 鹿児島地方法務局川内支局、鹿屋支局、奄美支局、霧島支局、知覧支局、種子島出	改正前

則

附

この省令は、令和七年七月二十二日から施行する。

統計法(平成十九年法律第五十三号)第五十六条の二の規定に基づき、賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 福岡 資麿

この省令は、公布の日から施行する。 附 則

別記様式を次のように改める。賃金構造基本統計調査規則(昭和三十九年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令 法人番号 事業所の 名称及び 所在地 産業分類番号 **(35)** 賃金権 生労働省

;]	0	0	0	0	0	0	0	c	6				nta her		100
\dashv	09	08 1	07 1	06 1	05 1	04	03 1	02	01	男		dn	財産一	ε	2. 3
_	2	1 2	22	2	1 2	2	1 2	2	12	女			ਜ	2)	労働者に
er.		–	H	–		–				規則の 月 度め	正社員·正職員		799		労働者に係る事項
	10	2	10	10	22	10	2	10	ю	期間の 定め 着	EWA	常用分	副		Œ.
	အ	3	ω	3	3	ω	3	3	ω	期間の	田 田 田 田 田]労働者	#	(3)	
	4	4	4	4	4	4.	4	4	4	規間の定め	正社員·正職員 以外		宏额		
	σı	5	σı	σı	51	σı	5	σı	σı	臨時 労働者		羅刀	Stort		
	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	後二國學面	Γ	「15日 (7), (誤 無额	a	
1	ш.	-	н	н	н	н	1	н	н	作出		「5臨時労働者」については、(2), (3), (7), (10), (12)~(16)のみ記入してくだ さい。			
	ю	12	10	10	13	10	12	10	10	框校		2)~(5			
	ω	ω	ω	ω	ω	ω	ω	ω	ω	專門学校		1909	铷		
	4.	4.	4.	4	4	4.	4	4.	4.	高等·知大		知,	最終学歴	5	
	OI	O1	O1	O1	OI OI	OI	51	OI OI	OΊ	大学		(C), (a)	in si		
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	大学院	L	74,50			
	9	9	9	9	9	9	9	9	9	不 思	50	>智益3万	سد وا		
	-	1	-	-	1	-	1	-	-	新贝学介并	さんだが	原理、本年3月に存業等した者に 数当する場合のなだり、	雅华 存 括	6)	
				趣						狠	1年末第 は初り報		年 響	(7)	
				年						年	1年未進の延載 はあり帯でてくだった。	はのと行入してくださ	专 概数	8	
	-			p.						jii		様10人以 上の事業所 のみ能入し てください。	役審 報号 職品	(9)	
											(8	で 「 湖 」			
												1年末端の構 数は切り待て	職に		F
	1	1	1	1	1	-	1	-	1	1年未満	地面の本語人でよりではいい。 で、他企業での搭載も自 みます。	# 1	7	(10)	
	10	22	10	10	22	10	10	10	10	年4~1	が続け	新 類 (_ B#		
	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	5 10 5 5 9 14 年 年	の影響の	類年数	= 10		
	σı	5	σı	OI	51	O1	5	51	σı	12年以上	$\overline{}$	**************************************			
				ш						Ш	記り出し		天 田 数 豊	(12)	
				専囲						時間	1の合料	30分以上 30分米調 てください	的 美語 医牙骨 医皮肤 医白色 人名	13	
				時間						排	見聞の合計について (してください。)	30分以上は切り上げ、 30分未満は切り捨て てください。	超東時労問	(14	ľ
1				百万						間百万			日本教 (4年)	1	
1	O NOT HER HER HER SERVICE	for min see will not our new son ou	THE REP HE PER CO. TO THE CO. I		NA THE THE SEC AND AND AND AND AND	On the 20 to the Wa to the S	6 tile 100 till 100 000 000 000 000	Sale Sale Sale Sale Sale Sale Sale Sale	Town man have been believed the belief to		期間で昇定されるものも含みます。	2個、通動手当、精皆動手当、 家族手当等を含みます。1か月を超え、3か月以内の	# 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15		ſ
1	i wa sa sa sa sa sa sa sa sa in	SEC THA BRE THE SEC SEC SEC SEC SE	NAME AND ADDRESS OF THE PARTY OF	#	00 Sen mil 162 mer 640 mer 165 me	OND AND THE THE THE THE THE THE	n roti wan matu man 500 sian wan 500	ON THE BIS ON THE SEC OF	MA EN US SE MUSEU SUSSES	+	10505	精皆動引 10.4 年上 10.4 日以日	大大権を持ちた。	_	L
4				Э						В		3 14	4 2 H	(15)	
	n 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	58 THE SEE YOU MAN EAST HER SEE YO		+	na tao wa tao na na na na na	See now som tom hom man som sole only	a neo ani neo ma mo no ani ne	NO THE WAY BEEN THE NOV THE NA	See the Sec Est (Sec Sec Sec Sec.)	+	深夜手当、 休日手当、 宿日直手当等	神経 神	(16		
				В						B		か動産			
				百万						百万	5014	賞与、期末手当等の年間 の支給額であり、毎月支給 されるものは各みません。 のも、日本起る・宣信をある。	期末:		
1	n was dank come und more until more date.	or can see one but are six the on	THE THE WEST CONTROL THE		en der mit der det ein sich ein de	*** No. 10 tot 10 10 10 10 10	A SHA WAS THE THE SAN HAS NO	on his the talk and the talk and the	NO 140 NO 400 NO 404 NO 104 I		ものは含みます。	期末手を合ける	年当等	(17)	
1	N WAR COM THEN YOU GO, WAR COM THE	See who are now one that had no	NO TO THE THE REST OF	+	00 000 000 000 XIII 100 001 001 XI	VINCE STATE	a 100 Talls 100 100 100 100 100 100		VEST NOT THE THE THE THE T	+	, y	当年の年1 り、毎月支 みません	昨年1年間の賞与、 期末手当等特別給与額	7)	
				3						Э					
											大畑です。	者について 的人してくだ が、日本人 及び特別水	留 強	(18)	
											COMP		1	論	
											Ĺ	神を	## J	·	

海 垣 基 		32-	6月30日東北が大は9月1日から月30日までの新聞の東方につか、記入していてられ。 「離在東の記入に当たっては、「離本東方人の薬師・女士とも移々したっていています。 「離在東の記入事項では新国区分のあるものは、禁当する毎号を1つだけ○で囲かでくだ。 労働者数 抽田學 《幸全子》 5000人 1 2の間をは	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の発問の状況 領」をよくお 後当する番号	だいでんだ 勝ばへ だい 物に しだい	2 '.	へへだめて。 題人なください。 10回番は、紫戸街に基づく基準委託を作成するために作
	###	男	常用労働者	台集全体の	以上	-	う関係です。	2. 子子是是一个一个一个一个
	事業所の 常用労働者数 正社員・正職i	城 :大學	SCHOOL SECTION	数压力割布	1000~	2	(1) 国内の対象の分類性の機能があり、4	、20世間の20美で今の7年米2000とよりは8世間で開い、 横柏の機能があり、集柏の柏石や網線装布につつてはEERがあります。
1	新田労働者とは、 大正社員・圧職 ・期間を定めずに コッキャナ	要で		貴事業所が	500∼	ω	11の整合の実施に当た 資料の第三のお願い。 あります。	この題者の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の指土のお願いや超保者の方々への資配を行うことが、あります。
(内線 番)	強が45くとうの労働者	۶		画字の出来	300~	۱-	※この欄は最後に	※この欄は最後にご記入ください
名称又は事業の内容	T448. TM			件, 支件,	499人	4		正社員・
	・1か月以上の 元右間・圧電 期間を定めて 以外 原われている	12 大学		田川端、神川湖、神川湖、神川湖、神川湖、神川湖、神川湖、神川湖、神川湖、神川湖、神川湖	100~ 299人	5	記入労働者数	
	採用労働者の カ「圧杵皿・ 頭回 ご糸の	う正者できる。		総数やこと	30~ 99人	6	※下の数部分 (2.労働者に係) る事項)に記入し	の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・
	事業所の臨時労働者数	Ser.	福野労働者		10∼ 29人	7	た人数 (2枚目以 降を含みます)を 昭 X 1 アクガメ	(男女計)
	常用労働者に該当しない労働者 日々又は1か月未満の期間を定めて 雇われている労働者	* d			5~ 9≻	8	67	臨時労働者

〇農林水産省令第二十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十日

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)の一部を次のように改正する。

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に

官 令和7年6月20日 金曜日 これを削る 別表第四 かつお・まぐろ漁業 略) 大臣許可漁業 (第二十三条関係) 改 五 十四四 十八 八~十三 七 六 五 四 十六・十七 (削る。) (削る。) <u>\$</u> いとまきえい科の採捕は、 りによるものに限る。)によるかつおの採捕は、農林水産大 るいとまきえい科の採捕は、 略 臣が定めた期間内においては、禁止する。 んべえざめの採捕は、禁止する。 いとまきえい科の採捕は、禁止する。 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業(釣 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によ (略) 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるじ インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業による 略) <u>二</u> 十 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による 略 略) 略) 正 (略) 制限又は禁止 禁止する。 禁止する。 後 別表第四 かつお・まぐろ漁業 略 (第二十三条関係) 大臣許可漁業 改 十 十 五 四 十八~二十 五 八~十三 十六・十七 (新設) (新設) (新設) (新設) るいとまきえい科の採捕は、禁止する 臣が定める期間内においては、 りによるものに限る。)によるかつおの採捕は、 略 いとまきえい科の採捕は、 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によ 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業(釣 略) インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業による 略) 略) 正 略 制限又は禁止 禁止する。 禁止する。 前 農林水産大

農林水産大臣 小泉進次郎

略

一十四~二十八

略)

重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁

獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

る。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲 る体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止す 大西洋の海域」という。) におけるかつお・まぐろ漁業によ の大西洋条約海域(次号から第二十六号までにおいて「西 至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西 十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に 赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三 西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度

令和七年六月二十日

二十三

経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直

北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西

北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度

二十一・二十二

(略

略) 二 十 五 二十三・二十四 略 一十六~三十 の大西洋条約海域(次号から第二十八号までにおいて「西 至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西 西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から の点に至る直線、 経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直 獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない 重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁 る。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲 る体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止す 大西洋の海域」という。) におけるかつお・まぐろ漁業によ 赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三 十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に 北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西 (略 北緯五度西経三十五度の点から北緯五度

附 則

官

この省令は、 令和七年七月一日から施行する。

規	
則	

〇原子力規制委員会規則第六号

するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。 びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織令(平成二十四年政令第二百三十号)を実施 行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第六項及び第二十一条第五項の規定に基づき、並 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用する国家

原子力規制委員会委員長 山中

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則(平成二十四年原子力規制委員会規則第一号)の一部を次のように改正

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後 正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応 にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同 のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄

> 改 正 後 改 正 前

(長官官房に置く課等)

第二条 ものとする。)、安全技術管理官四人及び安 全規制管理官二人を置く 三人(うち一人は、検察官をもって充てる (長官官房に置く課等) 長官官房に、次の五課並びに参事官

総務課 人事課

総務課

人事課

技術基盤課

放射線防護企画課

監視情報課

(放射線防護企画課の所掌事務)

第六条放射線防護企画課は、 務をつかさどる。 次に掲げる事

一 { 四

略)

第二条 長官官房に、次の五課並びに参事官 ものとする。)、安全技術管理官四人及び安 全規制管理官二人を置く 二人(うち一人は、検察官をもって充てる

監視情 報課

放射線防護企画課 技術基盤課

(放射線防護企画課の所掌事務)

第六条 放射線防護企画課は、次に掲げる事 務をつかさどる。 一 { 四 略)

二| 三|

略)

(削る)

(削る)

「 ~ 七∥

防護企画課の所掌に属するものを除

確保のための規制に関すること(放射線 めの規制その他の原子力の平和的利用の

国際約束に基づく保障措置の実施のた

(削る)

五

(監視情報課の所掌事務)

第七条 監視情報課は、次に掲げる事務をつ かさどる。 ·二 (略)

射線の水準の監視及び測定に関するこ る事務を含む。)のうち放射性物質又は放 災害予防対策をいう。以下同じ。)に関す 第五項第一号ニにおいて同じ。)又は地方 規定する原子力事業者をいう。第十八条 公共団体が実施する原子力災害予防対策 放射線による障害の防止に関する事務 (原災法第二条第六号に規定する原子力 (原子力事業者(原災法第二条第三号に

略)

(参事官の職務)

第八条 参事官は、命を受けて、次に掲げる 事務を分掌し、又は長官官房の所掌事務(委 員会の所掌事務に関する訴訟に関するもの 及び立案並びに調整に参画する。 に限る。) に関する重要事項についての企画

するものを除く。)。 利厚生に関すること(人事課の所掌に属 委員会の職員の衛生、医療その他の福

る事務の総括に関すること。

委員会の所掌事務に関する訴訟に関す

(監視情報課の所掌事務)

第七条 監視情報課は、次に掲げる事務をつ かさどる。

-・二 (略)

射線の水準の監視及び測定に関するこ 規定する原子力事業者をいう。第十八条 る事務を含む。)のうち放射性物質又は放 災害予防対策をいう。以下同じ。)に関す 公共団体が実施する原子力災害予防対策 第六項第一号二において同じ。)又は地方 放射線による障害の防止に関する事務 (原災法第二条第六号に規定する原子力 (原子力事業者(原災法第二条第三号に

略)

(参事官の職務)

第八条 参事官は、命を受けて、次に掲げる 員会の所掌事務に関する訴訟に関するもの 事務を分掌し、又は長官官房の所掌事務(委 に限る。) に関する重要事項についての企画

前号に掲げる事務に関し必要な調査に

|三| | |四| 関すること。 委員会の職員の衛生、 (略)

六~九 (略) するものを除く。)。 利厚生に関すること(人事課の所掌に属 医療その他の福

5 |

の他の原子力の平和的利用の確保のため の規制に関すること。 に基づく保障措置の実施のための規制そ 第一号に掲げるもののほか、国際約束

十||九||

第十七条 放射線防護企画課に、

企画官二人

第十七条放射線防護企画課に、

保障措置室

(削る)

(削る)

(削る)

2 |

官及び上席放射線防災専門官) (放射線環境対策室並びに環境放射能対策

第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室 及び上席放射線防災専門官二十五人を置

2 5 4 (削る) 略

席核物質防護対策官、国際核セキュリティ 専門官及び安全管理調査官) 席技術研究調査官、核物質防護指導官、上 制特別国際交渉官、企画官、上席会計監査 (経理調査官、上席訟務調整官、原子力規 首席查察官、統括技術研究調查官、上

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上

席訟務調整官二人(検察官をもって充てる

ものとする。)、原子力規制特別国際交渉官

びに調整に関する事務を行う。 掌事務に関する特定事項の企画及び立案並 企画官は、命を受けて、監視情報課の所

全管理調査官) (経理調査官、上席訟務調整官、原子力規 上席核物質防護 上席技術研究調

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、 ものとする。)、原子力規制特別国際交渉官 席訟務調整官二人(検察官をもって充てる

委員会の所掌事務に関する訴訟に関す

(新設)

る事務の総括に関すること。

前号に掲げる事務に関し必要な調査

に関すること。

(新設)

(保障措置室並びに首席査察官及び企

2 | 和的利用の確保のための規制に関する事務 置の実施のための規制その他の原子力の平 及び企画官二人を置く 保障措置室は、国際約束に基づく保障措

をつかさどる。 保障措置室に、室長及び首席査察官一人

3 |

る事務を行う。 の所掌事務のうち査察に関する専門的事項 についての企画及び立案並びに調整に関す 首席査察官は、命を受けて、保障措置室

 $4\, \|$

放射線環境対策室並びに環境放射能対策 企画官及び上席放射線防災専門官)

第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室 官二十五人を置く。 並びに企画官一人及び上席放射線防災専門

查官、核物質防護指導官、 調査官、上席会計監査官、 対策官、国際核セキュリティ専門官及び安 制特別国際交渉官、企画官、統括技術研究

6

(略

7 |

(略)

る物質を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)第二条第六項の規定に基づき、

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定め

福岡

浅尾慶一郎 中野 洋昌 資麿

金曜日

企画官三人、上席会計監査官一人、

7 |

首席査察官は、命を受けて、参事官のつ

(新設)

2 5 5 として置かれるものとする。 規定する原子力検査官をいう。 際核セキュリティ専門官一人及び安全管理 導官二人、 首席查察官一人、統括技術研究調查官四人、 該上席核物質防護対策官は、原子力検査官 調査官一人を置く。この場合において、当 (原子炉等規制法第六十七条の二第一項に 席技術研究調査官十五人、核物質防護指 上席核物質防護対策官二人、 国

(削る)

制法第六十七条の二第 防護対策官は、原子力検査官(原子炉等規 ティ専門官一人及び安全管理調査官二人を 核物質防護対策官二人、国際核セキュリ 查官十五人、核物質防護指導官二人、上席 るものとする。 力検査官をいう。 置く。この場合において、当該上席核物質 上席会計監查官一人、上席技術研究調

6 || 2 統 5

のを助ける。 的事項についての調査及び研究に関するも 全技術管理官のつかさどる職務のうち専門 統括技術研究調査官は、命を受けて、 安

9 || のを助ける。

8

12

略

的事項についての調査及び研究に関するも 全技術管理官のつかさどる職務のうち専門

企画官三人、 以下同じ。)として置かれ 統括技術研究調査官四 一項に規定する原子

> るものに限る。)に関する専門的事項につい 査をいい、原子力の平和的利用の確保に係

ての企画及び立案並びに調整に関するもの

を助ける。

統括技術研究調査官は、命を受けて、

安

(新設)

する保障措置検査をいう。)及び立入検査 等規制法第六十一条の八の二第二項に規定 かさどる職務のうち保障措置検査(原子炉

(原子炉等規制法第六十八条第一項、

第七項又は第八項の規定による立入検

この規則は、 **附 則**

令和七年七月一日から施行する。

規 的 示

法 告

令和七年六月二十日 国土交通大臣 厚生労働大臣 環境大臣

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める の一部を次のように改正する。

		設	の	づき
(略)	物質	置されている設備における含有率が	のとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質	、船舶の再資源化解体に従
(略)	含有率(質量パーセント)	同表の下欄に定める値であるものを除く。)とする。	る物質(船舶に使用されている材料又は	事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるも

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(以下

法

という。)第二条第六項の規定に基

改 正 前

づき、沿舶の再資原と解本こ従事す 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 以 下 法 という。)第二条第六項の規定に基

		設	の	7 1 3
(略)	物質	.置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。)とする。	のとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質	6 船舶の再資源伯角体に従事する者の仮員下に生活環境に係る被害を生するおそれかあるも
(略)	含有率(質量パーセント)	る値であるものを除く。)とする。	る物質(船舶に使用されている材料又は	現場に 併る 被害を 生する おそれ かある も

る。)		(略)	(略)
トリン (防汚方法として使用されるものに限 塗料が充分に乾燥した状		〇二パーセント以下)	
トリン (防汚方法として使用されるものに限 塗料が充分に乾燥した状		料を採取した場合にあっては、〇・	
(防汚方法として使用されるものに限 │ 塗		_	న <u>ి</u>
		塗料が充分に乾燥した状態において) (防

				リン(防汚方法として使用されるものに限
(略)	〇二パーセント以下)	料を採取した場合にあっては、〇・	〇・一パーセント以下(容器から試	塗料が充分に乾燥した状態において
(略)			る。)	シブトリン

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

(防汚方法として使用されるものに限 | 塗料が充分に乾燥した状態において

〇・一パーセント以下

略

附 則

この告示は、令和七年六月二十六日から施行する。

性に関する確認の手続(平成十四年農林水産省告示第千七百八十号)の一部を次のように改正する。 〇農林水産省告示第九百七十号 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別表第1の1の⑴のシ及びス並びに別表第2の2の規定に基づき、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全

これを削る。 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に 令和七年六月二十日 農林水産大臣 小泉進次郎

65 令	和 7	年6月	120 🛭	金曜	· 目		報
	(削る)	(削る)		(削る) 請書に添付する書類	別記第一(第二条第二項関係) の関係の単の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の	い。 2 前項の申請書には、別記第一、別記第二又は別記第三に掲げる書類を添付しなければならな第二条 (略) (確認の申請)	改正後
1 学名、品種、系統名等の分類学上の位置付けに関する資料 2 遺伝的先祖に関する資料 3 有害生理活性物質の生産に関する資料 4 寄生性及び定着性に関する資料		組換え体(組換えDNAを含む宿主(組換えDNA技術において、DNAが移入される生4 既存種と新品種との使用方法の相違に関する資料	飼 家 遺 伝 の 素 の 素	一 生産物の既存のものとの同等性に関する資料	飼料が組換えDNA技術によって得られた生物を含む場合に係る確認の申請書に添付する書別記第一(第二条第二項関係)	2 前項の申請書には、別記第一又は別記第二に掲げる書類を添付しなければならない。第二条 (略)(確認の申請)	改正前

審査対象品目の概要に関する資料

遺伝子又はDNAが移入される生細胞及び個体をいう。以下同じ。)及び宿主と同じ種で一 安全性審査において比較対象として用いる既存品種(宿主(組換えDNA技術において、 以下同じ。)の性質に関する資料

- 1 既存品種の分類学上の位置付けに関する資料に食品又は飼料として流通している品種全体をいう。 既存品種の分類学上の位置付けに関する資料
- 既存品種による家畜等の飼養実績に関する資料
- 既存品種の利用方法に関する資料
- 既存品種の遺伝的先祖、 育種開発の経緯及び近縁の植物種に関する資料
- 既存品種の構成成分等に関する資料
- 関する資料 既存品種の栽培及び流通過程において、 家畜等に悪影響を及ぼす外来因子による汚染に
- 既存品種の安全な利用に関する資料
- 既存品種の寄生性及び定着性に関する資料
- 1 新たに付加される形質又は牧変される珍質以下同じ。)の既存品種との相違等に関する資料 組換え体(組換えDNA技術において、目的の遺伝子又はDNAが導入された宿主をいう。

(新設)

- 新たに付加される形質又は改変される形質に関する資料
- 利用目的に関する資料
- 利用方法に関する資料

金曜日

- 栽培方法、収穫時期、種子の製法及び管理方法に関する資料
- 家畜等の摂取(可食)部位、調製及び加工方法に関する資料
- 家畜等の摂取量に関する資料
- 安全性において検討が必要とされる既存品種との相違点に関する資料
- 既存品種以外のものを比較対象とする場合は、その理由に関する資料

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

- めに構築された核酸分子をいう。 現させるため当該遺伝子又はDNAを運搬する核酸分子をいう。以下同じ。)に挿入されるD 子をいう。以下同じ。)に由来するRNA及びたん白質をいう。以下同じ。)及びコンストラク NAをいう。 挿入DNA(ベクター(目的とする遺伝子又はDNAを宿主に移入し、増殖させ、又は発 (導入遺伝子又はDNAによる新たな形質を適切に発現させるため又は機能をもたらすた 以下同じ。)、 遺伝子産物(導入遺伝子(ベクター又は宿主に組み込まれた遺伝 以下同じ。)の構築に関する資料
- ベクターの名称及び由来に関する資料

- ウイルス等の病原性の外来因子に汚染されていないことに関する資料
- 自然環境を反映する実験条件の下での生存及び増殖能力に関する資料
- 有性生殖周期及び交雑性に関する資料
- 飼料に利用された歴史に関する資料
- 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 飼料の安全な利用に関する資料
 - 生存及び増殖能力を制限する条件に関する資料
- 近縁種の有害生理活性物質の生産に関する資料

(新設)

(新設)

を運搬するDNAをいう。以下同じ。) に関する資料 ベクター(目的とする遺伝子を宿主に移入し、増殖させ、又は発現させるため当該遺伝子

四

1 名称及び由来に関する資料

(削る) ベクターの性質に関する資料 ベクターの塩基数及びその塩基配列を示す資料

略)

組換え体の選抜に関わる遺伝子(抗生物質耐性マーカー遺伝子を含む。以下同じ。)に

関する資料 伝達性及び自律的可動性に関する資料

既存品種への依存性に関する資料

(削る)

(削る) (削る) (削る)

挿入DNAの供与体に関する資料

名称、由来及び分類に関する資料

安全性に関する資料

導入遺伝子及び遺伝子産物の性質に関する資料

導入遺伝子の機能に関する資料

組換え体の選抜に関わる遺伝子のうち、抗生物質耐性マーカー遺伝子に関する資料

導入遺伝子及び組換え体の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する資料 プロモーターに関する資料

ターミネーターに関する資料

既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料

エ

に関する資料 導入遺伝子の発現制御に関わる塩基配列を組み込んだ場合には、その由来、 性質等

その他、導入遺伝子の機能並びに発現たん白質の性質及び機能に関する資料

(新設) (新設)

(新設)

ベクターへの挿入DNAの組込方法等に関する資料

7 | 6 | 5 |

コンストラクトに関する資料

塩基数及び塩基配列に関する資料

挿入領域に関する資料

(3) (2) (1) 純度に関する資料

(新設)

性質に関する資料

(3) (2) (1) DNAの分子量を示す資料

制限酵素による切断地図に関する資料

略)

(新設)

(新設)

(新設) 薬剤耐性に関する資料

伝達性に関する資料

宿主依存性に関する資料

6 | 5 | 4 | 3 | 発現ベクターの作成方法に関する資料

発現ベクターの宿主への挿入方法及び位置に関する資料

(新設)

五 遺伝子に由来する核酸及びたん白質をいう。以下同じ。)に関する資料 挿入遺伝子 (ベクターに挿入される遺伝子をいう。以下同じ。)及びその遺伝子産物 (挿入

供与体に関する資料 名称、由来及び分類に関する資料

安全性に関する資料

(2)

遣伝子の挿入方法に関する資料

ベクターへの挿入遺伝子の組込方法に関する資料

挿入遺伝子の宿主への導入方法に関する資料

(号外第 137 号)

(削る)

構造に関する資料

プロモーターに関する資料

ターミネーターに関する資料

既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料

性質に関する資料

挿入DNA(ベクターに挿入されるDNAをいう。)の機能に関する資料

制限酵素による切断地図に関する資料 DNAの分子量を示す資料

純度に関する資料

安定性に関する資料

コピー数に関する資料

発現部位、発現時期及び発現量に関する資料

抗生物質耐性マーカー遺伝子の安全性に関する資料 遺伝子及び遺伝子産物の特性に関し、次の事項に関する資料

構造及び機能

ハロイ

耐性発現の機序、 使用方法及び関連代謝産物

同定及び定量方法

抗生物質耐性マーカー及び関連代謝物質の不活化法

消化管内環境における酸又は消化酵素による変化

遺伝子及び遺伝子産物の摂取に関し、次の事項に関する資料

予想摂取量

耐性の対象となる抗生物質の使用状況

기미

環境中に存在する抗生物質耐性菌との比較

経口投与をした抗生物質の不活化推定量及びそれに伴って問題が生ずる可能性

外来のオープンリーディングフレームの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する

組換え体に関する資料

組換えDNA操作により新たに獲得された性質に関する資料

遺伝子産物の毒性に関する資料

遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性に関する資料

る資料を含む。) 遺伝子産物の代謝経路への影響に関する資料(既存種中の基質と反応する可能性に関す

5 | り有害性が示唆される成分の変動に関する資料を含む。 宿主との差異に関する資料(栄養素及び抗栄養素に関する資料並びに含有量の変動によ

生存及び増殖能力の制限に関する資料 外界における生存及び増殖能力に関する資料

11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 不活化法に関する資料

外国における認可等に関する資料

育種及び栽培方法に関する資料

種子の製法及び管理方法に関する資料

- 遺伝子の既存品種への導入方法に関する資料
- 組換え栽培系統に関する資料
- コピー数及び挿入近傍配列に関する資料
- | 組換え栽培系統における導入遺伝子の安定性に関する資料

(5)|(4)|

遺伝子産物の組換え栽培系統における発現部位、 発現の可能性に関する資料 遺伝子産物のたん白質摂取量に関する資料 発現時期及び発現量に関する資料

オープンリーディングフレーム(以下「ORF」という。)の有無並びにその転写及び

- 遺伝子産物(たん白質であるものに限る。)の物理化学的処理に対する感受性に関する資
- 5 | 含まれる基質と反応する可能性に関する資料を含む。 組換え栽培系統の代謝経路への影響に関する資料(既存品種、 在来種及びその近縁種に
- 栄養素、有害生理活性物質等に関する資料

既存品種との差異に関する資料

- 外界における生存及び増殖能力に関する資料 改変された栄養成分の構成又は代謝系に関する資料
- 生存及び増殖能力の制限要因に関する資料 不活化法に関する資料
- に掲げる試験のうち必要な試験の成績に関する資料 二から五までに掲げる資料により飼料の安全性に関する知見が得られていない場合は、 諸外国における認可、飼料利用等に関する資料

次

七

- 単回投与毒性試験
- 反復投与毒性試験 (短期)
- 反復投与毒性試験(長期)
- 4 世代繁殖試験

金曜日

(削る)

- 発がん性試験
- 6 5 | 変異原性試験
- (削る) 発生毒性試験
- (略)

令和 **7** 年 **6** 月 **20** 日

別記第二 (第二条第二項関係) その他の試験

よって得られた微生物を利用して製造された場合に係る確認の申請書に添付する書類 飼料が組換えDNA技術によって得られた微生物を含む場合又は飼料が組換えDNA技術に

- 安全性審査において比較対象として用いる宿主の性質及び組換え体との相違に関する資料 宿主及び挿入DNAに関する資料
- 宿主の種名(学名)、株名等の分類学上の位置付け及び由来に関する資料

に掲げる試験のうち必要な試験の成績に関する資料 二から六までに掲げる資料により飼料の安全性に関する知見が得られていない場合は、 次

- 単回投与の毒性に関する試験
- 反復投与の毒性に関する試験
- 世代繁殖に関する試験 反復投与の毒性に関する試験(長期

5 |

催腫瘍性に関する試験

催奇形性に関する試験

変異原性に関する試験

- (略)
- その他必要な試験

(新設)

(新設)

性質に関する資料

名称及び由来に関する資料

官

- ③ 挿入DNAの性質及び導入方法に関する資料 (2) DNA供与体の種名、株名、系統名等の分類学上の位置付け及び由来に関する資料
- 育主の同科製造への利用実責又は同科の利用を は、持つエトルの性質がで導う力法は関でる資料
- 宿主の構成成分等に関する資料宿主の飼料製造への利用実績又は飼料に利用された歴史に関する資料
- 1) 製造方去と貯蔵方去こ関する資料|||宿主と組換え体の飼料への利用方法及びその相違に関する資料|
- (2) 用途及び使用形態に関する資料

家畜等の摂取量に関する資料

- 同日に関する資料 安全性審査において検討が必要とされる組換え体と宿主の相違点に関する資料(要全性審査において検討が必要とされる組換え体と宿主の相違点に関する資料()調製及び加工方法に関する資料()
- 宮庄り丘兪未り病原生女が「宮上里らまりほう」と窓こ見ける資料病原性の外来因子(ウイルス等)に汚染されていないことに関する資料寄生性及び定着性に関する資料

病原性及び有害生理活性物質等の生産に関する資料

- 三 ベクターに関する資料 5 宿主の近縁株の病原性及び有害生理活性物質の生産に関する資料
- 既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料でクターの塩基数及びその塩基配列を示す資料
- 伝達性に関する資料
- へONA、遺云子産勿及びコー 宿主依存性に関する資料
- 挿入DNAの供与体に関する資料| |挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築に関する資料
- (1) 名称、由来及び分類に関する資料
- 安全性に関する資料
- 挿入DNA又は導入遺伝子及び遺伝子産物の性質に関する資料
- 塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する資料挿入DNAのクローニング又は合成方法に関する資料
- 導入遺伝子の機能に関する資料
- プロモーターに関する資料
- ターミネーターに関する資料
- |性質等に関する資料|| | 生質等に関する資料 | 生質等に関する資料 | 生質等に関する資料 | 生質等に関する資料 | 生質を関わる塩基配列を組み込んだ場合には、その由来、

主要栄養素に関する資料

官

令和7年6月20日

発がん性試験

変異原性試験

その他の試験

コンストラクトに関する資料 ベクターへの挿入DNAの組込方法に関する資料

組換え体に関する資料 DNAの宿主への導入方法に関する資料

遺伝子導入に関する資料

ORFの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する資料 コピー数及び挿入近傍配列に関する資料

遺伝子産物の組換え体内における発現量に関する資料

抗生物質耐性マーカー遺伝子の安全性に関する資料

組換え体に導入された遺伝子の安定性に関する資料 遺伝子産物の代謝経路への影響に関する資料 宿主との差異に関する資料

生きた組換え体が含まれないことの確認に関する資料 組換え体の取扱い、保存及び管理方法に関する資料 組換え体の不活化に関する資料

組換え体を利用して製造された飼料の安全性審査において、 比較対象となる従来の飼料に

関する資料 組換え体を利用して製造された飼料の製造方法、栄養素等に関する資料 製造方法に関する資料

製造工程で共存する他の微生物への影響に関する資料 製造に由来する成分の安全性に関する資料

諸外国における認可、飼料利用等に関する資料

二、三、七及び八に掲げる資料により飼料の安全性に関する知見が得られていない場合は、

1 単回投与毒性試験次に掲げる試験のうち必要な試験の成績に関する資料

単回投与毒性試験 反復投与毒性試験 (長期) 反復投与毒性試験 (短期)

世代繁殖試験

発生毒性試験

対象家畜等を用いた飼養試験

別記第三 (第二条第二項関係)

の申請書に添付する書類 飼料添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された場合に係る確認

別記第二(第二条第二項関係)

含む場合に係る確認の申請書に添付する書類 飼料又は飼料添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造されたものを

生産物の既存のものとの同等性に関する資料

組換え体等に関する資料

1 | | 用飼料及び飼料添加物の製造基準(平成十四年十一月二十六日農林水産省告示第千七百八 作業の水準において製造に用い得る非病原性の組換え体であることに関する資料 組換え体以外の組換え体であって非病原性のものをいう。)を安全に取り扱うことができる る場合における当該組換え体をいう。以下同じ。)又はカテゴリー1組換え体(GILSP GILSP組換え体(宿主、ベクター、挿入DNA及び組換え体が組換えDNA技術応 号 別記第三の宿主、ベクター、挿入DNA及び組換え体の性質の基準を満たしてい

組換え体の利用目的及び利用方法に関する資料

宿主に関する資料

学名、株名等の分類学上の位置付けに関する資料

病原性及び有害生理活性物質の生産に関する資料

寄生性及び定着性に関する資料

(8)| (7)| (6)| (5)| (4)| (3)| (2)| (1)| 飼料に利用された歴史に関する資料 有性又は無性生殖周期及び交雑性に関する資料 自然環境を反映する実験条件の下での生存及び増殖能力に関する資料 ウイルス等の病原性の外来因子に汚染されていないことに関する資料

類縁株の病原性及び有害生理活性物質の生産に関する資料

生存及び増殖能力を制限する条件に関する資料

(2) 名称及び由来に関する資料

ベクターに関する資料

ロイ 性質に関する資料 DNAの分子量を示す資料

制限酵素による切断地図に関する資料

既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料

薬剤耐性に関する資料

伝達性に関する資料

宿主依存性に関する資料 発現ベクターの作成方法に関する資料

挿入遺伝子及びその遺伝子産物に関する資料 発現ベクターの宿主への挿入方法及び位置に関する資料

(2) (1) 供与体の名称、由来及び分類に関する資料

遺伝子の挿入方法に関する資料

挿入遺伝子の宿主への導入方法に関する資料 ベクターへの挿入遺伝子の組込方法に関する資料

構造に関する資料

ターミネーターに関する資料 プロモーターに関する資料

既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料

宿主の構成成分等に関する資料

(3)|(2)|(1)|

(3) (2) 製造方法に関する資料

用途及び使用形態に関する資料

宿主に関する資料 宿主の飼料添加物製造への利用実績又は飼料に利用された歴史に関する資料 宿主の種名(学名)、株名等の分類学上の位置付け及び由来に関する資料

審査対象品目の概要に関する資料

加物及び組換え体との相違に関する資料

従来の飼料添加物の性質、用途等に関する資料

名称、基原及び有効成分に関する資料

安全性審査において比較対象として用いる飼料添加物、 宿主等の性質並びに組換え飼料添

(新設) (新設)

> 予想摂取量 同定及び定量方法 耐性発現の機序、使用方法及び関連代謝産物 抗生物質耐性マーカー及び関連代謝物質の不活化法 構造及び機能

消化管内環境における酸又は消化酵素による変化

遺伝子及び遺伝子産物の摂取に関し、次の事項に関する資料

経口投与をした抗生物質の不活化推定量及びそれに伴って問題が生ずる可能性 環境中に存在する抗生物質耐性菌との比較 耐性の対象となる抗生物質の使用状況

る資料 外来のオープンリーディングフレームの有無並びにその転写及び発現の可能性に関す

(7)

組換え体に関する資料

(2)

性物質の非生産に関する資料を含む。) 宿主との差異に関する資料(宿主との比較による組換え体の非病原性及び有害生理活 組換えDNA操作により新たに獲得された性質に関する資料

(4) (3) 外界における生存性及び増殖性に関する資料

に安全であり、外界において限られた増殖能力しか示さず、 生存及び増殖能力の制限に関する資料(工業的利用の場合にあっては、宿主と同程度 かつ、 環境に悪い影響を及

(5) ぼさないことに関する資料) 不活化法に関する資料

性質に関する資料

遺伝子及び遺伝子産物の特性に関し、次の事項に関する資料

抗生物質耐性マーカー遺伝子の安全性に関する資料 純度に関する資料 挿入DNAの機能に関する資料 制限酵素による切断地図に関する資料 DNAの分子量を示す資料

(新設)

(新設)

する資料 遺伝子導入に用いる塩基配列(挿入DNA、遺伝子産物及びコンストラクトの構築)に関 え体と宿主等の相違点に関する資料 (1)組換え体に関する資料 組換え体の選抜に関わる遺伝子の安全性に関する資料 遺伝子導入に関する資料 導入遺伝子及び組換え体の選抜に関わる遺伝子の発現に関わる領域に関する資料 挿入DNAの供与体に関する資料 安全性審査において検討が必要とされる組換え飼料添加物と既存の飼料添加物及び組換 組換え飼料添加物の性質、用途等に関する資料 挿入DNAに関する資料 導入遺伝子及び遺伝子産物の性質に関する資料 ベクターの性質に関する資料 宿主との差異に関する資料 組換え体の利用目的及び利用方法に関する資料 コンストラクトに関する資料 ベクターへの挿入DNAの組込方法等に関する資料 ベクターの名称及び由来に関する資料 挿入DNAの供与体の種名、株名、系統名等の分類学上の位置付け及び由来に関する その他の資料 挿入DNAの性質及び導入方法に関する資料 ORFの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する資料 コピー数及び挿入近傍配列に関する資料 純度に関する資料 挿入領域に関する資料 塩基数及び塩基配列に関する資料 ターミネーターに関する資料 宿主依存性に関する資料 伝達性に関する資料 組換え体の選抜に関わる遺伝子に関する資料 既知の有害塩基配列を含まないことに関する資料 有効成分の性質及び推定摂取量に関する従来の飼料添加物との比較に関する資料 用途及び使用形態に関する資料 製造方法に関する資料 製品名及び有効成分に関する資料 プロモーターに関する資料 ベクターの塩基数及びその塩基配列を示す資料

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に 農林水産大臣 小泉進次郎

第一条 るところによる。 表第1の1の②のコ及び別表第2の3の⑧に規定する製造の基準については、この告示の定め 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別 第一条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別 るところによる。 表第1の1の2のコ及び別表第2の3の7に規定する製造の基準については、この告示の定め (適用) 改 正 前

75

組換え体以外の製造原料及び製造器材に関する資料

五

組換え体以外の製造原料及び製造器材に関する資料

(削る)

飼料又は飼料添加物の製造原料としての使用実績及び安全性に関する資料

飼料又は飼料添加物の製造器材としての使用実績及び安全性に関する資料

生産物に関する資料

略)

製造に由来する不純物の安全性に関する資料

3 | 4 | (略)

五 二から四までに掲げる資料により飼料又は飼料添加物の安全性に関する知見が得られてい ない場合は、次に掲げる試験のうち必要な試験の成績に関する資料 組換え体によって製造された生産物の外国における認可及び使用等の状況に関する資料

単回投与の毒性に関する試験

反復投与の毒性に関する試験 (短期)

反復投与の毒性に関する試験 (長期)

世代繁殖に関する試験

催腫瘍性に関する試験

変異原性に関する試験

催奇形性に関する試験

略)

その他必要な試験

9

第二条 第二に掲げるとおりとする。 の8に規定する農林水産大臣が定める基準(以下「製造基準」という。)は、別記第一及び別記 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の②のコ及び別表第2の3

(確認の申請

第三条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の②のコ及び別表第2の3 らない。 場が製造基準に適合していることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければな の8の確認を受けようとする者は、その事業場ごとに、別記様式第一による申請書に当該事業

別記第一(第二条関係)

(号外第 137 号)

設備及び装置の基準

をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を利用して飼料又は飼料添加物を製造する場合は、 掲げる要件を満たす施設、設備及び装置を用いて行わなければならない。 組換え体(組換えDNAを含む宿主(組換えDNA技術において、DNAが移入される生細胞 次に

4 略

官

有すること。 組換え体が意図せず混入しないように飼料又は飼料添加物を製造することができる設備を

6 7 (削る)

略

第二条 の⑦に規定する農林水産大臣が定める基準(以下「製造基準」という。)は、別記第一及び別記 第二に掲げるとおりとする。 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の②のコ及び別表第2の3

第三条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の②のコ及び別表第2の3 場が製造基準に適合していることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければな の(7の確認を受けようとする者は、その事業場ごとに、別記様式第一による申請書に当該事業

別記第一(第二条関係

らない。

掲げる要件を満たす施設、 う。以下同じ。)、ベクター(目的とする遺伝子を宿主に移入し、増殖させ、又は発現させる 施設、設備及び装置の基準 る当該組換え体をいう。以下同じ。)を利用して飼料又は飼料添加物を製造する場合は、 記第三の宿主、ベクター DNAをいう。以下同じ。)及び組換え体(組換えDNAを含む宿主をいう。以下同じ。)が別 ため当該遺伝子を運搬するDNAをいう。 GILSP組換え体(宿主(組換えDNA技術において、DNAが移入される生細胞をい 設備及び装置を用いて行わなければならない。 挿入DNA及び組換え体の性質の基準を満たしている場合におけ 以下同じ。)、挿入DNA(ベクターに挿入される

5

組換え体を混入せず飼料又は飼料添加物を製造することができる設備を有すること。

7 (略

次に掲げる要件を満たす施設、 う。以下同じ。)を利用して飼料又は飼料添加物を製造する場合は、前項に定める要件のほか、 カテゴリー1組換え体(GILSP組換え体以外の組換え体であって非病原性のものをい 設備及び装置を用いて行わなければならない。

- 組換え体を取り扱う工程が閉鎖系であること
- 閉鎖系からの排気ガスにより組換え体の漏出が最小限に抑制されていること。
- 体の漏出が最小限に抑制されていること。 サンプリング、閉鎖系への物質の添加及び他の閉鎖系への組換え体の移動により組換え

手段により、組換え体を除去し、又は不活性化してから行われていること 培養液を閉鎖系から開放系へ移す場合は、あらかじめ有効であることが確認されている

- 閉鎖系の密閉のための設計は、 組換え体の漏出が最小限に抑制されること。
- 掲げること。 必要な場合は、 閉鎖系を設置する作業区域に国際的に使用されている生物的危険表示を
- りが制限されていること 閉鎖系を設置する作業区域内において、 可能な限り、 指定された製造従事者以外の立入
- 閉鎖系を設置する作業区域の製造従事者は、専用の作業衣を着用すること。

附 則

この告示は、 公布の日から施行する。

(削る)

別記第三(別記第一関係)

より、不活性化してから行うこと。

廃液及び廃棄物の処理については、

あらかじめ有効であることが確認されている手段に

10

必要な場合は、

閉鎖系を設置する作業区域に空気の汚染を最小限にするための換気設備

を設けること。

9 |

閉鎖系を設置する作業区域に製造従事者のための汚染除去設備及び洗浄設備を有するこ

宿主、ベクター、挿入DNA及び組換え体の性質の基準

- 一宿主は、次に掲げる性質を有すること。
- 非病原性であること。
- ウイルス等の病原性に関係のある外来因子により汚染されていないこと。 長期にわたり工業的利用が安全になされているものであるか、又は工業的利用の場で最
- ベクター及び挿入遺伝子は、次に掲げる性質を有すること。

影響を及ぼさないものであること。

適の増殖が可能であり、外界においては限られた増殖能力しか示さず、かつ、環境に悪い

- 1 DNAの分子量及び制限酵素による切断地図等が十分に明らかにされているものである
- 既知の有害な塩基配列を含まないこと。
- 目的の機能を果たすために挿入DNAの大きさが可能な限り小さく制限されているこ
- いこと。 目的の機能に必要な場合を除き、組換え体の外界での安定性が増大するようなものでな
- 伝達性に乏しいものであること。
- いこと。 自然の状態では耐性を獲得することが知られていない生細胞に耐性マーカーを伝達しな
- 三組換え体は、次に掲げる性質を有すること。
- 外界において限られた増殖能力し

か示さず、 かつ、 環境に悪い影響を及ぼさないものであること。

非病原性であること。 工業的利用の場において宿主と同程度に安全であり、

〇海上保安庁告示第十五号

改正する告示を次のように定め、 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二十四条の規定に基づき、 令和七年七月一日から施行する。 伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を

海上保安庁長官

瀬口

良夫

そ

の

他

告

示

令和七年六月二十日

伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示

(伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正)

第 規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 るものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異な 一条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応 伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(平成二十二年海上保安庁告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。 改正後欄に掲げる対象

	令和 7	年6月20日	金曜日	官	報	
(10) その他船舶の航行の安全上必要な事項 意報の発表の状況 意報の発表の状況	波高 伊良湖岬及び	(7) 伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状(6) (略) (削る)	(削る) (削る) (削る)	(1) 長さ百三十メートル以上の船舶及び物件えい航船等(法第二十二条第四号に規定するイ (略) (削る) 二 (略)	一 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置第四条 (略)(情報の提供)	改正後
(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注(4) 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域においてびょう泊している船舶の状況(新設)	(1) イに掲げる事項 二 (略) 二 (略)	一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 第四条 (略)(情報の提供)	改正前

第四条

(情報の提供)

改

正

別表 (第七条関係) 第八条 (略) 2 · 3 (略) 七~十一 (略) (留意事項) ~五 (略) 地点に係る情報に限定して行われること。 $\square \parallel$ 略) 方 (1) $(2) \|$ 略 (削る) (略) イ (1) 略) 法 (2)略 (5)及び(8)を除く。) に掲げる事項 方 法 の 詳 細

六 第四条第一項第二号ロ②に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 略 使 用 言 語 略 実 施 時 期 略

第八条 別表 (第七条関係) 2 • 七~十一 (略) 六 第四条第一項第二号ハ③に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 三 (略) 一~五 (略) (留意事項) MF無線電話 地点に係る情報に限定して行われること。 $(3) \| (2) \| (1)$ (略) 略) 口 (1)及び4)を除く。)に掲げる事項 イ4に掲げる事項 法 略) H三E 二、○一九kHz H三E 一、六六五kHz 英語の場合 日本語の場合 方 法 の 詳 $\stackrel{-}{\circ}_W$ $\stackrel{-}{\circ}$ 細 日本語又は英語 使 用

言 語

実

施 時

期

いる場合 毎 日本語を用

第二条 して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異な 規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 るものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応 備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(平成二十二年海上保安庁告示第百六十八号)の一部を次のように改正する。

(備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正)

略

略

略 間

二 英語を用い る場合

の〇分及び三

毎時

れぞれ一五分 ○分からのそ 五分間

のそれぞれ一 び四五分から 時の一五分及

方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 後 第四条 一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 (情報の提供) (略) 改 正 前

金曜日

令和7年6月20日

2 • (削る) (1) (12) (11) $(10) \, \big\|$ $(9) \| \ (8) \| \ (7) \|$ (6) (3)(削る) 略) (削る) (削る) (削る) (削る) 風速 (削る) 物の状況 又は禁止の状況 港内航路における港内信号(港則法施行規則別表第四に定める信号をいう。)の現状及び 十九号) 別表第二に掲げる水島港港内航路をいう。)入航予定時刻、 船舶をいう。)の航路及び水島港港内航路(港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第1 略) 略) 略) イ (1) 水島航路における管制信号 (規則第八条第二項の表に掲げる信号をいう。)及び水島港 その他船舶の航行の安全上必要な事項 備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状 略) 青ノ山における風向、風速及び気圧並びに六島、下津井及び地蔵埼における風向及び 備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害 略) 航路における船舶の交通の制限の状況及び水島港港内航路における船舶の交通の制限 長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等(法第二十二条第四号に規定する 航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況 (略) (略) (2) (5)及び(9)を除く。) に掲げる事項 船名、 総トン数等 2 • $(3) \| \ (2) \| \ (1)$ (10) | (9) | (8) | (7) | (6) | (5) | (4)(3) (2)(1)略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) MF無線電話による場合 況 物の状況 略) 略) 略) 口 (1)及び(6)を除く。)に掲げる事項 イ4に掲げる事項 イに掲げる事項 備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害 航路における船舶の交通の制限の状況 備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状 航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況 水島港港内航路における船舶の交通の制限又は禁止の状況

(情報の提供)

(削る)

略

(2) (4)

(削る)

第八条 (留意事項) (略)

一 五 (略)

六 第四条第一項第二号ロ②に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 地点に係る情報に限定して行われること。

別表 (第七条関係) 七~十一 (略)

略	方
 	法
(略)	
	方
į	法
	の
	詳
 	細
(略)	使用
 	言語
(略)	実施
 	時期

第八条 (留意事項) (略)

略)

六 第四条第一項第二号ハ③に掲げる事項に関する情報の提供は、 地点に係る情報に限定して行われること。 船舶の進路方向を踏まえた

別表 (第七条関係)

無線電話 一 日本語の場合 H三E 一、六五一Hz H三E 二、〇一九Hz 一 英語の場合 H三E 二、〇一九Hz で 表語の場合 「 英語の場合 「 一 日本語文は英語 一 日本語文は表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表												 	
方 法 の 詳 細 使用言語 実施性 日本語の場合 日本語又は英語 一 日本語の場合 英語の場合 日本語又は英語 一 日本語の場合 英語の場合 こ○分 本記の場合 こ○分 本記の場合 こ○分 本記のの一五の一五の一五の一五の一五の一五の一五の一五の一五の一五の一五の一五の一五	(略)											MF無線電話	方法
(略) (略) ((略)							1		英語の場合	k	一 日本語の場合	方法の詳細
	(略)											日本語又は英語	使用言語
五のび時心 五のび毎用 ベ	(略)	分間	それぞれ一五	四五分からの	の一五分及び	る場合 毎時	二 英語を用い	分間	それぞれ一五	三〇分からの	時の○分及び	一日本語を用	実施時期

第三条 来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号)の一部を次のように改正する。 るものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異な (来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、

改正後欄に掲げる対象

規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正

方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 船舶をいう。)の航路入航予定時刻、船名、総トン数等 長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等 (法第二十二条第四号に規定する (情報の提供) 方法 MF無線電話、 (5)||(2) (4) (1)MF無線電話による場合 イに掲げる事項 来島海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 改 正 前

	(略)	方法	別表(第七条関係)	七~十(略)	地点に係るは	六 第四条第	一~五 (略)	第八条 (略)	(留意事項)	2 3 (略)	三 (略)	(2) (路)	(削る)	(1) イ (1)	口 (略)	(10) 沢					(5) (略)	(削る)	(削る)
	(略)	方法の詳細			地点に係る情報に限定して行われること。	第四条第一項第二号口②に掲げる事項に関する情報の提供は、								1、4及び(7を除く。) に掲げる事項		その他船舶の航行の安全上必要な事項	来島海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状	中水道及び西水道における潮流の状況	大浜における風向、風速及び気圧並びに津島及び高井神島における風向及び風速	来島海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況			
	(略)	使用言語															についての警報又		5高井神島におけ	止若しくは変更の			
	(略)	実施時期				船舶の進路方向を踏まえた											は注意報の発表の状		る風向及び風速	状況			
(略	MF無線電話	方 法	別表(第七条関係	七~十(略)	地点に係る情	四条	一~五 (略)	第八条 (略)	(留意事項)	2 · 3 (略)	三 (略)	WX.			ハ	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(7) 来島海	(6) 中水道

『報に限定して行われること。 近び仏を除く。)に掲げる事項 と 掲げる事項 |域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 足及び西水道における潮流の状況 項第二号ハ③に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた

(略)		MF無線電話	方法	
(略)	H三E 一、六五一k H三E 二、〇一九kH 一〇W	一 日本語の場合	方法の詳細	.
(略)		日本語又は英語	使用言語	
(略)	問 間 間 で の で の で の で の で の で の で れ で の で れ ぞ れ で の の の の の の の の の の の の の	一日本語を用	実施時期	

令和7年6月20日 金曜日

第四条 関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(平成二十二年海上保安庁告示第百七十号)の一部を次のように改正する。 規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 るものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象 して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条において「対象規定」という。)は、 (関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応 これを加える。 その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異な

		- '			 _	, • ,			_					-				<u></u>						-				
(3) (略) おける漁ろうに従事している船舶の集中の状況	路(若		口 (略)		 (9) 関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状	8 早鞆瀬戸における潮流の状況	(7) 部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻における風向及び風速	(6) 関門海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況	(5) (略)	(削る)	(削る)	(削る)	(2) 5 (4) (略)	除く海域をいう。以下同じ。)に含まれる部分に限る。)入航予定時刻、船名、総トン数等	百四十メートルの地点から六十二度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域を	十三度五十四分五十五秒東経百三十度四十七分五十四秒)から三百十七度三十分二千八	域のうち、若松港口信号所から百三十八度に陸岸まで引いた線、修多羅三角点(北緯三	井島泉水ノ鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海	から二百七十度に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋	ては関門海域(本山岬から百八十度一万四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点	① 総トン数一万トン (油送船にあっては、三千トン)以上の船舶の航路(若松航路にあっ)	イ (略)	(削る)		一 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置	第四条 (略)	(情報の提供)	改正後
(3) (略)	(2) ロ (1)及び(4)を除く。)に掲げる事項		ハ (略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(8) (略)		(6) 早鞆瀬戸における潮流の状況	(5) 関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状	(2)								(1) イに掲げる事項	口 (略)	イ MF無線電話による場合		一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置	第四条 (略)	(情報の提供)	改正前

金曜日

			8	84	
一~五(略)	第八条(略)	(留意事項)	2 3 (略)	三 (略)	

地点に係る情報に限定して行われること。

略) 方 法 略 方 法 の 詳 細 略 使 用 言

別表 (第七条関係) 七~十 第四条第一項第二号口③に掲げる事項に関する情報の提供は、 略) 船舶の進路方向を踏まえた 語 (略) 実 施 時 期

第八条 別表(第七条関係) 2 • 一 5 五 (留意事項) 略) (略) 略 (略) 略)

六 第四条第一項第二号ハ(3)に掲げる事項に関する情報の提供は、 地点に係る情報に限定して行われること。 船舶の進路方向を踏まえた

MF無線電話 略 方 法 二 英語の場合 略 H三E 三、○一九kHz H三E 一、六五 日本語の場合 方 法 の kHz 詳 五 〇 W Ei O W 細 日本語又は英語 略 使 用 言 語 二 英語を用い 三○分からの 分間 る場合 分間 略 それぞれ一五 実 四五分からの の一五分及び 時の○分及び いる場合 日本語を用 施 時 毎時 期 毎

第五条 名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(平成二十三年海上保安庁告示第百三十二号)の一部を次のように改正する。(名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正) 規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 るものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異な 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象

女王簽	文 臣 前
:の提供)	(情報の提供)
(略)	第四条 (略)
法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置	一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置
略)	二_ (略)
	イ MF無線電話による場合
(略)	口(略)
東水路(規則第二十九条の三第一項に規定する東水路をいう。以下同じ。)を航行する	(1) イに掲げる事項

令和7年6月20日

方法

(略)

(削る)

 $(1) \|$

時刻、船名、総トン数等

二項に掲げる西水路又は北水路をいう。以下同じ。)を航行する長さ百七十五メートル以 上の船舶及びそれぞれの水路を航行する総トン数五千トン以上の油送船の水路入航予定

長さ二百七十メートル以上の船舶、西水路又は北水路(それぞれ規則第二十九条の三第

第四条

(情報の提供)

(2) 現状及び予告 東水路、西水路及び北水路における港内信号(規則別表第四に定める信号をいう。)の

(3)|| • (4)|| (略)

(削る) 略)

(削る)

(削る)

更の状況 名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、 廃止若しくは変

 $(10) \parallel (9) \parallel (8) \parallel$ 名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

霧等が発生した場合の信号所における視程の状況

名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状

(11)

その他船舶の航行の安全上必要な事項

(1) イ (1) (2) (5)及び(8)を除く。)に掲げる事項

(2)(削る)

(略) 略)

2·3 (略)

(留意事項)

第七条 (略)

一 五 (略)

六 第四条第一項第二号口②に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 地点に係る情報に限定して行われること。

別表(第六条関係)

		1
略	方	
	法	
(略)		i I I
	方	
	法	
	の	
	詳	
	細	i I I
(略)	使	
	用言	
	語	
(略)	実	
	施時	i I I
	期	1 1 1 1
	$\overline{}$	1

(新設)

(3) 略)

霧等が発生した場合の信号所における視程の状況

 $(6) \| \, (5) \ \ \, (4) \| \, (2) \|$

(7) 名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変 名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状

(8) 略

更の状況

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

 $(3) \| \hspace{.05cm} (2) \| \hspace{.05cm} (1)$

イ4年 に掲げる事項

口 (1)及び(5)を除く。) に掲げる事項

(略)

2 3 (略) (留意事項)

第七条 (略)

一~五 (略)

六 第四条第一項第二号ハ③に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 地点に係る情報に限定して行われること。

別表 (第六条関係)

		M F 無線	方
		総電話	法
H = E	二 英語 E	一 日本	
	0	日本語の場合	方
Ò	合 六	場合	法
二、 〇 九 kHz	一、六六五 kH	Н	の
kĤz	kH	Z	詳
→ W	O W		細
		日本語又は英語	使用言語
分間それぞれ一五	三〇分からの 時の〇分及び 毎	日本語	実施時期

	令和 / 年 6 月 20 日	金曜日	<u> </u>	¥坟	(号外第	13/号)	86
8・9 (略) (略) (8・9) (略) (8・9) (略) (8・9) (略) (8・9)	(6) 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物(削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	② 千葉航路、市原航路、東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及びする船舶をいう。)の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等(略)	二 (略) 一 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 第四条 (略)	報	(東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一環東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付しては破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の接線を付しては破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の接線を付しては破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の接線を付しては破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の接線を付しては破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。		
(7) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	一 「略) 一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 第四条 (略)	報	改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応行う情報の提供等の方法に関する告示(平成三十年海上保安庁告示第五号)の一部を次のように改正する。情報の提供等の方法に関する告示の一部改正)	(略)	

第四条

(10) (削る) その他船舶の航行の安全上必要な事項

 $(3)\ (2) \| (1)$ 略 イ (1) (2) (5)及び(8)を除く。) に掲げる事項

(略)

東京湾における漁ろうに従事している船舶の集中の状況

略)

2·3 (略) (留意事項)

第八条 (略) 一~六 (略)

七 第四条第一項第二号ロ③に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 地点に係る情報に限定して行われること。

別表 (第七条関係) 八~十一

略) 方 法 略 方 法 の 詳 細 略 使 用 言 語 略 実 施 時期

> (10) || (9) || 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物 東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

略)

イ(3)に掲げる事項

口 (1)、4)、5、6及び7を除く。)に掲げる事項

 $(3) \ (2) \| (1)$ (略)

(略)

2 · 3 (略) (留意事項)

略)

第八条 ~六 (略)

七 第四条第一項第二号ハ③に掲げる事項に関する情報の提供は、 地点に係る情報に限定して行われること。 船舶の進路方向を踏まえた

別表 (第七条関係) 八~十一 (略)

(略)		MF無線電話	方
 		線電話	法
(略)	H三E 一、六六五k 一 英語の場合 H三E 二、〇一九kH 一〇W	一 日本語の場合	方法の詳細
(略)		日本語又は英語	使用言語
(略)	時の○分及び 時の○分及び 三○分からの それぞれ一五 分間 二 英語を用い る場合 毎時 の一五分から	一 日本語を用	実施時期

第七条 大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示(令和五年海上保安庁告示第一号)の一部を次のように改正する。 規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 るものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異な (大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応

改正後欄に掲げる対象

(情報の提供) 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 改 正 第四条 一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 (情報の提供) (略) 改 正 前

(削る) 略)

則法規則第三十三条第一項に規定する南港水路をいう。 送船にあっては、千トン)以上の船舶の入出航予定時刻、船名、 をいう。以下同じ。)を航行しようとする総トン数三千トン以上の船舶、 総トン数五千トン以上の船舶、 する船舶をいう。)の明石海峡航路入航予定時刻、 トン数一万トン以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン数四万トン(油 法規則第三十三条第三項に規定する浜寺水路をいう。以下同じ。)を航行しようとする総 長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第二十二条第四号に規定 堺水路 (港則法規則第三十三条第二項に規定する堺水路 船名、 以下同じ。)を航行しようとする 総トン数等並びに南港水路 総トン数等 浜寺水路 (港則

(1)

イ1)及び3)に掲げる事項

略)

MF無線電話による場合

四に定める信号をいう。)の現状及び予告 堺水路、 浜寺水路及び神戸中央航路における港内信号 (港則法規則別表第

 $\begin{array}{c} (3) \| \\ \cdot \\ (4) \| \end{array}$ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

金曜日

大阪湾海域、 播磨灘海域及びその周辺海域においてびょう泊している船舶の状況

作業又は航路障害物の状況 大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは

大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、 廃止若しくは変更の状

令和7年6月20日

明石海峡航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(8)

(11) | (10) | 明石海峡航路における潮流の状況

(12)

その他船舶の航行の安全上必要な事項

(新設)

 $(5) \| \ (4) \| \ (2) \|$ (3) 略

規定する堺水路をいう。以下同じ。)を航行しようとする総トン数三千トン以上の船舶、 浜寺水路(港則法規則第三十三条第三項に規定する浜寺水路をいう。以下同じ。)を航行 数四万トン(油送船にあっては、千トン)以上の船舶の入出航予定時刻、船名、総トン 行しようとする総トン数五千トン以上の船舶、 しようとする総トン数一万トン以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン 明石海峡航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況 南港水路 (港則法規則第三十三条第一項に規定する南港水路をいう。以下同じ。)を航 堺水路(港則法規則第三十三条第二項に

四に定める信号をいう。)の現状及び予告 南港水路、 堺水路、 浜寺水路及び神戸中央航路における港内信号 (港則法規則別表第

(新 設)

(新設)

(新設)

(新設)

 $(8) \| (7) \|$ 大阪湾海域、 略)

播磨灘海域及びその周辺海域においてびょう泊している船舶の状況

 $(10) \, \big\|$ 明石海峡航路における潮流の状況

略)

(1)

イ (1) 略)

(2)

(5)及び(9)を除く。) に掲げる事項

(削る)

 \square

(削る)

(削る)

略)

(留意事項)

第八条 (略)

六 第四条第一項第二号ロ②に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 一~五 (略) 地点に係る情報に限定して行われること。

七~十 (略)

別表 (第七条関係) 略) 方 略 方 法 の 詳 細 略 使 用 言 語 略) 実施

時期

2·3 (略) 三 (略)

2 3 (略) (留意事項)

第八条 (略)

六 第四条第一項第二号ハ③に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた 一~五 (略) 地点に係る情報に限定して行われること。

七~十 (略)

別表 (第七条関係)

(略)												MF無線電話	方法
(略)								H 三E 二、〇 九 kH:	す		H三E 一、六五一Hz W	n 一 日本語の場合	方法の詳細
(略)												日本語又は英語	使用言語
(略)	間	れぞれ一五分	○分からのそ	の〇分及び三	る場合 毎時	二 英語を用い	五分間	のそれぞれ一	び四五分から	時の一五分及	いる場合 毎	一日本語を用	実施時期

(11)大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状

作業又は航路障害物の状況

略

イ(3)に掲げる事項

 $(3) \| \ (2) \| \ (1)$

三 (略)

口(1)、5、6、7及び8を除く。)に掲げる事項

大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは

官 庁 報 告 🔙

陞 業

日本産業規格

令和7年6月20日に下記の日本産業規格を制定及び改正したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和7年6月20日

経済産業大臣 武藤 容治

記

制定された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

建築用断熱材の長期断熱性能の収束値評価方法一第1部:通則 A1491-1 建築用断熱材の長期断熱性能の収束値評価方法一第2部:発泡プラスチック系断熱 A1491-2

建築用断熱材の長期断熱性能の収束値評価方法―第3部:繊維系断熱材(人造鉱物 A1491—3 繊維断熱材及び有機繊維断熱材)

繊維製品の混用率試験方法―第5部:獣毛繊維の電気泳動法による鑑別試験 L1030―5

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

高齢者・障害者等配慮設計指針―情報通信における機器、ソフトウェア及びサービ X8341-4ス一第4部:電気通信機器

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(https://www.jisc.go.jp)において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

令和7年6月20日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号) 第19条の規定に基づき公示する。

令和7年6月20日 経済産業大臣 武藤 容治

記

確認された日本産業規格

(認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出)

(MOVE MAN) END (MOVE THE MAN)		
製図一幾何公差表示方式一最大実体公差方式及び最小実体公差方式	B 0023	
デジタル製品技術文書情報―第1部:総則	B0060 - 1	
デジタル製品技術文書情報―第2部:用語	B0060-2	
ばね用語	B0103	
油圧・空気圧システム及び機器―用語	B0142	
ばね記号	B0156	
ブローチ用語	B0175	
耐摩耗工具用語	B0178	
製品の幾何特性仕様(GPS)―長さに関わるサイズ公差のISOコード方式―第1部:サイズ公差,サイズ差及びはめあいの基礎	B0401—1	
製品の幾何特性仕様(GPS)―長さに関わるサイズ公差のISOコード方式―第2部:穴及び軸の許容差並びに基本サイズ公差クラスの表	B0401—2	

鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式	B0403
普通公差―第1部:個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する 公差	B 0405
金属プレス加工品の普通寸法公差	B 0408
金属板せん断加工品の普通公差	B0410
普通公差―第2部:個々に公差の指示がない形体に対する幾何公差	B 0419
製品の幾何特性仕様(G P S) —寸法の公差表示方式—第 1 部:長さに関わるサイズ	B 0420—1
製品の幾何特性仕様(GPS)―表面性状:輪郭曲線方式―転がり円うねり の定義及び表示	B 0610
円すいはめあい方式	B0616
製品の幾何特性仕様(G P S) —表面性状:輪郭曲線方式—表面性状評価の方式及び手順	B 0633
製品の幾何特性仕様(GPS)―製品及び測定装置の測定による検査―第1部:仕様に対する合否判定基準	B 0641—1
駆動機及び被駆動機一軸高さ	B0902
円筒軸端	B 0903
六角穴のゲージ検査	B1016
耐食ステンレス鋼製締結用部品の不動態化	B1047
炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質一強度区分を規定した平座金	B1061
締結用部品一品質保証システム	B 1092
締結用部品一検査文書	B1093
すりわり付きタッピンねじ	B1115
すりわり付き止めねじ	B1117
四角止めねじ	B1118
十字穴付きタッピンねじ	B1122
六角タッピンねじ	B1123
フランジ付き六角タッピンねじ	B1127
ヘクサロビュラ穴付きボルト	B1136
T溝ボルト	B1166
角根丸頭ボルト	B1171
植込みボルト	B1173
六角穴付きボルト	B1176
基礎ボルト	B1178
皿ボルト	B1179
四角ボルト	B1182
六角袋ナット	B1183
ちょうボルト	B1184
ちょうナット	B1185
フランジ付き六角ボルト	B1189
溶接ボルト	B1195
溶接ナット	B1196
押込みばね板ナット	B1216
The state of the s	

137号) 92	騒音計のランダム入射及び拡散音場校正方法 照度計 第1部:一般計量器 サーミスタ測温体 電気絶縁材料の耐トラッキング性試験方法一回転円板浸せき試験 電気用セルロース紙一第1部:定義及び一般要求事項 電気用セルロース紙一第2部:試験方法 電気用セルロース紙一第3-1部:個別製品規格一絶縁紙 電気用セルロース紙一第3-1部:個別製品規格一絶縁紙 電気用プレスボード及びプレスペーパー一第1部:定義及び一般要求事項 電気用プレスボード及びプレスペーパー一第2部:試験方法 電気用プレスボード及びプレスペーパー一第3-1部:個別製品規格一プレスボード	C 1508 C 1609— 1 C 1611 C 2137 C 2300— 1 C 2300— 2 C 2305— 3 — 1 C 2305— 2 C 2305— 3 — 1
(号外第	電気用バルカナイズドファイバー一第1部:定義及び一般要求事項電気用バルカナイズドファイバー一第2部:試験方法電気用バルカナイズドファイバー一第3ー1部:個別製品規格一平板電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム電気用非セルロース紙一第1部:定義及び一般要求事項電気用非セルロース紙一第2部:試験方法電気用非セルロース紙一第3ー3部:個別製品規格一アラミド紙医用接地センタボディー及び医用接地端子	C 2315—1 C 2315—2 C 2315—3—1 C 2318 C 2323—1 C 2323—2 C 2323—3—3 C 2808
禁	電気用硬アルミニウム線 巻線個別規格一第2部:クラス130の融着層付きはんだ付け可能ポリウレタン銅線	C 3108 C 3215— 2
Įш	巻線個別規格-第4部:クラス130のはんだ付け可能ポリウレタン銅線 巻線個別規格-第54部:クラス155のポリエステル銅線 巻線試験方法-第1部:全般事項 巻線試験方法-第3部:機械的特性 高圧機器内配線用電線	C 3215—4 C 3215—54 C 3216—1 C 3216—3 C 3611
〇日 金曜日	浮動充電用サイリスタ整流装置 品質評価システムー第2部:電子部品及び電子パッケージのための抜取検査 方式の選択及び活用(統計的工程品質限界の評価手順) 電子機器用固定コンデンサー第3部:品種別通則:表面実装用固定タンタル 固体(Mn O 2)電解コンデンサ 電子機器用固定コンデンサー第3-1部:ブランク個別規格:表面実装用固 定タンタル固体(Mn O 2)電解コンデンサ 評価水準E Z	C 4402 C 5005—2 C 5101—3 C 5101—3—1
令和7年6月2	電子機器用固定コンデンサー第4-1部:ブランク個別規格:アルミニウム非固体電解コンデンサー評価水準EZ電子機器用固定コンデンサー第4-2部:ブランク個別規格:アルミニウム固体(MnO2)電解コンデンサー評価水準EZ電子機器用固定コンデンサー第18-1部:ブランク個別規格:表面実装用固定アルミニウム固体(MnO2)電解コンデンサー評価水準EZ電子機器用固定コンデンサー第18-2部:ブランク個別規格:表面実装用固定アルミニウム非固体電解コンデンサー評価水準EZ電子機器用国常コンデンサー部価水準EZ電子機器用国常コンデンサー部である。1部・ブランク個別規格:表面実装用国	C5101-4-1 C5101-4-2 C5101-18-1 C5101-18-2
	電子機器用固定コンデンサー第20-1部:ブランク個別規格:表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサー評価水準取っ	C5101—20— 1

準E Z

コンデンサ種類1

電子機器用固定コンデンサー第21部: 品種別通則-表面実装用固定積層磁器 C5101-21

電子機器用固定コンデンサー第21-1部:ブランク個別規格:表面実装用固 定積層磁器コンデンサ種類1 評価水準EZ	C5101—21—1
電子機器用固定コンデンサー第22部:品種別通則―表面実装用固定積層磁器 コンデンサ種類 2	C5101—22
電子機器用固定コンデンサー第22-1部:ブランク個別規格:表面実装用固 定積層磁器コンデンサ種類 2 評価水準 E Z	C5101—22—1
電子機器用固定コンデンサー第26部:品種別通則一固定アルミニウム固体 (導電性高分子)電解コンデンサ	C5101—26
電子機器用固定抵抗器―第9部:品種別通則:個別測定可能な表面実装用固 定ネットワーク抵抗器	C 5201—9
電子機器用固定抵抗器一第9-1部:ブランク個別規格:個別測定可能な表面実装用固定ネットワーク抵抗器一評価水準EZ	C5201 - 9 - 1
低圧サージ防護デバイス用部品―第311部:ガス入り放電管(GDT)の要 求事項及び試験回路	C 5381—311
低圧サージ防護デバイス用部品―第312部:ガス入り放電管(GDT)の選 定及び適用基準	C 5381—312
電子機器用コネクター製品要求事項一第1部:品目別通則	C 5401—1
電子機器用コネクター第2部:品種別通則―丸形コネクター品質評価付	C5401-2
電子機器用コネクター第2―001部:丸形コネクター品質評価付ーブランク 個別規格	C5401 - 2 - 001
電子機器用コネクター第3部:品種別通則―角形コネクター品質評価付	C 5401 — 3
電子機器用コネクター第3―001部:角形コネクター品質評価付ーブランク 個別規格	C 5401 — 3 — 001
電子機器用コネクター試験及び測定―第2―5部:導通及び接触抵抗試験― 試験2e:コンタクトディスターバンス	C5402-2-5
電子機器用コネクター試験及び測定一第4-1部:電圧ストレス試験ー試験 4a:耐電圧	C5402 - 4 - 1
電子機器用コネクター試験及び測定―第7―1部:衝撃試験(可動形コネクタ) ―試験7a:自由落下(繰返し)	C5402 - 7 - 1
電子機器用コネクター試験及び測定一第8—1部:静的な力試験(固定形コネクタ)一試験8a:静的な力,横方向	C5402 - 8 - 1
電子機器用コネクタ―試験及び測定―第9―1部:耐久試験―試験9a:機 械的動作	C5402 - 9 - 1
電子機器用コネクター試験及び測定―第10―4部:インパクト試験(可動形部品),静的負荷試験(固定形部品),耐久試験及び過負荷試験―試験10d:電気的過負荷(コネクタ)	C 5402—10— 4
電子機器用コネクター試験及び測定―第11―7部:耐候性試験―試験11g: 混合ガス流腐食	C 5402—11—7
電子機器用コネクター試験及び測定―第11―14部:耐候性試験―試験11p: 単一ガス流腐食	C 5402—11—14
電子機器用コネクター試験及び測定―第13―1部:機械的動作試験―試験13 a:結合力及び離脱力	C 5402—13— 1
電子機器用コネクター試験及び測定―第14―2部:封止(気密性)試験―試験14b:封止(気密性)一微小エアリーク	C 5402—14— 2
電子機器用コネクター試験及び測定―第14―4部:封止(気密性)試験―試 験14d:浸せき―防水	C 5402—14— 4
電子機器用コネクター試験及び測定―第14―5部:封止(気密性)試験―試験14e:浸せき(減圧)	C 5402—14— 5

4	一般照明用白熱電球	C 7501
0	自動車用電球類―第1部:寸法,電気的・光学的初特性	C 7506—1
	自動車用電球類一第2部:性能要求事項	C7506-2
	一般照明用電球形蛍光ランプ	C 7651
	投光器の性能要求事項	C 8113
	交流及び/又は直流用蛍光灯電子制御装置一性能要求事項	C 8120
1	LEDモジュール用制御装置一性能要求事項	C 8153
<u></u>	E形受金をもつアダプタ及び分岐ソケット	C 8302
ω I	光電式自動点滅器	C 8369
-	リチウム一次電池の安全性	C 8513
号外第	密閉形小形二次電池の機械的試験	C 8713
矣	スポット溶接用電極	C 9304
	重ね抵抗溶接機用制御装置	C 9313
	ポータブル・スポット溶接機用水冷二次ケーブル	C 9318
	オーディオ,ビデオ,情報及び通信技術機器―環境配慮設計	C 9914
	電気技術用語―第551部:パワーエレクトロニクス	C 60050—551
	環境試験方法―電気・電子―加速度(定常)試験方法	C60068 - 2 - 7
	環境試験方法―電気・電子―第2―27部:衝撃試験方法(試験記号:Ea)	C60068 - 2 - 27
	環境試験方法―電気・電子―耐溶剤性(洗浄溶剤浸せき)試験方法	C60068 - 2 - 45
H\$H-	環境試験方法一電気・電子一第2-69部:試験-試験Te/Tc:電子部品及 びプリント配線板のはんだ付け性試験方法(平衡法)	
	環境試験方法一電気・電子一第 $2-82$ 部:試験 $-$ 試験 Xw_1 :電気・電子部品のウィスカ試験方法	C 60068— 2—82
ĮШ	環境試験方法—電気・電子—第2—85部:長時間時刻歷再現振動試験方法 (試験記号:Fj)	C 60068— 2—85
	環境試験方法一電気・電子一第3-5部:支援文書及び指針一温度試験槽の 性能確認	C60068 - 3 - 5
ш	環境試験方法一電気・電子一第3-6部:支援文書及び指針ー温湿度試験槽 の性能確認	C 60068— 3 — 6
金曜	火災危険性試験―電気・電子―第1―10部:電気・電子製品の火災危険性評価指針――般指針	C 60695—1—10
ш	火災危険性試験―電気・電子―第 $11-2$ 部:試験炎―公称 1 kW予混炎―試験装置、炎確認試験方法及び指針	C 60695—11—2
20	環境条件の分類―第3―5部:環境パラメータとその厳しさのグループ別分類―車載機器の条件	C60721 - 3 - 5
	環境条件の分類 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類-第3-6部:船舶搭載機器の条件	C60721 - 3 - 6
₩ ₩	環境条件の分類 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 製品内部 の環境条件	C60721 - 3 - 9
^	電磁両立性―第4―4部:試験及び測定技術―電気的ファストトランジェント/バーストイミュニティ試験	C61000 - 4 - 4
合和	電磁両立性―第4―8部:試験及び測定技術―電源周波数磁界イミュニティ 試験	C61000 - 4 - 8
	プリント配線板実装一第1部:通則―表面実装及び関連する実装技術を用い た電気機器・電子機器用はんだ付け実装要求事項	C 61191—1
	ルラニノルマドルディック 34版ナル - ○世測ウナロンナガパニー 細り立っ	a

光ファイバ通信サブシステム試験方法—Q値測定を用いた低ビット誤り率の C61280-2-8 決定法

光ファイバ通信サブシステム試験方法―高密度波長分割多重システムの光信 号対雑音比測定	C 61280— 2 — 9
光ファイバ通信サブシステム試験方法―光信号品質評価のための強度ヒスト グラム評価を用いた平均化Q値測定	C 61280— 2 —11
光ファイバ通信サブシステム試験方法―第4―4部:ケーブル設備及びリン (クー既設リンクの偏波モード分散測定	C 61280—4—4
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2-2 の 部:繰返しかん合試験	C 61300— 2 — 2
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―4 (部:光ファイバクランプ強度試験―軸方向引張り	C 61300— 2 — 4
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―12 (部:落下衝撃試験	C 61300— 2—12
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―17 (部:低温試験	C 61300— 2—17
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―19 (部:高温高湿試験―定常状態	C 61300— 2—19
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-24 (部:応力印加によるセラミック割りスリーブのスクリーニング試験	C 61300— 2—24
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―40 部: SM調心円筒形斜めPC端面光ファイバコネクタプラグの挿入損失スク リーニング試験	C 61300— 2 —40
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―41 (部:SM調心円筒形直角PC端面光ファイバコネクタプラグの挿入損失スクリーニング試験	C 61300— 2 —41
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―42 (部:光ファイバクランプ強度試験―横方向引張り	C 61300— 2 —42
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第2―44 (部:光ファイバクランプ強度試験―繰返し曲げ	C 61300— 2—44
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第3―6 (部:反射減衰量測定	C 61300— 3 — 6
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第3―21 (部:切替時間測定	C 61300— 3—21
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第3―26 (部:光ファイバとフェルール軸との角度ずれの測定	C 61300— 3—26
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第3―28 (部:過渡損失測定	C 61300— 3—28
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第3―38 (部:群遅延,波長分散及び位相リップルの測定	C 61300— 3—38
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第3―50 (部:光スイッチのクロストーク測定	C 61300— 3 —50
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第3―54 (部:円筒形フェルールのフェルール穴軸とフェルール軸との角度ずれ測定	C 61300— 3 —54
静電気一第4-4部:特定応用のための標準的試験方法-フレキシブルコン (テナの静電気的分類	C 61340—4—4
静電気一第4-6部:特定応用のための標準的試験方法―リストストラップ (C61340 - 4 - 6
可変速駆動システム(PDS)一第5-1部:安全要求事項一電気的,熱的 (及びエネルギー	C 61800— 5 — 1